

平成20年第3回定例会

# 東吾妻町議会会議録

平成20年 9月 9日 開会

平成20年 9月22日 閉会

東吾妻町議会

## 平成20年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

### 第1号（9月9日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者.....	3
議長あいさつ.....	4
町長あいさつ.....	4
開会及び開議の宣告.....	5
議事日程の報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
諸般の報告.....	6
議員派遣の件について.....	7
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
報告第1号の上程、説明.....	11
報告第2号の上程、説明.....	12
報告第3号の上程、説明.....	13
報告第4号の上程、説明.....	14
報告第5号の上程、説明.....	15
報告第6号の上程、説明.....	15
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	17
認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査.....	18
認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	61
認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	66

認定第 4 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	68
延会について.....	71
延会の宣告.....	71

## 第 2 号 ( 9 月 1 0 日 )

議事日程.....	73
本日の会議に付した事件.....	73
出席議員.....	73
欠席議員.....	74
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	74
職務のため出席した者.....	74
開議の宣告.....	75
議事日程の報告.....	75
認定第 5 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	75
認定第 6 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	78
認定第 7 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	81
認定第 8 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	84
認定第 9 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	87
認定第 1 0 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託.....	90
資料の訂正について.....	94
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	95
資料の訂正について.....	98
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	99
議案第 3 号の上程、説明、議案調査.....	99
議案第 4 号の上程、説明、議案調査.....	108
議案第 5 号の上程、説明、議案調査.....	110
議案第 6 号の上程、説明、議案調査.....	111
議案第 7 号の上程、説明、議案調査.....	112
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	114
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	115

議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	117
選挙第 1 号の上程、採決.....	118
散会の宣告.....	119

### 第 3 号 ( 9 月 1 9 日 )

議事日程.....	121
本日の会議に付した事件.....	121
出席議員.....	121
欠席議員.....	122
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	122
職務のため出席した者.....	122
開議の宣告.....	123
議事日程の報告.....	123
認定第 1 号の質疑、討論、採決.....	123
認定第 2 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	124
認定第 3 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	125
認定第 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	126
認定第 5 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	128
認定第 6 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	129
認定第 7 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	130
認定第 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	131
認定第 9 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	132
認定第 10 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	133
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	135
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	143
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	144
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	144
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	147
請願書の委員会審査報告.....	148
閉会中の継続審査 ( 調査 ) 事件について.....	148

散会の宣告.....	153
第 4 号 ( 9月22日 )	
議事日程.....	155
本日の会議に付した事件.....	155
出席議員.....	155
欠席議員.....	155
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	155
職務のため出席した者.....	156
開議の宣告.....	157
議事日程の報告.....	157
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	157
町政一般質問.....	162
大 岡 広 海 君.....	162
前 村 清 君.....	169
青 柳 はるみ 君.....	177
須 崎 幸 一 君.....	183
金 澤 敏 君.....	189
町長あいさつ.....	196
議長あいさつ.....	197
閉会の宣告.....	198
署名議員.....	199

平成20年 9 月 9 日 (火曜日)

(第 1 号)

## 平成20年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第1号)

平成20年9月9日(火)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 同意第 1号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第 8 報告第 1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況について
- 第 9 報告第 2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について
- 第10 報告第 3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について
- 第11 報告第 4号 健全化判断比率の報告について
- 第12 報告第 5号 資金不足比率の報告について
- 第13 報告第 6号 議会からの請求に基づく監査の結果報告について
- 第14 発議第 1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第15 認定第 1号 平成19年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 2号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 6号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 7号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 8号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

- 第23 認定第 9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第24 認定第10号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第25 議案第 1号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第 2号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 第27 議案第 3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)案
- 第28 議案第 4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第29 議案第 5号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第1号)案
- 第30 議案第 6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第31 議案第 7号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第32 議案第 8号 工事委託契約の締結について
- 第33 議案第 9号 工事委託契約の締結について
- 第34 議案第10号 字区域の変更について
- 第35 選挙第 1号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

本日の会議に付した事件

日程第18まで

出席議員(18名)

1番	菅 谷 光 重 君	2番	竹 淵 博 行 君
3番	金 澤 敏 君	4番	青 柳 はるみ 君
5番	須 崎 幸 一 君	6番	浦 野 政 衛 君
7番	角 田 美 好 君	8番	一 場 明 夫 君
9番	日 野 近 吉 君	10番	大 関 広 海 君
11番	中 井 一 寿 君	12番	上 田 智 君
13番	橋 爪 英 夫 君	14番	前 村 清 君
15番	佐 藤 利 一 君	16番	加 部 浩 君
17番	原 田 睦 男 君	18番	高 橋 基 雄 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	高橋義晴君
税務課長	小山枝利子君	保健福祉課長	蜂須賀正君
住民課長	猪野悦雄君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員長 事務局長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
ダム対策課長	轟馨君	上下水道課長	高橋啓一君
会計管理者	石村あさ子君	東支所長	唐沢憲一君
いわびつ荘 施設長	山田文子君	岩櫃ふれあいの郷 施設長	角田豊君
桔梗館長	高橋和雄君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課長 ・教育課長 職務代理	一場孝行君	社会教育課長 兼中央公民館長	丸橋哲君
代表監査委員	塩谷雷三郎君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局長 係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

### 議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成20年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からの感謝を申し上げます。ありがとうございます。

日本選手の活躍に沸きました北京オリンピックも終わり、今年の夏は例年になく集中豪雨による記録的短時間の降雨が各地を襲いまして、これまで、考えられなかったところでも人命にかかわる被害が発生しております。台風到来の時期を迎え、今後、大きな被害が発生しないことを期待しております。

また、9月1日夜半に福田総理大臣の突然の辞任表明は、まさに青天のへきれきでありました。地元群馬が生んだ総理として期待をしていただけに残念でなりません。

さて、本定例会は、ご承知の決算議会として、平成19年度の一般会計を初め、特別会計並びに企業会計の決算を中心にご審議をいただくことになっております。ほかにも20年度の補正予算、条例の制定等多数の案件が予定されております。いずれも重要案件でございます。十分な審議を尽くし、適切かつ妥当な議決が得られますようお願いいたします。

会期も長くなるうかと思えます。町長初め執行部におかれましても一層のご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

本日は、傍聴の申し出があります。これを許可いたしました。また、傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

### 町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開会に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ことは、各地で異常気象による集中豪雨が多発しております。当東吾妻町でも生活道路等を中心に災害箇所が五十数カ所に及ぶ広範囲なものとなりましたが、現在、担当課を中心に全力を挙げて復旧に努めているところでございます。

議員各位には、この災害対応で住民とのパイプ役としてご苦労いただきまして、迅速な復旧にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日ここに平成20年第3回定例会を開催いたしましたところ、公私ともにご多用のところ、ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

国政では、福田首相が9月1日「防災の日」に突如辞意を表明されました。ねじれ国会の状況下で難しい運営を強いられ、8月2日には内閣改造を断行し、消費者庁の設置や景気対策などに全力を注ぐ意向を示していただけに、残念でなりません。一日も早い新首相の選出と国政の正常化を希望いたしております。

また、財務省は、国の来年度予算の概算要求見込み額を今年度当初予算と比べて3.7%増の86兆1,300億円であることを明らかにいたしました。この中で、国債費は22兆4,400億円と過去最高になりました。その他、自治体に影響の大きい地方交付税交付金などは、総額約2,400億円増の15兆8,500億円を見込んだ内容となっております。今後の予算編成に向けた査定作業を見守りたいと思っております。

さて、本定例会では、人事案件3件、報告事項5件、東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部改正など2件、平成19年度一般会計歳入歳出決算認定についてなど10件、平成20年度一般会計補正予算など5件、その他工事請負契約の締結についてなど3件を提案させていただく予定でございます。慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成20年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時07分)

#### 議事日程の報告

議長(菅谷光重君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

#### 会議録署名議員の指名

議長(菅谷光重君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、10番、大岡広海議員、11番、中井一寿議員、12番、上田智議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長(菅谷光重君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認め、会期は14日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は9月10日午前12時までとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 諸般の報告

議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

上田智議会運営委員長。

（議会運営委員長 上田 智君 登壇）

議会運営委員長（上田 智君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会のほうからご報告を申し上げます。

去る8月28日に議会運営委員会を開催いたしました。その中で、議会内委員会構成等を協議したところでございますが、特別委員会にあつては、特に地域活性化対策特別委員会の内容の変更をさせていただきたいと思っております。

付託事項としまして、都市計画事業、それから上信自動車道建設事業、地域開発事業、地域振興についてという項目があるわけなんです、その中で地域開発事業につきましては、旧東村の事業等の関係でございますけれども、既に予算化をされて総務課のほうで協議を重ねてきたところでございます。そんなこともありまして、重複した協議ということよりも一本化を図って推進していきたい。そんな中でこの地域開発事業を、字句を削るのではなく、新たな地域事業等が生まれた場合には、そういったものを協議していただく場に特別委員会としての位置づけを持っていきたいと議会運営委員会では協議をなされ、決定してまいりましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 上田議会運営委員長の発言、報告が終わりました。

#### 議員派遣の件について

議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町の人権擁護委員6名のうち、新井ひろみさん、本多由巳子さんのご両名が本年12月31日をもって任期満了となることに伴い前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員は、当該市町村の議会議員の選挙権を有し、広く社会の実情に通じ、社会的信望を有すること等、人権擁護に理解ある者を推薦することとされており、推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3の規定により、議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

慎重に考慮いたし、今回任期満了となられるご両名にお話を申し上げたところ、快く内諾を得られましたので、再度推薦したいと考えております。

新井ひろみさんは、平成15年1月から2期6年間にわたり人権擁護委員としてご活躍いただいており、人格識見等高く、適任であり、また現在は、群馬県人権擁護委員連合会の子ども人権専門委員会委員として各種相談に慎重に対応されるなど、人権擁護委員として適任と考えております。

なお、ともに任期がまだ残っておりますが、上申手続に長期間を要するため今議会にご提案申し上げた次第であります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件はこの原案を適任と認めました。

#### 諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第6、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本多由巳子さんにつきましても、先ほどの新井さんと同じく平成15年1月から2期6年間にわたり人権擁護委員としてご活躍されておられます。本多さんは、長い教職経験を生かし、日常の相談活動に地道に取り組んでおられるほか、新井さん同様、群馬県人権擁護委員連合会の子ども人権専門委員会委員として各種相談に慎重に対応されるなど、人格識見等高く、

適任と考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は原案を適任と認めました。

#### 同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第7、同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

昨年来、教育委員会委員が1名欠員になっておりました。

今般、大戸在住の小林靖能さんを東吾妻町教育委員会委員に任命したいと存じますので、ご同意をお願いする次第でございます。

小林靖能さんは、昭和39年3月群馬大学学芸学部を卒業、4月から教員として就職、平成14年3月中之条中学校校長を最後に退職されるまで、実に38年間教職員として奉職されま

した。この間、県教育委員会指導部義務教育課指導主事等の要職を歴任され、退職後は岩島公民館長に就任、平成15年10月から平成20年6月まで東吾妻町教育委員会委員として豊かな識見を持ち職務を遂行されました。教育関係の知識は豊富で、人格も高潔であり、まことに適任者と考えております。

なお、ご同意をいただきますと、10月1日に任命し、任期は前任者の残任期間平成22年6月20日となります。

今回定足数を満たし、教育委員の互選により教育長が選任できることとなります。

教育長不在につきましては、皆様には大変ご心配をおかけしましたことをおわび申し上げて、提案理由とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

#### 報告第1号の上程、説明

議長（菅谷光重君） 日程第8、報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況について、ご報告をいたします。

駅北土地区画整理事業は、健全な市街地の造成を行い公共の福祉を増進することを目的として、土地区画整理法の規定により平成8年度より開始され、12年が経過いたしました。

平成19年度の主な事業は、工事として保留地擁壁整地工事を実施し、街路築造工事19-1工区、街路築造工事19-2工区の工事については第4四半期での発注のため繰り越しとなっております。調査測量業務としては、地区境界ぐい復元測設、稲荷城橋付近道路及び水路詳細設計、街路築造工事の積算業務を実施いたしました。

平成19年度事業費は4億1,585万円で、これに対する収入は、保留地処分金が1億5,822万円、補助金が1,217万円、借入金として2億4,170万円、借入金利子の町からの利子補給補助金は337万円と雑入などが42万円となっております。また、19年度末の負債額は累積額で2億1,810万円であります。なお、事業進捗率は約90%となっております。

東側地区につきましては依然として事業同意が得られない状況であります。平成20年度中の工事実施、事業認可期間の平成22年度までには換地処分などの法的手続を完了し、事業が完成することが望まれるところでございます。

以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

以上で本件の報告を終了いたします。

#### 報告第2号の上程、説明

議長（菅谷光重君） 日程第9、報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

土地開発公社につきましては、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目

途として、事業を進めてまいりました。

平成19年度については、田野原団地2区画、舞台団地2区画の販売促進に努めてまいりましたが、販売実績はありませんでした。

平成19年度決算は、収益的収支におきまして、収入375万7,026円、支出17万8,914円となり、357万8,112円の収益となりました。

また、資本的収支につきましては、収入支出ともに3,000万円となり、借入金の借りかえのみとなりました。

以上で報告とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

以上で本件の報告を終了しました。

#### 報告第3号の上程、説明

議長（菅谷光重君） 日程第10、報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社は、町が資本金の50%に当たる500万円を出資して平成6年3月に設立された法人で、平成6年度から平成13年度までは東京都杉並区の保養施設の管理運営業務を受託しておりましたが、平成14年度からは杉並区より敷地及び施設を使用貸借してのホテル経営に移行。平成19年度はその6期目となっております。

平成19年度の集客実績は1万5,132人ございました。

事業収支関係において、売上高は1億6,613万1,985円、販売費及び一般管理費については1億4,694万9,868円となっております。

その結果、平成19年度は、経常損失2,030万7,035円、当期末の未処理損失は7,234万3,046円となっております。

現在も厳しい経営環境にございますが、社の計画達成と経常利益を確保するための経営努

力を続けており、今後もさまざまな方面から皆様のご支援を賜りますことをここにお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

以上で本件の報告を終了しました。

#### 報告第4号の上程、説明

議長（菅谷光重君） 日程第11、報告第4号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第4号 健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が今年の6月に公布され、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で、議会に報告し公表することとなりました。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、平成18年度から公表している指標でございますが、3カ年平均値で19.3%と依然18%を超えており、起債許可団体となっております。したがって、公債費負担適正化計画を県に提出しなければなりませんので、今回、改定しておりますので、後ほどの全員協議会において報告させていただきたいと思っております。

将来負担比率につきましては、町の地方債残高のほかに債務負担行為による債務残高、一部事務組合における地方債残高のうち町が負担すべき残高、職員等の退職手当負担見込み額など、将来への負担の程度を指標化したものでございますが、181.5%となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございませんが、平成20年度決算からは、この基準数値のうち一つでも該当しますと、財政健全化計画の策定などの義務づけや一定の制限を受けることとなっております。

引き続き、財政の健全化に努めてまいり所存でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

ます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

以上で本件の報告を終了しました。

#### 報告第5号の上程、説明

議長（菅谷光重君） 日程第12、報告第5号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第5号 資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で、議会に報告し公表することとなっております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、国民宿舎事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の4会計でございます。

いずれの会計におきましても、資金不足比率としては該当しておりません。特に国民宿舎事業会計につきましては、実際には資金不足額が発生しておりますが、解消可能資金不足額の基準における算定によりまして、資金不足額がゼロとなっております。

今後も公営企業会計につきましては、独立採算制の原則に努めて事業展開を図っていく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

以上で本件の報告を終了しました。

#### 報告第6号の上程、説明

議長（菅谷光重君） 日程第13、報告第6号 議会からの請求に基づく監査の結果報告につ

いてを議題といたします。

説明をお願いします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

(代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇)

代表監査委員(塩谷雷三郎君) 町長さんを初めとする皆さんのご努力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ですけれども、第6号につきましてご報告を申し上げたいと思います。

議会からの請求に基づく監査の結果報告について、ご説明を申し上げたいと思います。

なお、細かい点につきましては、議員の皆さん方に逐一お配りをしてあると思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、監査実施に当たりまして議長、町長、並びに多くの皆さん方のご協力をいただきまして、この場をかりて感謝を申し上げたいと思います。

さて、報告書の関係ですが、第1、監査結果報告について、第2、監査に至った経緯、第3、監査の実施、第4、監査の結果と大きく4分類されるわけでありまして、特に4ページの中に、中段に監査委員としての判断が記載してございます。

簡易水道及び農業集落排水事業の使用関係につきましても、統一に関し入札、それから契約及び追加支出の問題については から まで、また情報通信事業におきましては、加入負担金及び使用の問題等について から まで判断をさせていただきました。

詳細につきましては、後ほど、お手元にお配りをしたものについてごらんいただきたいと思いますけれども、なお、5ページは、事実関係の調査・確認してきた中で町執行部への意見・要望がありましたので、7項目にわたってまとめさせていただきました。その中には、契約に関することを初め、事務事業を進める上での姿勢などが含まれております。

今後、町執行部におかれましては、本報告書の内容を真摯に受けとめていただきまして今後の行政に当たっていただくことを期待申し上げます。

なお、非常に簡単ではありますが、手元の資料につきましては十分ご解説をいただきまして、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

以上で本件の報告を終了いたしました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第14、発議第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

上田智議会運営委員長。

（議会運営委員長 上田 智君 登壇）

議会運営委員長（上田 智君） それでは、ご説明を申し上げます。

発議第1号 東吾妻町議会会議規則の一部改正についての趣旨説明でございます。

本件については、地方自治法第100条第12項の改正に伴い改正するものでございます。

内容としましては、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を規定させていただきます。

現在、市町村議会における実態として全員協議会など、議会における審議や議会運営の充実に資する目的で、協議や調整のための場が設けられております。

ところが、現行法上では、正規の議会活動は本会議・委員会への出席や議員派遣などに限られるという解釈がとられてきたことから、全員協議会等への出席については費用弁償の支給や公務災害補償の対象にならないとされておりました。

今回のこの法改正によりまして、全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置づけられたことから、全員協議会への出席は、費用弁償の支給及び公務災害補償の対象となり得ることになります。

何とぞ、議員各位においてはご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議長におかれましても、議決後できるだけ早い時期に公布いただけるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

( 発言する者なし )

議長 ( 菅谷光重君 ) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立多数 )

議長 ( 菅谷光重君 ) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

#### 認定第 1 号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

議長 ( 菅谷光重君 ) 日程第 15、認定第 1 号 平成 19 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

( 町長 茂木伸一君 登壇 )

町長 ( 茂木伸一君 ) 認定第 1 号 平成 19 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入総額 83 億 5,516 万 2,345 円、歳出総額 80 億 2,071 万 5,323 円、歳入歳出差引額が 3 億 3,444 万 7,022 円となりました。

平成 19 年度は、前年度に比較して、歳入の柱である町税が 10.1% の増で、地方交付税は 2.7% の減となっており、財源的には依然厳しい状況が続いてはおります。

このような中ではありますが、東吾妻町新町建設計画に基づいて、東吾妻町の将来を見据えた財政運営によって各種事業を実施してまいりました。

主な事業といたしましては、総務費の総務部門では、町政全般にわたる功労者 5 人の方を表彰いたしました。

選挙関係では、4 月に群馬県議会議員選挙及び東吾妻町議会議員選挙、7 月に群馬県知事選挙及び第 21 回参議院通常選挙が執行されました。

企画部門では、行政改革の基本的な考え方や方向性を示した行政改革大綱の実施計画となる東吾妻町集中改革プランに基づき行政改革の推進を行いました。

ダム対策部門では、岩島・坂上地区において、ダム事業についてご協力をいただくための説明会等を開催いたしました。また、町道松谷・六合村線ほか2路線のダム関連道路整備事業や土地改良事業、吾妻溪谷自然公園整備事業を実施いたしました。

民生費では、生活の安定と福祉の向上を図るため、地域福祉の推進と充実、強化のための事業を実施いたしました。

衛生費においては、健康で住みよい環境づくりを基本に、快適で潤いのある環境衛生づくり、健康づくりを推進し、疾病の予防及び健康指導、環境づくり等の向上を図るため、各種事業を実施いたしました。

農林水産業費では、農林業の振興と経営の安定を図るため、各種の制度事業を積極的に導入するとともに、国や県の補助事業や町単独事業として、農林道の整備、土地改良事業、治山治水事業、森林の育成など多岐にわたる事業を実施いたしました。

商工費では、商工業の振興のための事業として、小口資金融資事業や各種利子補給の実施、また勤労者生活資金の融資も実施いたしました。

観光部門では、キャンプ場管理運営事業、観光団体等活動助成事業を実施いたしました。

土木費においては、国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業として、道路改良工事、舗装道新設工事、道路維持工事を実施いたしました。また、集中豪雨による道路災害が大戸地内で発生し、復旧工事を実施いたしました。

都市計画関係では、駅北土地区画整理事業、街路事業、町づくり交付金事業及び平成18年度繰越分のががつまふれあい公園の用地買収等を実施いたしました。

町営住宅では、町営住宅の維持管理及び火災警報器設置工事並びに設備改修工事等を行いました。

消防費では、町民の身体、生命、財産を守るため、消防防災施設の整備と、火災予防運動として春秋の火災シーズンに火防巡視を実施し、予防消防の徹底を図りました。

次に、教育費では、すぐれた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して、教育行政を推進してまいりました。

学校教育では、地域に信頼される学校づくりに取り組めるよう教育環境の整備を図り、子供たちに確かな学力と豊かな心を育成するため、日々の教育活動に取り組んできたところであります。

平成19年度の大きな事業といたしましては、原町小学校校舎特別教室棟新築工事及び坂上

小学校プール新築工事設計業務委託を実施いたしました。

社会教育関係では、生涯学習時代に応じた施策により、各種事業を推進いたしました。体育面においては、スポーツの振興充実による健康な人づくり、町づくりを目指した諸事業を実施いたしました。

次に、歳入につきましては、冒頭で申し上げたように、厳しい地方財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し、堅実な財政確保に努め、健全な財政運用を目指してまいりました。今後も財源の確保と運用に心がけてまいりたいと思います。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせますので、十分ご審議をいただきまして、ご認定賜りますようよろしく申し上げて説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

会計管理者。

会計管理者（石村あさ子君） お世話さまになります。

それでは、1ページから8ページまでの歳入歳出決算書について説明いたします。

まず、歳入についてですが、5、6ページの歳入合計額をごらんください。

予算現額が85億3,449万4,000円、収入済額は83億5,516万2,345円、この執行率は97.9%であります。調定額に対する収入済額は99.14%です。

18年度まで存在した地方譲与税のうち、国税である所得税収入の一部を地方に譲るという所得譲与税1億2,412万8,511円、18年度の収入済額ですが、これにつきましては、地方税の増収と所得税の減税が行われることにより19年度では廃止となりました。

収入未済額6,855万3,692円についての主なものは、町税が6,647万9,787円、公営住宅使用料が102万200円、諸収入の給食費が97万7,030円であります。

次に、9、10ページの歳出について説明いたします。

支出済額について、18年度は91億3,399万958円、19年度は80億2,071万5,323円、比較しますと87.81%であります。

翌年度繰越額1億8,263万1,025円のうち1億7,656万7,000円は土木費です。

不用額3億3,114万7,652円のうち、大きなものは、農林水産業費、土木費、教育費となっております。

以上、雑駁ではありますが、一般会計決算についてよろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 税務課長。

税務課長（小山枝利子君） 町税につきまして事項別明細書でご説明いたします。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款町税は、収入済額20億3,727万3,518円、421万8,746円を不納欠損として処理いたしました。

1項町民税、収入済額8億2,288万5,865円、前年比129.27%。

1目個人町民税は、収入済額6億4,679万7,865円、前年比135.28%、金額にして約1億6,800万円の伸びを示しております。これは、税源移譲による増額が主なものでございますが、このうち約900万円を20年度で還付することになりました。今回補正予算をお願いしておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。なお、不納欠損は174件、137万8,515円、徴収率は96.78%でございました。

2目法人町民税、収入済額1億7,608万8,000円、前年比111%、金額で約1,700万円の伸びを示しておりますが、予定納付分に20年度で還付が生じております。実質的な伸びはございませんでした。これにつきましても補正予算でご説明させていただきます。なお、不納欠損は1件で5万円、徴収率は98.83%でございました。

2項固定資産税、収入済額10億6,198万3,426円、前年とほぼ同じでございます。不納欠損は239件、269万4,131円、徴収率は95.86%でございました。

3項軽自動車税、収入済額4,226万9,600円、前年とほぼ同じでございます。不納欠損は11件、4万5,000円、徴収率は97.3%でございます。

町たばこ税は1億124万2,177円、入湯税は889万2,450円の収入でございました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、13、14ページをお願いしたいと思います。

2款の地方譲与税から説明させていただきます。

収入済額ですけれども1億5,065万3,000円でございます。昨年度と比較いたしまして1億2,478万円ほど減額となっております。この関係につきましては、先ほど会計管理者が申しあげましたように、3項の所得譲与税が18年3月末で廃止になったことによるものでございます。

次に、1項1目の自動車重量譲与税でございますけれども、国税であり、収入の4分の1が町道の面積や延長によって算出されますが、昨年とほぼ同額でございました。

次に、2目の地方道路譲与税は、揮発油税分が重量譲与税と同じように算出されますけれ

ども、この譲与税につきましても昨年とほぼ同様の額でございました。

次に、3款1項の利子割交付金でございますけれども、個人にかかわる利子相当額の5分の3が割合に応じて配分されますが、昨年度と比較しまして240万円ほど伸びまして796万4,000円となっております。

次に、4款1項の配当割交付金でございますけれども、昨年度と比較いたしまして128万円ほど伸びております。760万7,000円という数字となっております。

次に、5款1項の株式等譲渡所得割交付金でございますけれども、昨年度と比較しまして62万円ほど減っておりますが、譲渡所得に対して交付されるもので335万円となっております。

次に、6款1項の地方消費税交付金でございますけれども、県の地方消費税の2分の1相当額が人口及び従業者員数によって配分されるわけでございますが、昨年度より490万円ほど減りまして1億5,692万3,000円となっております。

次のページ、15、16ページをお願いしたいと思います。

7款1項のゴルフ場利用税交付金でございますけれども、昨年度と比較しまして272万円ほど伸びております。算出につきましては、1人600円のゴルフ税をいただいておりますけれども、その10分の7の相当額が所在市町村に交付されますが、2ゴルフ場で3,192万7,560円という数字となっております。

次に、8款1項の自動車取得税交付金でございますけれども、昨年度と比較して500万円ほど減っております。この交付金につきましては、自動車取得税に95%を乗じて得た額の10分の7相当額が町道の延長ですとか面積等によって市町村に交付されるものでございまして、7,877万6,000円の収入となっております。

次に、9款1項の地方特例交付金でございますけれども、昨年度と比較して2,680万円ほど減っております。要因といたしましては、減税補てん特例交付金と定率減税の廃止によるものでございまして、計上してあります637万7,000円については児童手当措置分でございます。

それから、2項の特別交付金でございますけれども、恒久減税による減税補てんの廃止に伴う経過措置として302万9,000円が入っております。

次に、10款の地方交付税でございますけれども、普通交付税と特別交付税に分かれておるわけでございますが、備考欄のところをごらんいただきたいと思います。普通交付税は昨年度と比較いたしまして2,400万円ほど減っております。合計で24億1,823万8,000円という

ような数字でございます。特別交付税のほうにつきましては、昨年度と比較しまして5,164万円ほど減っております、3億5,966万3,000円ということで、交付税は両方合わせまして7,566万円ほど減ったというようなことでございます。

次に、11款の交通安全対策特別交付金でございますけれども、交通違反等の反則金が原資になっておりますが、昨年とほぼ同額の数字でございます。

議長（菅谷光重君） 課長、途中でございますが、ここで休憩をとらせてもらいます。

再開を11時15分といたします。

（午前11時02分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前11時15分）

議長（菅谷光重君） 続いてお願いいたします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、引き続きご説明させていただきます。

17、18ページをお願いしたいと思います。

12款です。12款の分担金及び負担金でございますけれども、昨年度と比較いたしまして1,480万円ほど減っておりますが、要因といたしましては、公団営の負担金が減になったことによるものでございます。

1目の民生費負担金でございますけれども、主なものは、高山にあります老人ホームへの入所費用、それから矢倉にありますひがしあがつま地域活動支援センターの運営費負担金及び保育所の広域入所負担金等でございます。

次の、2目の農林水産業費負担金でございますけれども、主なものは、先ほど申し上げました公団営の畜産基地建設に伴う借入れたお金の返済がありますが、その関係で1億2,655万円余という数字でございます。

次に、13款の使用料及び手数料でございますけれども、昨年度と比較しまして2,796万円

ほどふえております。主な要因といたしましては、桔梗館の会計を特別会計から一般会計に移した関係で、収入済額が1億8,212万3,270円という数字になっております。

1項1目の総務使用料から、2枚ほどめくっていただきまして21、22ページの民生手数料までにつきましては、昨年と同様の内容でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、14款の国庫支出金でございますが、収入済額は4億6,730万9,137円、昨年度と比較しまして10億3,121万円ほど減っておりますが、この関係につきましては、ダム関連事業の事業費の減少によるものでございます。

詳しく説明いたしますと、1項の国庫負担金のうち1目の民生費国庫負担金でございますけれども、この関係については、児童手当部分915万円がふえております。

次に2項の国庫補助金でございますけれども、1目の総務費補助金でございますが、23、24ページの備考欄の一番上のところをごらんいただきたいと思っております。道路改良事業でございますが、ダム関連の町道2路線で4,000万円ほど減っておりますけれども、そのほかに市町村合併推進体制整備費補助金等は、昨年度とほとんど同額の数字となっております。

1つ飛んで、3目の土木費国庫補助金でございますけれども、2節のまちづくり交付金につきましては、繰越分があった関係で4,057万円ほどふえております。

3節の地方道路交付金は、逆に4,600万円ほど減って550万円でございます。

次に、4節の地域住宅交付金でございますけれども、町営住宅に火災報知器及びふろがまの設置を行ったわけですが、その経費でございます。そのほか、昨年度は都市公園9,340万円ほどありましたけれども、その分が減っております。

次に、4目の教育費国庫補助金でございますけれども、原町小学校の校舎建築補助金で9,849万5,000円ほど入っております。

それから、3項の委託金でございますけれども、収入済額が6,555万6,828円、昨年度と比較しまして10億437万円ほど減っております。要因といたしましては、ダム関連工事のふれあい公園及び土地改良事業の減少によるものでございます。

3目の土木費委託金でございますけれども、ダム関連事業でありまして、収入済額が2,410万円、昨年度と比較して1億928万円ほど減っております。ダム事業の事業費の減というようなことが要因でございます。

次に、15款の県支出金でございますけれども、収入済額は4億2,767万1,992円というような数字でございます。昨年度と比較しまして1億2,777万円ほどふえております。

1項の一番下の民生費県負担金につきましては、25、26ページに記載してありますけれども、25、26ページをごらんいただきたいと思いますが、国と同様の児童手当のほか、昨年とほとんど同じ項目の収入となっております。

続きまして、2項1目の総務費補助金でございますけれども、中ほどから下になっておりますが、テレビジョン難視聴地域解消対策事業補助金ということで490万円が新たに入っております。電源立地交付金につきましては、昨年度繰越分があった関係で、繰越分も含めた形で計上させていただいております。

それから、2目の民生費補助金でございますけれども、備考欄のところにありますように、福祉医療費補助金でございます。県が補助する医療費分4,460万円余が主なものでございます。

次に、27、28ページをお願いしたいと思いますが、3目の農林水産業費補助金でございます。主なものについては、備考欄のところをごらんいただきたいと思いますが、中山間地域等直接支払交付金1,189万円余、それから、中ほどの地籍調査事業補助金1,830万円というものがございます。この2事業につきましては、国が50%、県が25%を見てくれますので、町は事業費の25%負担で済むというような事業でございます。

それから、4目、5目の備考欄のところサテライト事業という表記がございますけれども、内容といたしましては、全国都市緑化ぐんまフェアが開催されましたが、一般会場の支援補助金ということで、東吾妻町については2カ所対象になった、その補助金でございます。

それから、3項1目の総務費委託金でございますけれども、国・県レベルの選挙に対する交付金でありますとか、次のページの一番上、2節の徴税费委託金、これは、県税の取扱額の7%相当額が来るわけですが3,597万円余というようなことでございます。

次に、3目の都市計画費委託金でございますけれども、街路事業の用地買収業務等ございまして2,633万2,300円というような数字でございます。

次に、16款の財産収入でございますけれども、収入済額が4,368万7,384円ということで、昨年度と比較いたしまして2,220万円ほどふえております。

1項の財産運用収入につきましては、昨年度と同様な項目の収入となっております。

次に、31、32ページをお開きいただきたいと思いますが、中ほどの2項の財産売払収入として、土地として1,540万5,749円。この関係の内訳といたしましては、公共物の払い下げ関係で、5名の方、それと1法人、それから、街路事業の関係につきましては、代替地の用地として1名の方に提供した金額でございます。立木の売り払い関係につきまして

は、間伐事業による売り払いと、町道松谷・六合村線の工事に伴う売り払い収入分でございます。

次に、17款の寄附金でございますけれども、総額で14万3,529円の寄附がございました。

それから、下のほうの18款の繰入金でございますけれども、収入済額が1億87万148円ということで、昨年度と比較して2億2,200万円ほど減っております。

それでは、33、34ページの、2目の公共施設等整備基金繰入金でございますけれども、昨年度より1億8,810万ほど減っておりまして9,865万円余という数字になっております。この関係につきましては、ダム関連事業に対する下流都県の負担分ということでご承知おきいただきたいと思っております。

それから、4目の地域開発基金繰入金でございますけれども、箱島住宅使用料の積立分の221万4,000円でございます。

それから、19款の繰越金でございますけれども、収入済額が4億438万6,824円という数字で、昨年度と比較しまして1,300万円ほどふえております。

それから、20款の諸収入でございますけれども、収入済額が4億1,847万6,721円ということでございます。昨年度と比較しまして2億535万円ほど減っております。

次のページをお願いしたいと思います。35、36ページでございます。

3項の貸付金元利収入、一番上でございますけれども、その関係につきましては、勤労者の生活資金預託金元利収入ということで605万円余という数字でございます。

それから、4項の雑入のうち、2目の衛生費徴収金から下段の6目の温泉センター雑入までは、昨年と同様な収入でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

それから、一番下の7目の雑入でございますけれども、37、38ページをごらんいただきたいと思いますが、その備考欄の上から3段目に車両事故保険というのが57万1,960円ございます。この関係については、車両事故等が昨年は5件ほど発生しましたが、その保険料でございます。内訳については、歳出のところ詳しく申し上げたいと思っております。

さらに、4行下の県民局との人事交流による町職員の給与分が県から入った571万972円でございます。なお、県の職員の給与分につきましては、歳出のほうで、総務費のところ説明をさせていただきたいと思っております。今、人事交流をやっております、その県から入った県職分の給与分でございます。

それから、中ほどの天狗の湯公衆電話使用料から利根川・荒川水源地域対策基金事業負担金まで、中ほどに一つ消防関係の収入が入っておりますけれども、その部分を除いて、ダム

関連収入が2億2,333万円余ということで、昨年度と比較しまして1億6,960万円ほど減っておるということでございます。事業費の減が主な理由でございます。

その他の項目につきましては、昨年と同様な収入でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、39、40ページをお願ひしたいと思ひます。

中ほど上段のところは21款の町債でございますけれども、収入済額が9億880万円、昨年度と比較いたしまして1億4,310万円ほどふえております。

1目の過疎債につきましては、五町田に配備しました消防自動車の購入と道路改良、町道70号線に伴うものであります。

それから、2目の辺地債につきましては、町道分去・オリジン線と町道馬場・手子丸線の2路線に対する起債充当でございます。

3目の農林水産業債につきましては、ふるさと農道広野地区と県営畑地総合整備事業、植栗地区でございます。

4目の土木債につきましては、地方特定道路整備事業ということで、内容はダム関連事業の町道松谷・六合村線、繰越分を含みまして2億1,420万円、それとまちづくり事業債、これは街路事業に充当したわけですが、こちらも繰越分を含めて4,540万円、2事業で合計2億5,960万円というような数字になっております。

それから、5目の教育債につきましては、通年校庭整備事業債のほかに、新たに原町小学校の校舎建築事業債2億8,200万円が発生しております。

それから、6目の臨時財政対策債につきましては、当町に割り当てられました起債額2億4,620万円でございます。

一番下の7目の地域情報通信基盤整備事業債につきましては、県衛星系統の防災行政無線整備工事にかかわる起債でございます。

次のページをお願ひしたいと思ひます。

8目の災害復旧事業債につきましては、町道馬場・手子丸線の40万円でございます。

収入合計につきましては、収入済額のところをごらんいただきたいと思ひますが83億5,516万2,345円という収入合計でございます。昨年度と比較しまして1億1,832万円ほど減ったという状況でございます。

次に、歳出に移らせていただきますけれども、歳出につきましては、それぞれ担当課の方から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（佐藤正己君） それでは、歳出についてご説明いたします。

43ページでございますが、議会費につきましては、その約94%が人件費でございます。また、そのほかにつきましては経常的な経費でございます。なお、不用額につきましては、経費の節減によるものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、2款の総務費の1項1目、一般管理費について説明させていただきます。

支出済額につきましては5億658万9,856円ございました。この目では、庁舎内の一般的な管理及び総務課、企画課、生活環境課、会計課職員の人件費でございます。

主なものでございますけれども、1節の報酬でございますが、支出額が20万9,500円ということで、不用額は30万円余出ておりますけれども、この関係につきましては、委員会が開かれなかったり開催回数が減ったことによるものでございます。

2節の給料から共済費等については省略させていただきます。

45、46ページをお願いしたいと思いますけれども、7節の賃金であります。賃金については支払いがございませんでした。

8節の報償費でありますけれども、町政功労及び退職者の記念品代等でございます。

それから、10節の交際費でありますけれども、予算と比較いたしまして75%に抑えた執行となっております。

11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までは、昨年と同様な執行でございますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、47、48ページの備考欄のところをごらんいただきたいと思いますけれども、上から12行目の備考欄の中ほどになります。15節の工事請負費関係が、公共下水への接続ですとか、原町駅前駐車場のオーバーレイ等の工事費がここに記載されております。

それから、18節の備品関係についてはその下に、デジタルカメラですとか記章の購入費等が備品に含まれております。

それから、19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、退職手当組合負担金というのが1億1,436万円余の数字が出ているかと思えます。これが大きな数字になっております。そのほか、県民局との人事交流により県に派遣している職員の給与相当額612万1,623円を含んでおります。

それから、22節、下のほうになるんですけれども、補償、補填及び賠償金でございますが、総合賠償保険事故補償金48万6,847円というのがございますけれども、この関係については、原町内ですとか三島の四戸地内での町道のグレーチングが、車が通ったことによって跳ね上がってしまって車両を傷めてしまったというような事故ですとか、平・長藤線の道路陥没による自動車の破損、それから職員の運転による自損事故2件等で、5件の補償金でございます。

次に、2目の行政振興費につきまして説明させていただきます。支出済額は1,638万4,161円でございます。この目では、区長会長さん、それから区長さん等の報酬、それから区や町が設置している防犯灯や住民センターへの補助金等でございます。

19節のところでは負担金、補助及び交付金でございますけれども、自治総合センターコミュニティ支援事業補助金というのがございますが、この関係につきましては岩下の机地区で農集排に接続する工事の助成金として42万円ほどございます。そのほか、住民センターの補修等で4カ所、大戸区、紺屋町区、生原区、泉沢区の住民センターの増改築費に伴う補助金ですとか、防犯灯の電気料の補助金等でございます。

次に、3目の財政管理費につきまして説明させていただきますが、支出済額は6万7,858円ということで、この目では財政上の一般的な管理費でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（菅谷光重君） 会計管理者。

会計管理者（石村あさ子君） 4目の会計管理費ですが、支出済額401万7,968円、これにつきまして3節から9節までは会計課職員の時間外手当及び旅費であります。

それから、ページをはぐっていただきまして50ページの備考欄でございますが、これにつきましては、事務機器の保守点検料あるいは事務用品等の管理事業の経常経費でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、5目の財産管理費についてご説明させていただきます。

支出済額は426万3,840円でございます。この目では、町有施設の一般的な管理費でございます。

7節の賃金については支払いがございませんでした。

11節の需用費でありますけれども、旧大戸小学校の桜の枝切りですとか、光熱水費等でございます。

それから、13節の委託料でございますけれども、町有地、これは甘酒原等の除草作業等をしていただいた委託金ですとか、固定資産鑑定業務委託料等でございます。

それから、14節の使用料及び賃借料でございますけれども、駐車場用地の敷地賃借料として275万円ほどございます。なお、この財源につきましては、職員駐車場使用料として349万円ほど職員から使用料を徴収しておりますが、それを充当させていただいております。

それから、15節の工事請負費でございますけれども、岩島駅前のフェンス設置工事等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（佐藤正己君） それでは、6目公平委員会費につきましてご説明いたします。

公平委員会費につきましては、3名の委員報酬と費用弁償でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、7目の財政調整基金費について説明させていただきます。

支出済額が9,436万4,000円でございます。この目では財政調整基金への積立金9,417万3,130円と減債基金の利子分の積み立て19万870円ということでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（高橋義晴君） 8目の企画費でございますけれども、支出済額は6,223万2,847円になります。なお、事故繰越しといたしまして91万4,025円ほどお願いしてございましたけれども、これにつきましては総合計画の印刷代ということで、これが先日上がってまいりまして、本日の朝、皆様方のボックスのほうにはお入れしておきましたので、よろしくお願いいたします。

主なものについて説明させていただきますけれども、備考欄をごらんください。

下から6行目ほどになるんですけれども、吾妻局1W、その下に前橋・吾妻とありますが、ともに地上デジタル放送に備えまして改修設備工事を行ったものであります。合わせまして1,470万円ほどかかりましたけれども、県・国・町村、それぞれ3分の1ずつの470万円ず

つの負担分であります。その下、吾妻広域圏の振興整備組合の負担金が1,000万円ちょっとということになります。

次のページをお願いいたします。そのほか、総合計画の策定に要した費用及び、繰越分ではありますけれども、市町村合併推進体制整備補助金で行いました5事業が主なものであります。

次に、9目の運輸対策費でございますけれども、支出済額5,406万7,987円になります。繰越明許費といたしまして515万円ほどお願いしてありますが、これにつきましては矢倉駅のトイレの新築工事費であります。これにつきましては、9月末をもって完成する予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

主なものでございますけれども、路線バスの運行対策費といたしまして、乗り合いバス5路線、乗り合いタクシー1路線、合わせまして経費としては5,070万9,291円になります。その内訳ですけれども、県費補助金が289万4,000円ほど、関係町村の負担金としまして481万7,710円あります。純粋な町負担分は4,299万7,577円になります。そのほか、鉄道対策事業といたしまして、町内に4駅ございますトイレ等の管理費といたしまして清掃謝金、消耗品費、光熱水費などの管理経費でございます。

以上ですけれども、よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 東支所長。

東支所長（唐沢憲一君） 続きまして、2款1項10目の支所費についてご説明申し上げます。

まず、支所の支所費でございますけれども3,574万6,309円の支出済額でございます。

備考欄をごらんください。まず、支所管理事業といたしまして2,712万2,720円ほどになります。その主なものは、給料から始まりまして、職員共済組合の負担金まででございますけれども、これが職員1名分の人件費ということでございます。これが1,000万円ほどになります。

それから、54ページをごらんください。庁舎の修繕料76万3,166円がございますけれども、これは、庁舎のエアコンの修理代ということでございます。それから、各種業務委託料でございます。

続きまして、改善センターの管理事業でございますが、これもほとんどが業務委託料ということでございます。

それから、情報政策事業に移りまして、これにつきましては、地域開発の特別会計のほうに656万9,000円ほど繰り出しております。合計で739万7,744円でございます。

それから、地域開発事業特別会計繰出金43万円でございます。これも、今言いましたように、地域開発のほうで43万円ほど繰り出しております。

あとは、支所運用管理に関する経常経費でございますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、11目の簡易郵便局費についてご説明させていただきます。支出済額は546万1,568円でございます。この目では、植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の一般的な経常経費でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、55、56ページをごらんいただきたいと思います。

12目交通対策費を説明させていただきます。支出済額1,010万9,077円でございます。交通対策費の主な内容でございますが、1節報酬、交通指導員22名分でございます。9節旅費、指導員の出勤旅費となっております。15節の工事請負費は、カーブミラーの設置及び交通安全対策工事となっております。19節の負担金、補助及び交付金では、交通安全運動に関する負担金及び補助金が主な内容となっております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、13目の登記事務費についてご説明させていただきます。

支出済額は13万618円でございます。この目では町有財産関係の登記手数料等でございますが、公共物の道路や水路関係につきましては、担当課の予算で事務を行ったということによりまして不用額が大きくなっておりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（高橋義晴君） 14目電算業務費でございますけれども、支出済額5,993万2,773円でございます。備考欄をごらんください。主なものでございますけれども、ネットワークの回線使用料832万2,120円、その他、各システムのリース料、保守点検委託料並びに使用料等の経常経費でございます。そのほか、19年度におきましては後期高齢者システムの改修が2回ほどございまして、合わせまして2,177万円ほどかかっております。

次のページをお願いいたします。

15目の開発費でございますが、支出済額38万7,503円でございます。これにつきましては、土地開発の指導助言及び国土利用計画法施行事務に要した経費でございます。

次に、16目広報広聴活動費でございますが、支出済額359万450円でございます。月に1回発行しております広報紙並びにお知らせ版の印刷製本費がほとんどでございます。

17目地域活性化対策費でございますが、支出済額28万7,882円でございます。備考欄にございますように、補助金並びにふるさとづくり積立金でございます。

次に、18目交流事業推進費ですが、支出済額15万2,761円ございまして、備考欄記載のとおり、杉並区との交流事業に要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

19目の山村振興対策費及び20目の過疎地域自立促進対策費につきましては、備考欄記載のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、21目の諸費についてご説明させていただきます。支

出済額が1,270万1,194円でございます。この目では、他の項目になじまない費用をこの諸費に載せてございます。

8節の報償費でありますけれども、臨時職員への期末手当支給に関する裁判で、2審の東京高裁の判決が下されまして、町が勝訴したことによる控訴審報酬として45万4,500円、そのほか、弁護士の相談1件ございました。その経費でございます。

それから、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、内容につきましては昨年度と同様に烏帽子山の植林組合負担金等でございますけれども、金額が大きいのは、林道・農道整備事業等の利子分の補助984万円余であります。これは、農林漁業資金を町以外の事業者が借りたもので、その利子分の補助でございます。そのほか、防犯事業活動等をしている団体への負担金や補助、及び自衛隊の父兄会事業補助金等でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 税務課長。

税務課長（小山枝利子君） 2項徴税费につきましては、支出済額1億4,042万4,424円、前年と比較しまして5%ほど伸びを示しております。

1目税務総務費は、12名分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

2目賦課徴収費、支出済額4,819万6,348円につきましては、備考欄に記載いたしてあり

ますように、賦課徴収のための消耗品、システム使用料、委託料等でございます。例年とほぼ同様な経常的な経費でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

支出済額5,790万3,450円でございます。

次の63、64ページをお願いいたします。

備考欄のとおり、2節から12節につきましては、職員6名分の人件費及び経常的な経費でございます。

13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、戸籍住民基本台帳等、それぞれ保守点検及びリース料でございますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、4項の選挙費についてご説明させていただきます。

1目の選挙管理委員会費でございますけれども、支出済額が84万7,754円でございます。この目では、選挙管理委員会の年間の経常的な運営費でございますので、よろしく願いしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

2目の選挙啓発費でございます。支出済額が13万3,336円というような数字になってございます。この目では、選挙啓発のための費用でございますして、選挙啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございます。

次に、3目の東吾妻町議会議員選挙費でございますが、支出済額は1,301万5,263円でございます。この目では、昨年の4月22日に執行されました議会議員選挙に伴う経費でございますして、主に選挙に携わった方の報酬ですとか掲示板の設置費用、それから選挙用の備品の購入等ございまして、経費の全額が町負担となっております。

続きまして、4目の参議院議員選挙費でございますけれども、支出済額は1,214万3,181円でございます。この目では、昨年の7月29日に執行されました参議院議員選挙の経費でございますが、町以外の選挙、国・県の選挙につきましては、経費のほとんどが委託金として来るわけですが、参議院議員の場合ですと98.2%は交付金で来たということになります。

次のページをお願いしたいと思います。

5目の群馬県知事選挙費でございますけれども、支出済額は1,084万9,738円ございま

した。この目では、昨年の7月22日に執行された群馬県知事選挙の経費でございます。内容等につきましては、ほとんど町議選と同じような経費の執行でございます。

続きまして、6目の群馬県議会議員選挙費でございますけれども、支出済額が828万8,482円ということで、この目では、昨年の4月8日に執行された選挙経費でございます。この関係については、18年度も予算計上した関係で、19年度は828万円ほどの計上になってございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（高橋義晴君） 69、70ページをごらんください。

5項の統計調査費、1目統計調査総務費でございますけれども、備考欄にございますとおり、確保対策事業といたしまして統計調査員さんを確保するための記念品等の代金がほとんどであります。

2目の統計調査費でございますが、備考欄に記載してございますように、工業統計調査ほか6項目の調査に要した経費でございます。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（佐藤正己君） それでは、71ページ、2款6項1目監査委員費についてご説明いたします。

監査委員費につきましては、2名の委員報酬ほか経常的な経費でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ダム対策課長。

ダム対策課長（轟 馨君） 続きまして、71ページから74ページの7項1目ダム対策総務費につきまして説明いたします。

支出済額は3億6,946万9,593円であります。主に、2節、3節、4節、9節については、5名の職員給料人件費で3,857万1,330円であります。

次に、需用費であります。主に天狗の湯仮浴場の燃料代、水道代、電気代でございます。

次に、委託料でございますけれども、支出済額で1,223万1,475円あります。主なものとして、共同浴場の管理委託料が328万9,440円、ダム関連整備事業で設計業務委託料が887万3,930円あります。

続きまして、14節の使用料及び賃借料でございますけれども、これは、仮浴場の土地の使

用料であります。

続きまして、15節の工事請負費でございますけれども、支出済額で4,857万3,000円であります。72ページの備考欄の下のほうから8行目ですが、まず、松谷盛土整備事業整地工事費が1,729万3,500円、溪谷パーキング造成工事費が2,761万5,000円、溪谷自然公園溪谷遊歩道工事費が366万4,500円でありました。

次に、17節公有財産購入費でございますけれども、支出済額で2,302万2,876円であります。内訳としまして、町道4009号線、205号線、206号線の改築・土地購入費が合わせて1,944万6,093円でございます。それと吾妻溪谷自然公園整備での土地購入費357万6,783円であります。

次に、19節の負担金、補助及び交付金であります。支出済額で1,613万9,800円あります。内訳としまして、備考欄でダム対策総務費の中の県営事業負担金18万800円、ダム協への補助金1,595万9,000円などあります。

続きまして、22節補償、補填及び賠償金であります。支出済額で1,035万2,000円あります。72ページの備考欄の一番下のほうですけれども、町道4009号線が547万7,500円、町道205・206号線が241万4,300円、次のページの吾妻溪谷自然公園が246万200円あります。

最後に、25節積立金であります。支出済額で2億1,723万5,697円あります。内訳といたしまして、74ページの備考欄をごらんください。まず、松谷・三島地区土地改良積立金が428万9,578円、町道5284号線が364万7,600円、町道松谷・六合村線が、19年度分で8,122万1,489円、18年度の繰越分が6,428万8,950円あります。次に、町道新井横谷松谷線が364万7,600円、吾妻溪谷自然公園整備事業が5,899万8,783円、公共施設等整備基金が利子分で114万1,697円あります。

以上ですが、よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開は1時といたします。

（午前11時58分）

議長（菅谷光重君） それでは、ただいまから再開させていただきます。

(午後 1時00分)

議長(菅谷光重君) 続けてお願いします。

岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長(角田 豊君) 73ページ、74ページをお願いいたします。

8項の岩櫃ふれあいの郷費の支出済額は4,952万200円でございます。

1目の岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、支出済額は4,711万429円でございます。主な支出内容についてご説明いたします。

2節の給料から4節共済費までにつきましては、職員3名にかかわる人件費と臨時職員2名分の社会保険料でございます。

7節の賃金905万3,938円は、臨時職員6名分の賃金でございます。

11節の需用費の757万7,312円でございますが、備考欄に記載してございます、項目が多うございますが、光熱費、修繕料が主でございます。

12節の役務費の115万3,042円でございますが、これも備考欄にございます電話料、汚泥処理手数料、建物共済分担金等でございます。

13節の委託料226万1,805円につきましては、このページの備考欄、下の3行と次のページにまたがりますが、空調設備保守点検委託料から除雪委託料までの各種保守点検委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料の111万3,984円につきましては、岩櫃ふれあいの郷用地の借上料、それとリース料等でございます。

15節の工事請負費236万2,500円につきましては、公共下水道つなぎ込み工事費等でございます。

19節負担金、補助及び交付金45万500円につきましては、各種団体の会費、そして公共下水道の受益者負担金等でございます。

次に、2目福祉センター管理費でございますが、支出済額5万9,176円でございます。支出内容につきましては、消耗品費でございます。

次に、3目コンベンションホールの管理費でございますが、支出済額143万6,585円でございます。

主な支出内容についてご説明いたします。

11節の需用費の49万7,055円でございますが、運営消耗品、またスピーカー関係の修繕料ということでございます。

13節の委託料64万8,500円、これにつきましては、備考欄にありますように、吊り物の保守点検委託料から音響スポット調整委託料ということでございます。

14節の使用料及び賃借料の20万9,530円でございますが、館内マットリース料でございます。

次に、4目健康増進センター管理費でございますが、支出済額91万4,010円でございます。

主な支出内容につきましては、8節の報償費10万円でございますが、これは、自主事業として実施しておりますヨガ教室10回分の講師謝金でございます。

11節の需用費12万4,448円につきましては、消耗品、修繕料でございます。

13節の委託料23万6,250円ですが、トレーニング機器保守点検委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料の23万4,647円でございますが、備考欄にあります放送受信料からコピー機パフォーマンスチャージ料までのリース料でございます。

18節の備品購入費の21万8,665円につきましては、備考欄に記載してありますような備品の購入でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 桔梗館長。

桔梗館長（高橋和雄君） 続きまして、2款9項温泉事業費1目の桔梗館管理費についてご説明いたします。

77、78ページをお願いいたします。

支出済額は4,654万3,799円で、執行率は88.65%でございます。

主な支出内容についてご説明いたします。右側の備考欄のほうをお願いいたします。

桔梗館管理費運営事業費の3,325万8,857円でございますが、一般給料の915万7,800円から職員共済組合負担金の252万4,276円につきましては、職員2人に係る人件費でございます。社会保険料の95万584円につきましては、臨時職員に係るものでございます。臨時職員賃金の1,199万6,624円につきましては、臨時職員の4人とパート職員5人に係る賃金でございます。消耗品費の155万9,998円につきましては、桔梗館の管理運営に係る消耗品費でございます。

続きまして、施設維持管理費の1,201万5,883円でございますが、燃料費の291万5,928円

につきましては、庁用車のガソリン代、ボイラーの重油代、給湯用のガス代の燃料が主なものでございます。光熱水費の390万7,943円につきましては、電気料の317万6,793円と水道料の73万1,150円でございます。設備保守点検委託料の232万500円から施設管理委託料の2万6,460円までにつきましては、施設設備・機械等の管理・保守点検業務委託料でございます。カラオケの使用料52万944円から音楽著作権利用料の13万6,080円につきましては、カラオケ使用に係るものでございます。

続きまして、施設修繕費の126万9,059円でございますが、自動ドアセンサー交換修繕料の11万1,300円から、その他修繕料の48万509円までにつきましては、施設設備の修繕費でございます。

以上ですが、よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（角田 豊君） 次に、2目の温泉センター管理費でございますが、支出済額7,480万8,307円でございます。

79ページに移っていただきたいと思えます。

温泉センター管理費は、各施設とも管理運営のための経常的経費でございます。主な支出内容についてご説明いたします。

2節の給料から4節共済費まで、これにつきましては、職員3名の人件費、そして臨時職員3名の社会保険料でございます。

7節賃金の481万3,952円につきましては、臨時職員4名分の賃金でございます。

11節の需用費の3,434万271円でございますが、備考欄の消耗品から合併浄化槽マンホールぶたフレーム溶接修理までの、項目が多いわけですが、33項目に及んで記載してございますが、これらの消耗品、光熱水費、修繕費の支出でございます。

12節の役務費の108万3,761円につきましては、備考欄にあります電話料、広告料、建物共済分担金等でございます。

13節の委託料の900万149円でございますが、備考欄、このページの右下3行と次の81、82ページの備考欄に記載のとおり、空調設備保守点検委託等、各種保守点検業務委託や浴室清掃業務委託等、温泉センターの保守点検委託の費用でございます。

14節使用料及び賃借料227万642円でございますが、備考欄記載のとおり、用地借上料や温泉水質管理確保システムリース料等でございます。

15節工事請負費の33万750円でございますが、備考欄にあります源泉濾過機濾材交換工事

費でございます。

18節備品購入費の21万5,032円でございますが、中広間のテレビ1台と、そのほかクリーナー等の購入費でございます。

3目温泉センター食堂費でございますが、支出済額5,275万9,330円でございます。

2節の給料から4節共済費につきましては、職員1名分の人件費と臨時職員7名分の社会保険料でございます。

7節賃金の2,057万7,403円につきましては、臨時職員12名分の賃金でございます。

11節需用費の209万1,330円につきましては、消耗品費及びガス代でございます。

16節原材料費の2,054万1,464円につきましては、レストラン、売店の食材等原材料購入費でございます。

以上、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） それでは、引き続きご説明させていただきます。83、84ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費でございます。支出済額で9億9,242万5,692円となりました。

1目の社会福祉総務費ですが1億2,267万1,902円の支出済額で、各事業ごとの事業費につきましては、備考欄記載のとおりであります。主なものについて説明させていただきます。

まず、8節の報償費303万9,966円でございますが、民生委員、保護司の方々の報償費でございます。

11節需用費であります。備考欄下段に記載してあります原油価格高騰緊急対策事業の暖房の燃料費の327万4,000円が主なものでございまして、660世帯の方が該当いたしました。

13節委託料でございます。341万1,550円ですが、地域ホーム委託料が主なものとなっております。

19節負担金、補助及び交付金でございます。4,009万8,516円ですが、社会福祉協議会運営補助金が主なものとなっております。

次に、20節扶助費でございます。399万1,000円でございますが、特定疾患等患者の見舞金が主なものとなっております。

85ページ、86ページをお願いいたします。

2目の障害児者自立支援費でございます。支出済額で1億8,806万3,098円となりました。

12節の委託料1,325万9,509円でございますが、ひがしあがつま地域活動支援センター指

定管理料となっております、1,216万3,962円が主なものとなっております。年度末の利用者につきましては、中之条町の方は6名、東吾妻町の方が5名の計11名の方が利用されております。

18節の備品購入費37万8,000円でございますが、福祉センターにオストメイトトイレ、人工肛門対応トイレでございますが、これを設置したものでございます。なお、備考欄の上段のほうにオストメイトトイレ修繕料がございますが、これは、このトイレを設置するために既設のトイレを修理したものでございます。

19節負担金、補助及び交付金でございます。569万945円でございますが、障害者自立支援事業負担金が主なものとなっております。

20節扶助費 1億6,424万8,757円でありましたが、障害福祉サービス給付費で1億5,783万5,223円が主なものでございまして、81名の方が利用されておりました。

以上です。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） 3目国民年金費につきましては、支出済額592万4,473円であります。職員の人件費と若干の事務費ですので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 引き続きまして、4目老人福祉費になります。支出済額4億4,407万9,934円となりました。

87、88ページをお願いいたします。

まず、8節報償費でございます。402万8,222円でございますが、敬老祝金398万円が主なものでございます。80歳到達の方につきましては216名、85歳の方が141名、90歳に到達の方が63名、95歳の方が25名、100歳の方が3名、合計で448名の方々に贈呈いたしました。

次に、13節委託料2,203万956円でございますが、老人保護措置委託料でございます1,143万7,378円が主なものでございまして、吾妻養護老人ホームへ委託しているものでございます。年度末の保護人数につきましては9名ございました。

次に、19節負担金、補助及び交付金2,190万6,613円ですが、吾妻養護老人ホーム負担金と県の後期高齢者広域連合会への負担金が主なものとなっております。

次に、28節の繰出金につきましては、個々の特別会計への繰出金であります。

次に、5目福祉医療費ですが1億1,686万9,418円の支出済額となりました。

まず、20節の扶助費でございます1億1,538万4,842円が主なものでございまして、子供1万5,318件、重度身障者が216人、高齢重度が228人、母子等が141名、父子で13名となっております。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） 6目国民健康保険費につきまして、89、90ページをお願いいたします。

支出済額1億1,450万9,401円であります。職員4名分の人件費と国民健康保険事業特別会計への繰出金8,532万9,071円ですので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 次、7目町民センター管理費30万7,466円でございます。

これは、町民センターの管理費ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、2項児童福祉費でございます。2億8,990万1,962円の支出済額となりました。

まず、1目の児童措置費9,828万2,256円でございますが、20節の扶助費9,802万5,000円が主なもので、児童手当被用者2,316名、非被用者620名、合計で3,040名分の2,830万5,000円と特例給付分13名分の12万円、それと小学校修了前特例給付1万1,622名分の6,810万円が主なものであります。また、出産祝金につきましては、19年度につきましては15名分の該当がございました。

次に、2目保育所費でございます。1億8,574万5,198円の支出済額となりました。

1節の報酬費から7節賃金につきましては、嘱託職員1名分と一般職15名の人件費及び臨時職員27名分の賃金でございます。年度末現在の各保育所の園児数につきましては、原町保育所が100名、岩島保育所が18名、大戸保育所が18名、あづま保育園が21名の合計157名となっております。

11節の需用費2,102万7,565円ありますが、91ページ、92ページをお願いいたします。これは主に4園の賄材料費でございまして1,179万6,439円が主なものとなっております。備考欄の下段に遠距離幼児通所費補助金84万5,060円とありますが、通所距離が片道4キロを超える保護者につきまして、4キロを超える分につきまして1キロにつき月額580円の補助をしたものでございます。これは、バス利用は除きますけれども、19年度につきましては、35世帯の方が該当いたしました。

次に、3目の学童保育費でございます。支出済額で587万4,508円となりました。これにつきましては、町営の東児童クラブ運営経費が300万2,108円とNPO法人のジャンケンポン運営委託費287万2,400円となっております。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、3項1目災害救助費についてご説明いたします。支出済額4万4,098円でございます。災害救助費の主なものでございますが、自然災害救助費負担金と罹災救助資金積立金となっております。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 引き続きまして、93、94ページをお願いいたします。

4款の衛生費でございます。支出済額で5億2,728万5,746円となりました。

1項1目の保健衛生総務費でございます。9,375万8,588円の支出済額で、2節給料から4節共済費につきましては、職員9名分の人件費でございます。

7節の賃金213万5,736円でございますが、職員1名が育児休暇中でありまして、それにかわる臨時職員の賃金であります。

19節の負担金、補助及び交付金1,550万3,321円であります。原町日赤病院の運営補助金が主なものとなっております。

28節の繰出金860万7,000円でございますが、これは、国保診療所特別会計への繰出金であります。

次に、2目予防費ですが、支出済額で1,816万5,433円となりました。13節の委託料1,227万8,975円が主なもので、高齢者のインフルエンザ各種予防接種用の委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

3目の母子保健費でございます。506万1,202円の支出済額となりました。13節委託料475万1,120円が主なもので、乳児等の健診委託料となっております。

4目の老人保健事業費でございますが、3,188万5,735円の支出済額となりました。この事業も13節の委託料2,942万2,990円が主なもので、基本健診、がん検診、乳がん・甲状腺がん検診の委託料でございまして、延べ受診者につきましては7,166名でございました。

次に、5目の健康推進費でございますが35万5,570円の支出済額となりました。13節の委託料26万9,000円が主なもので、地域や保育所等で実施しております食育教室等を食生活改善推進協議会に委託しているものでございます。

以上であります。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、6目環境衛生費についてご説明いたします。支出済額876万1,272円でございます。この目は、備考欄にございますとおり、吾妻広域町村圏火葬場運営費負担金が主でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、95から98ページにかけてお願いしたいと思います。

7目公害対策事業費でございますが、支出済額66万1,893円でございます。主なものとしたしまして、11節の需用費で大気汚染測定局の電気料と13節にあります委託料、泉沢地区の産業廃棄物跡地の水質検査委託料となっております。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 続きまして、8目保健センター管理費でございます。234万7,070円の支出済額でございます。これにつきましては、保健センターの維持管理費に係る経費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、9目霊園管理費でございますが、支出済額134万4,493円でございます。主な内容は、15節にあります工事請負費で、園内の暗渠排水工事を80万円で行いました。その他につきましては経常経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4款2項清掃費、1目清掃総務費でございます。支出済額3億3,798万8,490円でございます。19節の負担金、補助及び交付金が大半でございます。この事業につきましては、吾妻東部衛生施設組合に運営をお願いしております。

次のページを見ていただきまして、ごみ処理機の補助金でございますが、6件ほどございました。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（高橋啓一君） 3項1目の簡易水道費でございますが、支出済額で2,695万6,000円。簡易水道事業への繰出金等でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 5款1項1目の労働諸費でございますが、備考欄をごらんいただ

きたいと思います。下から2行目の勤労者住宅建設資金利子補給金でございますが、23件で228万9,206円でございます。

その下の貸付金につきましては、勤労者生活資金制度預託金でございますが、12件で605万8,133円の支出でございます。

続きまして、6款1項1目の農業委員会費でございますが、支出済額が2,737万9,843円でございますが、農業委員会の委員及び職員に対する経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、101、102ページをお願いいたします。

2目の農業総務費でございますが、備考欄をごらんください。一般職11名の給料、手当及び経常経費と農業共済組合負担金でございます。

下の農政対策事業でございますが、事業運営費補助金といたしまして4地区、農業振興協議会の補助金を1地区14万円で56万円の支出でございます。

3目の農業振興費でございますが、支出済額で3,519万7,344円でございます。

備考欄をごらんください。主なものといたしまして、中ほどにございます農業近代化資金等利子補給事業でございますが、農業近代化資金利子補給金が145件で275万1,433円、認定農業者育成資金利子助成金が25件で183万7,135円でございます。

次の農業振興対策事業でございますが、建設事業補助金169万8,942円は、スプレー菊の新品種導入補助、リンゴの新品種及びトレリスの導入補助等でございます。

続きまして、野生動物による農作物災害対策事業の建設事業補助金でございますが、173戸の方が対象になりまして433万5,700円の支出でございます。

続きまして、104ページの中山間地域等直接支払交付金でございますが、25協定で1,585万6,351円の支出でございます。

次に、農業農村応援事業の建設事業補助金でございますが、スプレー菊生産施設等補助金で519万9,000円の支出でございます。

続きまして、4目の農業経営基盤強化対策事業費でございますが、支出済額44万2,554円でございます。備考欄をごらんください。主なものといたしまして、認定農業者農用地利用集積促進奨励金といたしまして、12戸で41万7,240円の支出でございます。

続きまして、5目の畜産振興費でございますが、支出済額といたしまして1億8,319万8,617円でございます。主なものといたしまして、畜産基地建設事業償還金が1億7,894万4,891円の支出でございます。これは、畜産基地建設に伴います8経営体及び町の道路分担

金として3路線分の償還金でございます。

続きまして、6目の農地費でございますが、支出済額4,666万611円の支出でございます。

備考欄をごらんください。県営畑地帯総合整備事業で小泉・泉沢地区、植栗地区、県営ふるさと農道緊急整備事業で広野地区、基盤整備促進事業で萩生川西地区、県単小規模土地改良事業で飯米場地区の用水路整備工事と鳥獣害防止対策事業の小泉地区ほか7地区でございます。

町単小規模土地改良事業といたしまして、原材料支給が23地区、小規模土地改良事業が11地区ございます。

団体営土地改良事業といたしまして細谷地区、三島西部第二地区、松谷地区、これにつきましては、ダム関連事業に伴います土地改良事業でございます。

資源保全施策事業は、小泉地区ほか5地区への負担金でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、建設関係の歳出につきましてご説明させていただきます。

初めに、お配りしてあります19年度の施策の実績、49ページの6、地籍調査事業。49ページの一番下から50ページの2、林道基盤整備費の(5)県営森林基幹事業までと、54ページ建設部門の第1、土木関係から56ページ(6)建築確認申請状況までが、建設課の担当する19年度決算における施策の実績でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、決算書の105ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項7目地籍調査費であります。予算額2,870万6,000円に対しまして、決算額の支出済額が2,619万3,701円でありました。不用額につきましては251万2,299円であり、主な不用額内容につきましては、108ページの13節委託料の193万1,100円であります。

次に、地籍調査費の主な執行内容であります。実施地区といたしましては、原町・上野地区を中心に、一部在下・紺屋町エリアを行いました。108ページ備考欄をごらんください。下から5番目にあります業務委託料2,282万7,000円が主なもので、予定する調査を行うことができました。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 続きまして、2項林業費、1目の林業振興費でございますが、支出済額1,923万9,243円でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。林業振興費といたしまして1,093万8,216円でございます。主なものといたしましては、森林整備地域活動支援交付金ということで、10団体に374万3,000円の支出でございます。事業運営補助金は、間伐推進対策及び萩生キノコ生産組合への補助金でございます。

次の有害鳥獣捕獲事業につきましては830万1,027円の支出でございます。主なものといたしまして、消耗品費の140万9,242円は、くくりわな270本の購入等でございます。事業運営費補助金は659万9,705円でございます。なお、昨年度につきましてはイノシシが124頭、クマ2頭等を捕獲しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、6款2項2目の林業基盤整備費につきましてご説明いたします。予算額2,604万4,000円に対しまして、決算額の支出済額は2,186万2,037円でありました。不用額につきましては418万1,963円であり、109、110ページをごらんください。主な不用額といたしましては、13節委託料で146万4,595円であります。

次に、主な執行内容でありますけれども、備考欄の広域林道開設事業が308万3,377円、治山事業が740万7,000円、県単林道改良事業が508万4,968円、林道台帳整備事業が178万5,000円、町単林道整備事業が450万1,692円でありました。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 続きまして、3目の町有林管理費でございますが、支出済額といたしまして485万4,574円でございます。主なものといたしましては、森林国営保険料221万705円、間伐委託料186万7,950円で、面積といたしまして21.44ヘクタールの間伐をさせていただきます。

続きまして、3項1目水産振興費でございますが、支出済額で13万9,000円でございます。内訳といたしましては、吾妻漁業協同組合へ6万3,000円、東吾妻支部へ7万6,000円の補助を行っております。

続きまして、7款1項1目の商工総務費でございますが、支出済額で840万78円でございます。職員1名分の給料及び経常経費でございますので、よろしく願いいたします。

112ページをお願いいたします。

2目の商工振興費でございますが、支出済額といたしまして2,635万8,716円でございます。主なものといたしまして、事業運営費補助金でございますが、商工会補助金1,200万円と街路灯592基の電気料補助153万9,079円でございます。その下の商工業経営振興資金利子補給金でございますが、245件で731万1,047円、その下の小口資金保証料補助金は328万2,180円でございます。損失補償金につきましては、鉄筋工事業者の1件で186万4,163円の支出でございました。

続きまして、3目の観光費でございますが、支出済額1,255万9,341円でございます。

備考をごらんいただきたいと思えます。観光管理費といたしまして520万8,916円でございます。主なものといたしましては、事業運営費補助金として観光協会補助金250万円、ふるさとまつり補助金200万円等でございます。

次の、温川キャンプ場管理事業につきましては181万2,358円でございます。これは、温川キャンプ場運営に係る諸費用でございます。

114ページをお願いしたいと思います。

森林公園管理事業は、東地区にございます森林公園の管理費及び運営に係る諸費用で502万3,826円の支出でございます。

公共施設等管理事業は17万6,051円で天神山公園、自然教育林等の管理費でございます。

日本ロマンチック街道事業につきましては、負担金等で30万9,000円でございます。

東吾妻ふるさと祭阿波踊り出演事業は、杉並区より出場していただきました関連経費でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上ですが、よろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、4目消費者行政推進費につきましてご説明いたします。支出済額7万2,109円でございます。主な執行内容でございますが、消費者団体であります東吾妻町くらしの会への活動補助金7万円となっております。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、8款土木費につきましてご説明いたします。予算額13億2,453万5,000円に対しまして、決算額の支出済額は10億9,058万7,977円で、繰越明許費が1億7,656万7,000円、不用額5,738万23円でありました。

次に、1項道路橋りょう費であります。予算額7億1,125万7,000円に対して、決算額の支出済額は5億6,531万2,866円で、繰越明許費が1億2,099万円、不用額が2,495万4,134円でありました。

続きまして、1目の道路橋りょう総務費につきましてご説明いたします。予算額1億5,299万7,000円に対しまして、決算額の支出済額は1億4,782万2,180円でありました。不用額につきましては517万4,820円であり、主な不用額内容につきましては、2節給料163万5,800円と、116ページの13節委託料280万8,500円であります。

次に、総務費の主な執行内容であります。職員16名分の給料、手当、共済費合計で1億2,479万7,177円と、備考欄の道路台帳補正業務委託料、農道編入分1,723万500円、道路台帳補正業務委託料488万2,500円であります。

その他につきましては経常経費でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2目の道路維持費でございます。予算額3,203万4,000円に対して、決算額の支出済額は2,871万8,659円でありました。不用額につきましては331万5,341円であり、主な内容につきましては、13節委託料、16節の原材料費合計で216万3,938円でございます。

次に、道路維持費の主な内容であります。備考欄の工事材料が1,444万428円、材料運搬等機械借上料333万6,688円、そのほか、道路等修繕料、道路除雪作業委託料、町道元ノ宿栗平峠線外道路維持工事費、町道金井川戸線外道路維持工事費等でございます。

続きまして、3目道路改良費であります。予算額5億2,567万6,000円に対しまして、決算額の支出済額は3億8,877万2,027円であり、繰越明許費が1億2,099万円、不用額が1,591万3,973円でありました。繰越明許費につきましては、118ページ、13節委託料で、ダム関連道路で町道松谷・六合村線の委託料であります。また、不用額の主なものにつきましては、17節公有財産購入費、22節の補償、補填及び賠償金であります。

次に、道路改良費の主な執行内容でありますけれども、備考欄の、まず道路改良費8,280万73円あります。118ページの備考欄をお願いいたします。3行目の町道馬場・手子丸線測量設計業務委託料945万円、その下4行目町道内野・山田川線改良工事費1,126万6,500円、町道紺屋町・平沢線道路改良工事費1,096万2,000円、町道分去・オリジン線道路改良工事費1,230万6,000円、町道岩下・川中線道路改良工事費967万500円、町道紺屋町・平沢線観山橋架替工事費2,245万9,000円。

次に、中ほどのダム関連道路費では、総額で3億597万1,954円でありました。引き続き、備考欄をごらんください。ダム関連の7行目の町道松谷・六合村線改築事業委託料1億

2,046万1,100円、その下、町道松谷・六合村線改築事業委託料（繰越分）1億70万円、その下4行目、町道新井横谷松谷線土地購入費877万950円、その下、町道新井横谷松谷線土地購入費（繰越分）2,787万8,904円、その下5行目、町道新井横谷松谷線補償金（繰越分）1,260万6,328円などが主なものでございます。

続きまして、4目橋りょう維持費及び、119ページ、120ページの5目橋りょう改良費につきましては、いずれも執行がありませんでした。

次に、2項都市計画費であります。予算額5億9,671万3,000円に対して、決算額の支出済額は5億906万3,488円で、繰越明許費が5,557万7,000円、不用額が3,207万2,512円でありました。

続きまして、1目の都市計画総務費につきましてご説明いたします。予算額110万4,000円に対して、決算額の支出済額は107万8,319円でありました。

次に、総務費の主な執行内容でありますけれども、備考欄をごらんいただき、都市計画総務費12万1,331円で、これは、各種団体の会費などでございます。

続きまして、広場管理費95万6,988円でございますが、広場管理の電気料、火災保険料、植栽工事費などが主なものでございます。

次に、2目都市計画調査費でございますが、支出済額185万6,176円でございます。

備考欄をごらんください。都市計画調査費として、都市計画基礎調査業務委託料121万8,000円が主なもので、そのほか負担金と消耗品などでございます。

続きまして、3目土地区画整理費につきましてご説明いたします。予算額2,692万3,000円に対して、決算額の支出済額は2,026万3,447円で、繰越明許費が650万円でありました。繰越明許費につきましては、13節委託料150万円と15節工事請負費500万円でございます。

次に、主な執行内容ですが、備考欄をごらんください。土地区画整理費として2,026万3,477円で、内訳といたしましては、業務委託料766万5,000円、事業補助金町負担金922万5,000円、組合利子補給補助金337万3,447円でございます。

続きまして、121、122ページをお願いいたします。

4項街路事業整備費につきましてご説明いたします。予算額2億4,627万1,000円に対しまして、決算額の支出済額は1億6,707万3,500円で、繰越明許費が4,907万7,000円、不用額が3,012万500円でありました。

繰越明許費につきましては、11節需用費で14万円、15節工事請負費で960万円、17節公有財産購入費で600万円、19節負担金、補助及び交付金で748万円、22節補償、補填及び賠償

金で2,585万7,000円であり、不用額につきまして主なものといたしましては、13節委託料が1,679万3,033円、15節工事請負費1,227万9,350円でありました。

次に、街路事業整備費の主な執行内容でございますけれども、備考欄をごらんいただきたいと思えます。まず、街路事業整備費であります2,527万5,181円であり、内訳といたしましては、原町駅南口線外1線土地購入費（繰越分）380万5,041円、その下2行目、原町駅南口外1線補償金（繰越分）2,073万5,370円が主なものでございます。

続きまして、まちづくり事業であります。執行額は1億4,179万8,319円であり、主なものとして、9行目から自由通路新設工事委託料（繰越分）6,181万2,737円、北口広場整備工事費（第1工区）でありますけれども4,942万3,500円、北口広場整備工事費（第2工区）でございます2,021万2,500円、南口広場整備工事費570万円、その下3行目、自由通路用地土地購入費255万6,350円が主なものでございます。

次に、5目都市公園費につきましてご説明いたします。予算額1億720万2,000円に対して、決算額の支出済額は1億717万7,046円でありました。主な執行内容ですが、備考欄をごらんください。まず、5行目のダム関連事業のふれあい公園土地購入費の繰越分9,991万6,647円、ふれあい公園補償金（繰越分）722万6,550円と、経常的な管理費が主なものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（高橋啓一君） 6目の下水道費でございます。支出済額といたしまして2億1,161万5,000円でございます。詳細につきましては、備考の方をごらんいただければと思えます。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、3項住宅費、1目公営住宅管理費につきましてご説明いたします。予算額1,656万5,000円に対して、決算額の支出済額は1,621万1,623円でありました。主な執行内容につきましては、124ページの備考欄をごらんください。まず、6行目、修繕料が155万2,721円、その下5行目、合併処理浄化槽保守点検委託料が148万4,360円、エレベーター保守管理業務委託料が66万1,500円、町営住宅用地借上料464万3,858円、その下2行目、町営住宅用火災警報器設置工事費330万7,500円、内出団地3浴槽・風呂釜設置工事費が243万6,000円と、そのほか経常経費でございます。

次に、2目定住促進住宅管理費につきましては2万6,188円の執行で、備考欄のとおり、電気、水道、火災保険料のみの執行でありました。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、123ページから126ページにかけてごらんいただきたいと思います。

9款消防費、1項消防費、1目消防費につきましてご説明いたします。支出済額2億8,004万2,238円でございます。主な執行内容でございますが、消防団員333名の報酬及び出勤旅費、消防車両等の維持管理費、消防団備品としまして、ホース、とび口、防火着等の購入が主なものでございます。

次に、備品購入費でございますが、備考欄一番下を書いてありますとおり、5分団第3部の消防ポンプ車の購入をいたしました。

続いて、めくっていただきまして、負担金等でございますが、吾妻広域消防本部への負担金、退職消防団員負担金、幼年消防クラブ活動補助金、防火水槽改修事業補助金及び消火栓維持管理負担金ほか、消防関係施設の維持管理費となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2目水防費でございますが、こちらについては執行がございませんでした。

続きまして、3目防災費でございますが、支出済額2,557万3,582円でございます。主な執行内容でございますが、町の防災行政無線の維持管理費と、19節に、負担金でございます群馬県衛星系防災行政無線の整備負担金でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 引き続きまして、10款教育費について説明を申し上げます。施策の実績は60ページに載っておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

教育費の執行率は95.7%でありました。

1項教育総務費、1目教育委員会費でありますけれども、これは、教育委員会の運営経費といたしまして、4名の委員さんの報酬及び経常経費を合わせて198万6,291円を執行させていただきました。

127、128ページをお願いいたします。

2目事務局費であります。事務局職員の給与、学校教育課に係る経常的経費として執行さ

せていただきました。

主な執行内容を説明させていただきます。備考欄の中ほどに入学祝金としまして、小学校1年生入学児童に1人3万円ではありますが、計369万円を執行させていただきました。

下段であります。情報教育備品購入費1,102万5,000円は、情報教育格差是正事業といたしまして、太田小学校、原町小学校、岩島小学校、坂上小学校、そして原町中学校に整備させていただいた費用であります。

3目をお願いいたします。3目教育研究所費であります。今年度のテーマは、「たくましく生きる子どもの育成を目指して」といたしまして、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修に要した費用であります。なお、研究結果につきましては、3月3日、コンベンションホールを主会場に発表会を実施させていただいたところでありますので、よろしくをお願いいたします。

129ページ、130ページをお願いいたします。

4目通学バス運営管理費でありますけれども、東地区1台、岩島地区2台、坂上地区2台の合わせて5台の運営管理に要した経費といたしまして2,678万9,565円を支出させていただきました。備考欄に借上料74万9,240円とございますが、これは、中体連出場や町民プール送迎に要した通常外の費用でありますので、よろしくをお願いいたします。

次に、5目給食調理場運営管理費であります。4つの調理場を管理してございますが、およそ1日に1,788食の調理に要した費用、そして職員14名、臨時職員は7名の方々の人件費と賄材料費が主なものでありますので、よろしくをお願いいたします。なお、単純計算をしてみますと、1食に調理するに必要な額、およそ582円がかかるわけでございますけれども、これにご負担いただいております材料費およそ259円程度ということになります。町では、食育の重要性を十分踏まえ、子供たちの成長を期しまして55%に相当する負担をさせていただいたこととなりますので、よろしく願いします。備考欄に、各施設ごとに具体的に記してございますので、詳細については後ほどごらんいただきたい、このように思います。

それでは、次の131、132ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費であります。本町には2名の先生、マシュー・ミラー先生とメリッサ・ドーリン先生がいらっしゃいます。この先生方の報酬と経常的な経費を執行させていただいたものであります。先日の英語担当者会議の中でもとても好評で、児童生徒たちにもなじんでくれているとのことでありまして、今後も、学習指導要領の改訂によりまして小学校でも英語に35時間取り組むということになってございますので、この事業をより充実して

推進させていただきたい、こんなふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、133、134ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費であります。40学級830人の児童の小学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。内容的には昨年とほぼ同様となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7節の賃金でありますけれども、公仕といたしまして、東小学校、原町小学校の2名、マイタウンティーチャーといたしまして、原町小学校、太田小学校、これまた2名で441万5,344円を支出させていただいております。備考欄にも各学校ごとに内容が記しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

それでは、ちょっと飛んでいただきます。137、138ページをお願いいたします。

2目の教育振興費でありますけれども、これは、小学校の教材、教具、就学援助関係の費用1,171万8,517円でありました。

20節の扶助費であります。就学援助費につきましては23名分、特別支援教育奨励費につきましては11名、合わせまして164万314円の支出でございます。詳細につきましては、それぞれ学校ごとに書いてございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

それでは、139、140ページをお願いいたします。

小学校施設整備費であります。原町小学校の校舎新築費が主なものでありまして、19年度におきましては特別教室棟を築造することができました。地階には機械室、電気室、1階に理科室、家庭科室、コンピューター室、会議室、図工室があります。2階には図書室、相談室、多目的室、教材室と普通教室が2部屋、そして3階には音楽室、少人数教室、多目的室、教材室と普通教室2部屋が配置されております。

17節の公有財産購入費は、駅北の随意契約保留地の買い戻し分865.05平方メートルに要した費用でありますので、よろしく申し上げます。

引き続きまして、3項中学校費、1目の学校管理費であります。24学級502名の生徒の中学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。内容的には昨年とほぼ同様の内容となっておりますので、よろしく申し上げます。

7節賃金でありますけれども、公仕としましては東中、太田中の2名、マイタウンティーチャーといたしましては、東中、坂上中学校の2名、合わせまして424万1,784円となりました。詳細につきましても、各学校ごとに備考欄に記しております。ごらんいただきたいと思ひます。

それでは、大きく145ページをお願いします。

2目教育振興費であります。中学校の教材、教具、就学援助関係の費用1,149万5,939円でありました。

20節の扶助費でありますけれども、就学援助者であります。就学援助につきましては22名、特別支援教育奨励費につきまして16名、合わせまして258万3,196円の支出となりました。

それでは、147、148ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費であります。16クラス257名の園児の幼稚園管理運営に必要とした費用の支出をさせていただいたところでありまして、合わせまして1億3,238万5,532円となりました。お1人からお預かりします保育料年額2万4,000円であります。子育て支援といたしまして、1人の園児に投入する町費でありますけれども、およそ50万円という数値となりました。

なお、7節賃金でありますけれども、1,609万7,088円ではありますが、これは、臨時職員の12名分として支出させていただいたものであります。よろしくをお願いいたします。

それでは、151、152ページをお願いします。

2目教育振興費であります。118万1,509円は、幼稚園の教材、教具の費用であります。

以上が、学校教育に関係しますところの説明でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 社会教育課長。

社会教育課長（丸橋 哲君） 続きまして、5項の社会教育費につきまして説明を申し上げます。支出済額が3,403万3,523円、執行率が83.02%でございました。

1目の社会教育総務費でございますが、支出済額が813万2,587円でございます。社会教育総務費につきましては、社会教育関係機関への負担金及び社会教育団体への補助金が主なものでございます。そのほか生涯学習大会、成人式等の経費となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、154ページをお願いいたしたいと思っております。中ほどをお願いいたします。

2目の公民館費でございますけれども、支出済額が1,413万7,520円でございます。公民館費につきましては、中央公民館の運営にかかわる事務費が主なものでございます。

1枚めくっていただきまして156ページをお願いいたします。備考欄の方をお願いいたします。事業ごとにご説明させていただきます。

最初に、中央公民館備品貸出管理事業でございますが、スキー整備にかかわる経費でございます。

次の、高齢者教室事業につきましては、寿大学にかかわる経費でございます。参加者は136名で延べ8回開催されました。

次の、土曜教室事業につきましては、おもしろ科学教室にかかわる経費でございます。

次の、教養講座事業につきましては、講師の謝金等となっております。

次の、公民館読書推進事業につきましては、図書の整理の謝金、図書の購入費でございます。

次の、太田公民館運営費と、次のページの岩島公民館、坂上公民館運営費につきましては、各公民館の施設の維持管理、運営及び各公民館の事業費等でございます。

めくっていただきまして、160ページの中ほどをお願いいたします。備考欄になりますけれども、最初に、東公民館運営費につきましては、東地区の5分館にかかわる補助金等が主なものでございます。

その次の東公民館事業費につきましては、公民館祭及び運動会等に要した経費でありますので、よろしくをお願いいたします。

次に、3目の文化財保護費でございますが、支出済額341万3,491円でありました。文化財保護費は、指定文化財の保護及び啓蒙に要する経費、指定文化財の維持管理に要する費用の補助並びに伝統芸能等の伝承に対する補助金が主なものとなっております。本年度は、冊子「東吾妻町の文化財」を作成いたしました。

1枚めくっていただきまして、162ページをお願いいたします。

吾妻峡保存管理事業でございますが、本年度につきましては、協議会を設立いたしました。経費につきましては、11名の委員さんの報酬、旅費及び基礎調査員3名の謝金、それから会議などの運営にかかわる経費となっております。

次に、カモシカ保護事業につきましては、職員の時間外勤務手当、消耗品費等で、天然記念物のカモシカの保護に要した経費でございます。本年度は、死体埋葬が8頭、保護は4頭でございました。

次に、4目の青少年対策費でございますが、支出済額が141万9,577円となっております。

青少年対策費につきましては、青少年健全育成推進員の活動費及び子ども会育成団体への補助金が主なものでございます。

次に、杉並・東吾妻わんぱく交流事業につきましては、町内の小学生4年生から6年生の

30名が参加いたしました。姉妹都市であります杉並区のほうで行われまして、杉並区の小学生、同じ30名と交流に要した経費となっております。

次に、東・蓮沼交流事業でございますが、東小5年生と千葉県蓮沼小5年生の交流に要した経費となっております。

次に、5目の山村開発センター管理費でございますが、支出済額が515万8,254円となっております。山村開発センターの維持管理費でございますので、よろしく願いいたします。

1枚めくっていただきまして、164ページの中ほどの発掘調査費をお願いいたします。

6目の発掘調査費でございますが、支出済額が177万2,094円でありました。発掘調査費につきましては、文化財整理室の維持管理に要する経費が主なものとなっております。

次に、試掘調査費でございますが、町内の試掘に要した費用等でございます。

次に、町内遺跡発掘調査事業でございますが、川戸の下郷古墳群の発掘調査に要した経費となっております。

次に、6項の保健体育費でございますが、支出済額が3,486万5,936円、執行率が82.51%でありました。

1目の保健体育総務費でございますが、支出済額が1,609万5,349円でございます。この保健体育総務費につきましては、12名の体育指導委員さんの報酬、スポーツ保険料、海の家負担金、体育協会などスポーツ団体の補助金が主なものとなっております。

1枚めくっていただきまして、166ページの中ほどをお願いいたします。健康管理対策事業につきましては、管内の幼稚園、小学校、中学校の園児、児童・生徒、教職員の健康診断に要した経費でございます。

次に、東地区保健体育推進事業につきましては、スポーツ指導員さんへの謝礼でございます。

次に、郡民体育祭事業につきましては、郡民祭の参加選手にかかわる補助金及び負担金が主な経費となっております。

1枚めくっていただきまして、168ページの2目学校開放事業費でございますが、支出済額が440万6,185円でありました。管内の10校の校庭及び体育館を社会教育の振興のために一般に開放しております。これに要する経費となっております。主なものは、屋外照明の電気料でございます。

次に、3目の施設管理費でございますが、支出済額が1,436万4,402円でございます。最初の吾妻地区の施設管理費につきましては、吾妻地区のスポーツ広場、町民体育館、町民プ

ール、旧吾妻町管内の社会体育施設の維持管理に要する費用であります。電気料と委託料が主なものとなっております。

1枚めくっていただきまして、170ページをお願いいたします。東地区の施設管理につきましては、東総合運動場を初めとする旧東村管内の社会体育施設の維持管理に要する経費でございます。これにつきましても電気料と委託料が主なものとなっております。

次に、吾妻地区公園管理事業につきましては、岩井親水公園の草刈り等の委託料でございます。

次に、あづま親水公園等管理事業につきましては、あづま親水公園、おかのぼり公園などの管理に要する経費となっております。

以上が社会教育費でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費につきましてご説明いたします。予算額311万3,000円に対しまして、決算額の支出済額は245万6,051円でありました。

1目の河川復旧費につきましては、幸い執行がありませんでした。

2目の道路復旧費につきましては、支出済額で245万6,051円であり、172ページの備考欄をごらんください。下から2行目の町道馬場・手子丸線道路災害復旧工事費132万3,000円であり、そのほかは、災害査定測量設計委託料と復旧工事3路線でありました。

3目橋りょう復旧費につきましては、幸いに執行がありませんでした。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、12款の公債費についてご説明させていただきます。公債費につきましては、現在、町がお借りしております地方債の元金及び利子でございます。支出済額は10億9,408万1,113円でございます。

次に、13款の諸支出金でございますけれども、1項の公営企業費でございます。水道事業会計及び国民宿舎事業への補助金でございます。

次に、14款の予備費でございますが、支払いはございませんでした。

次の173、174ページをお願いしたいと思います。

歳出合計欄の支出済額のところをごらんいただきたいと思いますが80億2,071万5,323円でございます。昨年度と比較いたしまして11億1,327万5,635円減ったという状況でござ

います。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、実質収支に関する調書ということで載せてございます。下から2番目の5の実質収支額のところをごらんいただきたいと思いますが、3億977万1,000円となっております、次年度に繰り越す額でございます。

176ページの財産に関する調書でございますけれども、公有財産のうち、土地及び建物が176ページ、それから177ページには出資による権利、178ページについては物品、基金、債権、それから、東吾妻町の土地開発基金運用状況調書等が載せてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計の歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員、お願いします。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、一般会計につきましてご報告を申し上げたいと思います。

去る7月17日から8月19日までの午前9時から午後5時までの時間帯で、特別会計、企業会計も含め、延べ10日間にわたりまして須崎幸一監査委員と一緒に行いました。企業会計も含めて行いました。それから、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によって審査をいたしました。

審査に当たりましては、適正かつ効率的に執行されているか、会計経理は関係法規に適合して処理されているか、財産の取得処分及び管理は適正に行われているか、各般にわたって審査を行いました。その結果、計数については正確であり、事業関係については、企画課2件、産業課1件、建設課2件、生活環境課2件、ダム対策課1件、東支所1件、上下水道課2件、学校教育課1件、社会教育課1件の合計13件については、現地を見させていただきまして、なおそれぞれの担当者に細かい報告等も受けたわけであります。

なお、内容その他につきましては、例月検査の結果も踏まえて相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

第1点は、財政運営についてであります。

まず、歳入ですが、自主財源率は41.4%で、依存財源率は62.7%でありました。歳出の義務的経費については、構成比が41.6%で、金額は33億3,771万8,831円でありました。投

資的経費については、構成比が12.8%で、金額は10億2,342万2,842円でありました。

歳入財源の充足確保と、歳出では人件費、物件費等の抑制を図り、住民福祉・町民サービスの向上のために、より効率的な行政システムを確立し、堅実な運営を望むところでありますが、特に時間外勤務等に関しては、非常に大切なことでもありますけれども、それぞれ、特に命令権者が必要性を判断するものでありまして、個人の考え方で時間外をやっていただくというようなことについては、ひとつしっかりと管理監督をお願い申し上げたいと思います。

また、収入未済額6,855万3,692円のうち96.97%は町税であり、自主財源の確保と負担の公平性を期するためにも、関係法令に基づき滞納額の解消に努めていただくことは大切なことだと思いますので、その点につきましてもよろしく申し上げます。

また、参考までに、財政運営の指標等につきましては、先ほど各課長さんの報告あるいは関係する皆さんのご報告がありましたので、特に%等につきましては申し上げませんが、その辺につきましてもご検討をよろしく願いし、なお、その点につきましては、それほど問題になる数値等につきましてはなかったということでご報告させていただきたいと思っております。

非常に厳しい中でも、起債制限比率は正常を示しておるということでご報告申し上げたいと思います。しかし、今後も引き続き町債を抑える等、改善に努めることが必要と思われるので、よろしく願いしたいと思っております。

なお、当決算年度末における地方債未償還残高の合計は104億7,107万2,000円で、1世帯当たりの金額にいたしますと182万8,189円、1人当たりの金額にいたしますと62万3,168円であることを申し添えたいと思っております。

次に、第2点として、町単独補助金についてであります。決算の中から1億6,357万4,801円を各課から提出された調書により審査いたしました。補助金に関して、町の厳しい財政状況を理解していただくと同時に、補助金審査会においてもさらに精査の上、より有効に活用されることを要望いたします。

また、公営企業会計につきましても、町費の補助金に頼ることなく、引き続き独立採算の趣旨にのっとり経営をお願いしたいと思っております。

第3点につきましては、町営の温泉施設について申し上げます。

まず、岩櫃ふれあいの郷温泉センターの当決算年度の営業日数は350日と非常に多いわけでありまして、利用者10万8,589人、前年比3.1%減というようなことのようにありますが、これには、若干の関連する温泉センター等もありますので、そちらのほうに動いているとい

う要素もあろうかと思えます。いずれにしましても、岩櫃城については若干減ったということですが、%にいたしますと、ただいま申し上げました数字のようであります。

次に、東温泉桔梗館の当決算年度の営業日数は347日と、これも日数的にはそう変わっておりませんが、入場者数7万643人、前年比5.2%と。岩櫃城は3.1%減でありますけれども、こちらのほうは5.2%増ということのようでありまして、その辺の力の関係、あるいは福祉に携わる関係の料金等の関係でそちらに動いたというような要素もあろうかと思えますが、いずれにしましても3,133万1,200円となりました。

以上で一般会計に関する報告を終わりたいと思えます。細かい点につきましては、先ほどの決算で各課長さんの報告で申し上げられた内容の中にそれぞれ含まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月18日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで暫時休憩をとります。

（午後 2時32分）

議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午後 3時10分）

認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第16、認定第2号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 認定第2号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額18億2,163万1,288円、歳出総額17億2,566万6,081円、歳入歳出差引額9,596万5,207円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入の主なものでありますが、国民健康保険税 5 億8,354万2,058円、国庫支出金 4 億9,311万1,782円、療養給付費交付金 3 億377万5,000円、共同事業交付金 2 億386万7,123円となり、これらで歳入総額の87%を占めております。

次に、歳出ですが、保険給付費が11億557万4,440円と歳出総額の64%を占め、前年対比104%と医療費が増加いたしました。しかし、高齢者層の医療費は相変わらず増加傾向にあるなどから、今後も慎重に対応すべきものと考えております。

続きまして、26ページ以降、施設勘定のご説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額9,247万3,105円、歳出総額9,036万7,841円、歳入歳出差引額210万5,264円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入であります。診療報酬が6,909万7,057円と歳入総額の75%を占めており、ほかに一般会計からの繰入金860万7,000円、町債610万円等が主なものでございます。

続いて歳出ですが、人件費、医薬品等が主なもので、ほぼ予算どおりの執行となりました。なお、医療用機械器具として胃カメラを購入させていただいております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） お世話さまです。

それでは、平成19年度の東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

6 ページ、事業勘定から事項別明細書で説明させていただきます。

1 款国民健康保険税ですが、収入済額 5 億8,354万2,058円、不納欠損額278万6,200円、収入未済額4,357万7,658円、構成比32.0%、前年対比103.05%となっております。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、収入済額 4 億6,519万8,706円、収納率91.32%となります。医療給付費分及び介護納付金分の滞納繰越分42件を不納欠損として処理いたしました。

2目退職被保険者等国民健康保険税、収入済額1億1,834万3,352円、収納率98.20%となっております。

2款使用料及び手数料22万600円は、保険税の督促手数料であります。

3款国庫支出金は、収入済額4億9,311万1,782円、構成比27.07%、前年比102.84%で、1項国庫支出金、収入済額3億6,269万6,782円、2項の国庫補助金1億3,041万5,000円となっております。

4款療養給付費交付金、収入済額3億377万5,000円、構成比16.68%、前年比86.42%でございます。

5款の県支出金8,727万5,655円、構成比4.79%、前年比123.5%でございます。

6款の財産収入9万5,153円は、基金の利子でございます。

7款共同事業交付金、収入済額2億386万7,123円、構成比11.19%、前年比201.88%となっております。

8款の繰入金、収入済額8,532万9,071円、前年比99.47%、一般会計からの繰り入れでございます。

9款繰越金5,675万5,755円は、前年度の繰越金であります。

10款の諸収入は765万9,091円となりました。

以上、歳入項目の主なものを説明させていただきましたが、歳入総額18億2,163万1,288円となりました。

続いて、14ページ以降、歳出をお願いいたします。

1款総務費、支出済額1,203万3,883円、執行率72.59%で、1項総務管理費から3項運営協議会費まで経常的な経費でございます。

2款保険給付費は、医療費と現金給付にかかわるものですが、支出済額11億557万4,440円、前年比103.82%となりました。

その内訳は、1項療養諸費9億9,293万5,156円。

2項高額療養費は9,808万9,284円。

3項移送費はありませんでした。

4項の出産育児諸費、19件、665万円。

5項の葬祭費、158件、790万円となりました。

なお、保険給付費の詳細につきましては備考欄に記載してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

3 款の老人保健拠出金、支出済額 2 億 9,003 万 7,144 円、前年比 82.18%。対象者は 2,192 人、1 人当たり 13 万 536 円でした。

4 款介護給付金は、支出済額 1 億 382 万 6,282 円、前年比 91.87%。被保険者 2,203 人、1 人当たり給付金 4 万 7,129 円でした。

5 款の共同事業拠出金、支出済額 1 億 9,381 万 8,565 円、前年比 187.01%、高額医療費に対する拠出金でございます。

6 款保健事業費、支出済額 509 万 7,788 円、執行率 77.8%、前年比 86.32% であります。

7 款基金積立金 9 万 5,153 円は、基金利子の積立金であります。

9 款諸支出金、支出済額 1,518 万 2,826 円は、1 項償還金及び還付加算金の平成 14 年から 16 年分調整交付金返還金や 2 項繰出金の診療所へ施設勘定繰出金としたものが主なものでございます。なお、診療所への繰出金は県から受け入れる補助金と同額となっており、財源は特別財政調整交付金であります。

10 款予備費の執行はなく、事業勘定歳出合計 17 億 2,566 万 6,081 円で、前年比 103.78%、執行率 96.83% となっております。

次ページに実質収支に関する調書、財産に関する調書がございますが、実質収支額 9,596 万 5,207 円、基金の年度末現在高は 1 億 1,070 万 3,084 円となりました。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。30 ページ以降、事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

1 款診療報酬、収入済額 6,909 万 7,057 円、前年比 94.22%。

2 款使用料及び手数料、収入済額 40 万 1,450 円。

3 款県支出金、収入済額 180 万円。

4 款繰入金、収入済額 1,040 万 7,000 円。うち、1 項の一般会計繰入金は 860 万 7,000 円、前年比 126.57%。

2 項の事業勘定繰入金は 180 万円でございます。

5 款繰越金 451 万 9,406 円は、前年度繰越金であります。

6 款諸収入は 14 万 8,192 円。

7 款町債 610 万円は、医療機器整備事業債として過疎債を活用させていただきました。

以上、歳入合計 9,247 万 3,105 円となり、前年比 99.81% となりました。

次に、34 ページ以降、歳出ですが、1 款総務費、支出済額 4,444 万 9,015 円、前年比 86.33%、そのうち人件費が 4,214 万 9,673 円。施設管理費については経常的な経費でございます。

2 款の医業費、支出済額4,309万8,124円は、医療用の消耗品、医薬品等で、前年比126%となりました。うち、2 目の医療用機械器具費の619万5,000円については、胃カメラの購入費であります。

3 款公債費は282万702円の支出となりました。

以上、歳出総額は9,036万7,841円となり、次ページの実質収支額は210万5,264円となりました。

以上、国民健康保険特別会計の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員、お願いします。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） 国民健康保険特別会計。

平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月18日、小山住民課長出席のもと、事業勘定、施設勘定ごとに細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ相違いなく正確であると認め、ご報告を申し上げます。

ただ、決算年度末における保険税の滞納額が4,357万円に上るものがありまして、今後一層の徴収に対しましてご努力をお願い申し上げるものであります。

なお、決算年度末施設勘定における起債の未償還残高は3,570万3,000円であることを申し上げます。

以上、ご報告を終わります。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月18日までに調査が終了するようお願いいたします。

認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第17、認定第3号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 認定第3号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

老人保健特別会計決算につきましては、歳入総額20億6,950万1,573円、歳出総額20億6,917万3,148円、歳入歳出差引額32万8,425円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

まず、歳入であります。支払基金交付金、国・県支出金を合わせて18億2,573万4,571円で、歳入総額の88%を占めております。

続いて歳出ですが、医療諸費20億5,730万445円が主なものであり、歳出総額の99%となりました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

5ページ以降、事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入ですが、1款1項支払基金交付金10億4,649万2,364円、前年比94.23%でございます。

1目医療費交付金、医療費に係る保険者の負担分でございますが、収入済額10億4,113万6,000円ございました。

2目審査支払手数料交付金、収入済額535万6,364円でございます。

2 款国庫支出金 6 億2,237万2,265円、前年比100.26%となりました。

1 項国庫負担金、収入済額 6 億2,187万7,265円、医療費に対する国の負担分でございます。

1 項 1 目 2 節の過年度分555万265円は、平成18年度の精算金でございます。

2 項国庫補助金49万5,000円。

3 款 1 項県負担金、収入済額 1 億5,686万9,942円、前年比98.83%、医療費に対する県の負担分であります。

4 款の繰入金、収入済額 2 億2,587万6,000円、前年比132.38%。一般会計繰入金とありますが、医療費に対する町の負担分でございます。

5 款繰越金、収入済額1,687万6,085円、前年度の繰越金です。

次のページをお願いします。

6 款諸収入、3 項 1 目第三者納付金は、収入済額101万4,917円となりました。

以上、歳入合計が20億6,950万1,573円でございます。

次に、歳出に移ります。次ページ、9 ページ、10ページ以降をお願いしたいと思います。

1 款の総務費、支出済額299万8,792円については、事務的経費であり、備考欄をごらんいただければと思います。

2 款の医療諸費、支出済額20億5,730万445円、これが支出の大部分を占めており、構成比99.43%、前年費101.28%となりました。

3 款の諸支出金、支出済額887万3,911円は、平成18年度の医療費等の償還金であります。

以上、歳出合計20億6,917万3,148円となりました。

次のページ、11ページに実質収支に関する調書がございますが、実質収支額については32万8,425円となりました。

以上、老人保健特別会計の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） 老人保健特別会計。

平成19年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月18日、小山住民課長出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月18日までに調査が終了するようお願いいたします。

認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第18、認定第4号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 認定第4号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は2億3,703万529円、歳出の総額は2億2,561万8,218円でございます。歳入歳出差引額は1,141万2,311円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものでございますが、分担金及び負担金が1億7,068万2,736円、繰入金3,006万円、繰越金1,570万9,333円、諸収入が2,042万3,460円などとなりました。

歳出につきましては、総務管理費が2億2,090万3,163円、公債費が471万5,055円でございます。

詳細につきましては担当の施設長より説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

いわびつ荘施設長。

いわびつ荘施設長（山田文子君） お世話になります。

それでは、認定第4号になりますけれども、平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について詳細説明をさせていただきます。

初めに、19年度のいわびつ荘の利用状況でございますが、長期の利用者につきましては定員が50名でございます。東吾妻町の利用者が45名、中之条の方が4名、嬭恋の方が1名というような内訳になっております。短期の利用者につきましては定員が6名でございますが、東吾妻町、中之条、高山村の方のご利用がございました。

合計利用数でございますけれども、1,306人ということで、日平均といたしますと3.6人の利用者でございます。

決算の大まかな状況といたしましては、介護サービス収入につきましては前年度よりも100万円余り減少いたしました。主な要因といたしましては、短期の利用者は増加しておりますが、長期の利用者の入院患者さんがふえた影響がございまして減収となっております。

歳出につきましては、常勤職員が退職後、臨時職員で対応するというようなことと経費節減に努めまして、前年度に比べまして繰入金1,400万円余り減少しております。

それでは、5ページと6ページをお開きください。事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1款の負担金でございますが、保険者負担額、被保険者負担額ということで1億7,068万2,736円でございます。前年度対比にいたしますと98.22%でございました。減少傾向といたしましては、先ほど申し上げたのが主な要因でございます。

2款の手数料でございますが、介護認定手数料として5名分、1万円の決算額でございます。

3款の寄附金でございますが、3件、14万5,000円の決算額でございます。

4款の繰入金ですが、運営費繰入金ということで3,006万円の繰り入れをお願いいたしました。

続きまして、5款の繰越金でございますが、前年度の繰越金ということで1,570万9,333円の決算額でございました。

6款の諸収入でございますが、介護保険給付サービス対象外の食費、居住費といったもの1,998万8,202円が主な歳入になります。

歳入決算額といたしまして2億3,703万529円となりました。

続きまして、9ページ、10ページの歳出にまいります、1款の総務費、1項総務管理費でございます。2節から4節まで、職員19名の給料、手当、共済費ということでございます。

7節の賃金につきましては、臨時職員12名の実績でございます。

11節の需用費でございますが、原油等の値上がりがございます、燃料費、光熱費につきましては130%余り増加しておりますが、その他の管理費につきまして経費節減を実施いたしまして、前年度対比では96.4%の支出済額でございます。

備品につきましては、今年度はエアマット2台とフードプロセッサーを購入いたしました。

次のページにまいりまして、2款の公債費でございます。昨年と同額の決算額でございます471万5,055円の決算額でございます。

予備費につきましては、支出はございません。

歳出の合計額が2億2,561万8,218円ということでございました。差引額は翌年度へ繰り越させていただきます。

13ページの実質収支に関する調書、14ページの財産に関する調書は、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） 特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計。

平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月17日、山田施設長出席のもと、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ相違なく正確であると認めましたので、ご報告申し上げます。

なお、決算年度末における起債の未償還残高は4,828万9,000円であることを報告いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切ります。本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月18日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

#### 延会について

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

#### 延会の宣告

議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

なお、次の本会議は9月10日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

（午後 3時47分）

平成20年 9 月 10日 (水曜日)

(第 2 号)

## 平成20年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第2号)

平成20年9月10日(水)午前10時開議

- 第1 認定第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第2 認定第6号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第7号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第8号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第6 認定第10号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第7 議案第1号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第2号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)案
- 第10 議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第11 議案第5号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第1号)案
- 第12 議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第13 議案第7号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第14 議案第8号 工事委託契約の締結について
- 第15 議案第9号 工事委託契約の締結について
- 第16 議案第10号 字区域の変更について
- 第17 選挙第1号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(18名)

1番 菅谷光重君

2番 竹淵博行君

3番	金澤	敏君	4番	青柳	はるみ君
5番	須崎	幸一君	6番	浦野	政衛君
7番	角田	美好君	8番	一場	明夫君
9番	日野	近吉君	10番	大岡	広海君
11番	中井	一寿君	12番	上田	智君
13番	橋爪	英夫君	14番	前村	清君
15番	佐藤	利一君	16番	加部	浩君
17番	原田	睦男君	18番	高橋	基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	高橋義晴君
税務課長	小山枝利子君	保健福祉課長	蜂須賀正君
住民課長	猪野悦雄君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
ダム対策課長	轟馨君	上下水道課長	高橋啓一君
会計管理者	石村あさ子君	東支所長	唐沢憲一君
いわびつ荘 施設長	山田文子君	岩櫃ふれあい の郷施設長	角田豊君
桔梗館長	高橋和雄君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課 長・教育長 職務代理	一場孝行君	社会教育課 長 兼中央公民 館	丸橋哲君
代表監査委員	塩谷雷三郎君		

職務のため出席した者

議会事務局 長	佐藤正己	議会事務 局長	田中康夫
議会事務 局 主 任	角田光代		

### 開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

連日、大変ご苦労さまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### 議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従いまして会議を進めてまいります。

### 認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第1、認定第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。

認定第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は9億9,457万450円、歳出の総額は9億6,907万3,259円でございます。歳入歳出差引額は2,549万7,191円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものといたしましては、保険料1億5,005万4,800円、国庫支出金2億4,973万5,937円、支払基金交付金2億9,755万5,392円、県支出金1億4,023万247円、繰入金1億3,001万6,234円、繰越金2,660万1,661円でございます。

歳出の主なものとしたしましては、総務費1,620万9,063円、保険給付費 9 億3,881万3,718円で、歳出総額の96.8%を占めており、諸支出金1,024万1,074円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご認定いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） おはようございます。

それでは、5 ページ、6 ページの事項別明細により説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、歳入からでございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、1 款保険料でございますが、収入済額で 1 億5,005万4,800円となりました。年度末現在の 1 号被保険者の状況であります。65歳以上75歳未満の被保険者数につきましては2,215名、75歳以上は2,938人、合計いたしまして5,153名となっております。これが人口に占める割合で見ますと29.98%となります。

次に、2 款分担金及び負担金は該当ございませんでした。

3 款の使用料及び手数料ですが、督促手数料 2 万8,500円の収入済額となりました。

次、4 款国庫支出金になりますが、1 項国庫負担金、2 項の国庫補助金を合計いたしまして 2 億4,973万5,937円の収入済額となりました。

次のページをお願いいたします。

5 款支払基金交付金ですが、2 億9,755万5,392円の収入済額であります。

6 款の県支出金であります。1 項の県支出金、2 項の県補助金を合計いたしまして 1 億4,023万247円の収入済額となりました。

7 款の財産収入であります。基金利子の34万6,149円となりました。

8 款の繰入金でございますが、一般会計と介護給付費繰入金及び基金繰入金を合計いたしました 1 億3,001万6,234円の繰り入れをいたしました。

次のページをお願いいたします。

10 款の繰越金でございます。前年度繰越金及び繰越明許費繰越金で2,660万1,661円となりました。

次のページをお願いいたします。

以上、収入済額を合計いたしまして 9 億9,457万450円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出になります。

まず、1款総務費でございます。1,620万9,063円の支出済額となっております。1項の総務費でございます。654万2,471円の支出済額ですが、13節委託料383万3,830円が主なもので、電算処理業務委託料となっております。

2項の介護認定審査会費でございます。860万3,300円の支出済額となっております。備考欄記載のとおりでありまして、介護認定のための調査費及び認定審査会への負担金でございます。

次に、2款保険給付費でございます。支出済額で9億3,881万3,718円となりました。

次のページをお願いいたします。

1項の介護サービス等諸費から5項の特定入所者介護サービス費までの保険給付をしたものでありまして、各給付費につきましては備考欄記載のとおりであります。

17、18ページをお願いいたします。

次に、4款の基金積立金でございます。34万6,149円の積み立てをいたしまして、基金の年度末残高につきましては、1億6,070万7,645円となっております。

次のページをお願いいたします。

5款地域支援事業費248万7,255円の支出済額となりました。これにつきましては、介護予防給付事業を実施したもので、各事業につきましては備考欄記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

6款の諸支出金でございます。支出済額1,024万1,074円になりました。2目の償還金1,023万874円が主なもので、備考欄記載のとおりであり、各事業ごとに償還金が発生しております。

以上、歳出合計といたしまして9億6,907万3,259円となりました。

23ページに実質収支に関する調書、24ページに財産に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、介護保険特別会計についてご報告を申し上げます。

平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりまして、去る7月17日、関口保健福祉課長事務取扱、朝比奈係長出席のもとに細部にわたり説明をいただきました。諸帳簿、証拠書類、その他につきましては照合検査したところ相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

なお、保険料滞納が49万円余りに上り、一層の徴収努力を望むものであります。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきましてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会におきましては、9月18日までに調査が終了するようお願いいたします。

認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第2、認定第6号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 認定第6号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は4,209万9,912円、歳出の総額は3,976万666円でございます。歳入歳出差引額は233万9,246円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金35万円、使用料及び手数料417万8,500円、財産収入781万1,785円、繰入金1,168万3,000円、繰越金717万6,627円、町債1,090万円でございます。

歳出の主なものといたしましては、事業費2,884万6,000円、その内訳は、宅地造成事業費472万4,035円、情報通信事業費2,412万1,965円と、公債費1,091万4,666円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

東支所長。

東支所長（唐沢憲一君） 大変お世話になります。

それでは、地域開発事業特別会計について説明させていただきます。

まず、5、6ページをお開きお願いいたします。

まず、1款の分担金及び負担金でございますけれども35万円、これは情報通信の施設加入負担金ということで1件5万円ずつの7件分でございます。

続きまして、使用料及び手数料、収入済額で417万8,500円、これは情報通信事業の施設使用料ということで415万6,500円、728件分でございます。それから、滞納繰越分として9件分2万2,000円がございます。

続きまして、財産収入781万1,785円、これにつきましては、土地の建物売払収入ということで箱島の住宅団地2区画分で743万7,000円、それから地域開発の基金利子ということで37万4,785円でございます。

続きまして、繰入金ですけれども、収入済額で1,168万3,000円、これにつきましては、地域開発基金の繰入金127万1,000円、それから地域開発基金の繰越明許ということで341万3,000円、それから一般会計の情報通信事業への繰入金でございます656万9,000円、宅地造成事業の一般会計繰入金で43万円でございます。

続きまして、7、8ページをお願いいたします。

5款の繰越金でございますけれども717万6,627円でございます。

それから、町債ですけれども1,090万円、これは、あづまケーブルテレビの事業債でございます。

以上、歳入合計で4,209万9,912円となります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

9、10ページをお願いいたします。

まず、1款の事業費ですけれども、2,884万6,000円でございます。宅地造成事業といたしまして472万4,035円、これにつきましては、施設管理事業ということで積立金で470万8,785円が主なものでございます。

続きまして、情報通信事業費ですが2,412万1,965円、3件の工事をさせていただきました。第2受信点の構築工事で682万5,000円、防災無線の連携工事で440万4,750円が主なものでございます。あとは経常経費に係るものということでお願いいたします。

続きまして、公債費ですけれども1,091万4,666円でございます。これにつきましては、宅地造成事業元金ということで、償還金でございますけれども370万200円でございます。それから、利子ということで721万4,466円、合計で3,976万666円ということになります。

実質収支に関する調書または財産に関する調書は、その後ろでありますけれども、お読み取りをお願いいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） 地域開発事業特別会計。

平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月22日、猪野東支所長出席のもと細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

また、負担金、使用料の未集金13万円余の徴収に努力され、引き続き健全な会計運営を要望いたします。

なお、決算年度末における起債の未償還残高4億7,676万4,000円であることを申し添えます。

以上、報告します。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、9月18日までに調査が終了するようお願いいたします。

認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長(菅谷光重君) 日程第3、認定第7号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 認定第7号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6億8,081万9,049円、歳出の総額は6億6,943万1,434円でございます。歳入歳出差引額は1,138万7,615円となりますが、翌年度に繰り越すべき財源が537万5,000円ありますので、実質収支額が601万3,000円となります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金2,068万9,000円、使用料及び手数料1億1,391万1,720円、国庫支出金1億5,863万6,000円、県支出金981万1,000円、繰入金2億1,627万9,365円、繰越金880万5,845円、諸収入638万6,119円、町債1億4,630万円でございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費3,937万7,467円、建設費3億5,936万601円、施設費9,452万3,634円、公債費1億7,616万9,732円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長(高橋啓一君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金につきましては、収入済額で2,068万9,000円でございます。

続きまして、2 款の使用料及び手数料でございますが、収入済額といたしまして1億1,391万1,720円でございます。

3 款の国庫支出金につきましては1億5,863万6,000円でございます。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いしたいと思います。

4 款の県支出金につきましては981万1,000円でございます。

5 款繰入金につきましては2億1,627万9,365円となります。なお、一般会計繰入金といたしまして2億650万円ほどになりますが、内訳といたしまして、公共下水道につきましては8,188万9,023円となります。浄化槽の繰入金につきましては2,547万3,663円となります。農業集落排水につきましては9,913万7,314円となります。

続きまして、6 款の繰越金につきましては、繰越明許費並びに前年度繰越金を合わせまして880万5,845円となります。

7 款の諸収入であります638万6,119円となります。

続きまして、9 ページ、10 ページをお願いしたいと思います。

7 款2 項3 目の駐車場等付帯工事費でございますが、32件で253万円ほどになります。

続きまして、4 目の補償金でございますが、これにつきましては岩下矢倉地区の公共ますの移動に伴う補償金で240万1,500円ということでございます。

8 款の町債でございますが、収入済額といたしまして1億4,630万円でございます。

歳入合計で6億8,081万9,049円ということでございます。

続きまして、11 ページ、12 ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

1 款の総務費でございますが3,937万7,467円となります。備考でございますが、備品修繕料といたしまして2万1,000円ほど、これはパソコンの修繕をさせていただきました。

次に、2 款の建設費でございますが3億5,936万601円でございます。備考をごらんいただきたいと思います。公共下水道事業費といたしまして2億5,882万7,968円で、マンホールポンプ設置工事請負費で2,300万円ほどございますが、これにつきましては3カ所ほど設置をさせていただきました。

次の浄化槽整備事業費でございますが9,322万4,507円。一番下段になりますが、合併処理浄化槽設置工事請負費といたしまして8,513万4,000円、これは89基ほど設置をさせていただきました。

次の13、14ページをお願いしたいと思います。

農業集落排水箱島岡崎地区でございますが、マンホールポンプの遠隔監視設置工事請負費といたしまして404万2,500円ほど支出させていただきましたが、7カ所ほど遠隔装置を設置させていただきました。

続いて、3款の施設費でございますが、支出済額といたしまして9,452万3,634円でございます。備考のほうをごらんいただきたいと思いますと思いますが、公共下水道事業費といたしまして464件、現在接続をされておりますが、2,119万5,125円でございます。

続きまして、浄化槽整備事業費でございますが、866基ほどの施設管理をいたしまして3,846万7,172円でございます。

農業集落排水の箱島岡崎地区でございますが、351戸ほど接続いたしまして、2,310万3,593円ございました。

続きまして、15、16ページをごらんいただきたいと思います。

農業集落排水の岩下矢倉地区でございますが、244件ほどで、1,175万7,744円ほど支出をさせていただきました。

4款の公債費でございますが、支出済額で1億7,616万9,732円でございます。備考につきまして、各下水ごとに記載してありますので、元金、利子ともよろしく願います。

歳出合計といたしまして6億6,943万1,434円でございます。

続きまして、17、18ページにつきましては、実質収支または財産に関する調書、19、20ページについては、それぞれ記載されておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。よろしく願います。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） 下水道事業特別会計。

平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月25日、蜂須賀上下水道課長、加辺課長補佐出席のもとに細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

今後も公衆衛生の向上と水質保全並びに会計の健全化及び使用料の未収152万円余の解消

に努力されることを望みます。

なお、決算年度末における起債の未償還残高は34億4,261万1,000円であることを申し添え、報告にいたします。

よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

産業建設常任委員会においては、9月18日までに調査が終了するようお願いいたします。

認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第4、認定第8号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 認定第8号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は8,740万5,774円、歳出の総額は8,575万7,059円でございます。歳入歳出差引額で164万8,715円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金151万7,400円、使用料及び手数料3,005万8,208円、国庫支出金2,610万円、繰入金2,640万6,000円などがございます。

歳出の主なものといたしましては、簡易水道費6,406万8,839円、公債費2,168万8,220円

でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（高橋啓一君） それでは、5ページ、6ページの事項別明細書において、説明をさせていただきます。

歳入の1款の分担金及び負担金でございますが、収入済額といたしまして151万7,400円。備考をごらんいただきたいと思います。加入分担金につきましては11件で100万8,000円ほどになります。

次の工事分担金でございますが、量水器の設置をしていただきまして2分の1の補助を出しているわけでございますが、半分につきましては工事分担金ということで50万9,400円ほど工事分担金をいただいております。

続きまして、使用料及び手数料につきましては3,005万8,208円になります。これにつきましては、水道使用料及び量水器の使用料でございます。

3款の国庫支出金でございますが2,610万円、これは簡易水道施設整備費補助金ということといただいておりますが、これは合併に関する部分でございます。

財産収入といたしまして2,000円。

5款の繰入金といたしまして、一般会計より2,640万6,000円。

6款の繰越金につきましては、繰越明許及び前年度繰越金といたしまして324万1,001円でございます。

7款の部分でございますが、7ページ、8ページになります。

諸収入といたしまして8万1,165円、これにつきましては配水管の破裂修理費でございます。

続きまして、歳入合計でございますが、トータルといたしまして8,740万5,774円になります。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

1款簡易水道費の1項1目の維持管理費でございますが、これにつきましては職員2名の賃金並びに通常業務に係る部分でございます。備考のほうをお願いしたいと思います。中ほどに測量・設計・監理委託料1,753万5,000円ほどございますが、これにつきましては認

可変更に伴う部分で、合併に伴う創設認可の委託料でございます。

2 款の公債費でございますが、2,168万8,220円になります。

以上、歳出合計といたしまして8,575万7,059円となりました。

13ページには実質収支に関する調書、14ページについては財産に関する調書が載っておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、簡易水道特別会計について、ご報告を申し上げます。

平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算書の審査に当たりましては、去る7月25日、蜂須賀上下水道課長さん、それから本多課長補佐の出席のもと細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

また、136万円余に上る滞納料金の徴収努力と引き続き会計の健全運営を要望いたします。

なお、決算年度末における起債の未償還残高は2億4,319万3,000円であること及び19年度をもって量水器設置が完了したという旨の報告を受けたことを申し添えます。

以上、ご報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

産業建設常任委員会においては、9月18日までに調査が終了するようお願いをいたします。

認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第5、認定第9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 認定第9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億9,744万9,847円、営業外収益1,054万2,511円で、水道事業収益が2億799万2,358円となります。

収益的支出では、営業費用1億5,269万4,817円、営業外費用5,065万1,498円、特別損失408万9,935円で、水道事業費用は2億743万6,250円となり、当年度純利益は74万1,407円でございます。

資本的収入では、負担金7,407万7,500円、国庫補助金80万円で、資本的収入が7,487万7,500円となります。

資本的支出では、建設改良費7,283万5,480円、企業債償還金7,390万7,338円で、資本的支出は1億4,674万2,818円となり、不足する額7,186万5,318円は、過年度分損益勘定留保資金3,587万7,073円、当年度分損益勘定留保資金2,414万5,851円、減債積立金1,184万2,394円で補てんいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（高橋啓一君） それでは、詳細につきましてご説明をさせていただきます。

最初に、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど、町長が言いましたとおり、決算額におきまして資本的収入合計といたしまして2億799万2,358円ございました。資本的支出につきましては2億743万6,250円となりました。

続きまして、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては決算額で7,487万7,500円、支出で1億4,674万2,818円となりました。不足する額につきましては7,186万5,318円で、過年度分、現年度分及び減債積立金で補てんをいたしました。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページにつきましては、損益計算書でございます。一番下から3行目をごらんいただきたいと思います。損益につきましては、当年度純利益といたしまして74万1,407円の純利益となりました。

なお、前年度繰越欠損金がございますので、当年度未処理欠損金といたしまして2,044万5,112円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

19年度の剰余金の計算書でございます。先ほど申しましたとおり、当年度の未処理欠損金で2,044万5,112円。

続きまして、9ページをお願いいたしますが、当年度繰越資本剰余金といたしまして6億7,170万6,868円ございました。

19年度の欠損処理計算書でございますが、19年度については欠損処理を行いませんでしたので、前年度の部分がそっくり翌年度へ繰り越されることとなりました。

続いて、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。資産合計といたしまして28億9,986万4,431円。

11ページの負債資本の合計といたしまして、同額でございます。

以上、貸借対照表でございますが、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

水道事業の報告書でございます。

19年度加入戸数4,863戸、給水戸数4,527戸、給水人口1万1,368人、給水人口につきましては、近年減少の傾向でございます。

一番下の有収率でございますが、81.4ということで、昨年度より0.4ほどふえております。なるべく有収率につきましては向上するよう努力してございますが、何分施設等古くなっておりますので、非常に難しい部分もございますが、有収率の向上に向けては努力をしている次第でございます。

建設改良、経理状況につきましては、ごらんいただきたいと思います。

議会の議決事項、13ページの行政官庁の認可事項、職員に関する事項、職員につきましては1名ほど減でございます。

続きまして、14、15ページの建設改良工事の内容でございますので、ごらんをいただければと思います。

続いて、16ページでございますが、業務量でございます。一番下の供給単価が128円51銭、給水原価が139円29銭ということで、この部分につきましては逆転するような形で努力しているところでございますが、なかなか難しい部分もございます。

17ページの事業収入に関する事項でございます。

次に、事業費に関する事項でございますので、ごらんいただければと、前年度との比較でございます。

18ページをお願いしたいと思います。

企業債の概要でございますが、未償還額につきましては13億6,153万3,623円ということで、非常に高額な、まだ償還をしなければならない額が残っております。

補助金の概要でございますが、一般会計より1,000万円受け入れ、また国庫補助の合併の部分で80万円ほど受け入れをいたしました。

負担金につきましては、消火栓の維持管理費、下水道の徴収委託金、簡易水道の委託金で特別会計よりそれぞれ受け入れをいたしました。

続いて、19ページで、収益費用明細書でございます。水道事業収益といたしまして、これは消費税抜きでございますが、1億9,878万7,448円でございます。

次の20ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、費用の合計が1億9,804万6,041円でございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、23ページの資本的収支明細書でございます。これにつきましても、資本的収入が7,487万7,500円、資本的支出が1億4,674万2,818円ございました。

続きまして、24ページに固定資産の明細書、25ページに企業債の明細書、6ページ、7ページと載せてございます。後ほどごらんいただければと思います。

簡単でございますが、以上で、説明とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、水道事業関係について、ご報告申し上げます。

平成19年度東吾妻町水道事業決算書の審査に当たりましては、去る7月25日、蜂須賀上下水道課長、本多課長補佐出席のもと細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに、例月出納検査の結果も踏まえ、相違なく正確であると認めました。

なお、決算年度末における企業債の未償還残高が13億6,153万3,623円という厳しい財政事情ではありますが、計画的な修繕等による有収率向上及び256万1,801円に上る料金滞納の解消に努力いただくことを要望し、ご報告といたします。

以上、終わります。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

ここで、上下水道課長より発言が求められておりますので、これを許可いたします。

上下水道課長。

上下水道課長（高橋啓一君） 申しわけございませんが、訂正がございますので、ご訂正をよろしく願いをいたします。

12ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の議会議決事項でございますが、議案番号19番の平成20年度補正予算につきましては、19年度にご訂正のほどをよろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月18日までに調査が終了するようお願いをいたします。

認定第10号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第6、認定第10号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定

についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 認定第10号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出については、収入額が2億9,492万1,988円に対し、支出額は2億9,601万7,326円となり、資本的収入及び支出においては、収入額3,800万円に対し、支出額は7,944万5,101円となりました。損益計算書においては、経常利益が45万9,220円となり、欠損金の額は6,653万2,855円でございます。

なお、欠損金の処理につきましては、そのまま全額を繰り越したいと存じますので、よろしく願います。

業務関係につきましては、宿泊利用者が1万8,370人、休憩利用者が1万794人となり、利用者合計では2万9,164人となりました。宿泊、休憩ともに昨年度より増加し、全体では1,911人の増加になりました。

詳細につきましては支配人より説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人(富沢美昭君) 説明の前に資料の訂正をお願いいたします。

11ページをお開きください。11ページ、事業報告書でございます。

11ページの中ごろに、全国150カ所ある国民宿舎の平均宿泊利用者は前年比9%の減を示す中とございますが、この9%とございますこの9につきまして、6.5%と訂正をお願いいたします。前年比6.5%の減を示す中となります。9を6.5にご訂正をお願いいたします。よろしく願います。

それでは、損益計算書によりご説明を申し上げますので、資料の6ページをお開きください。

損益計算書でございます。1の営業収益2億1,318万2,622円に対しまして、営業費用2億6,762万1,062円でございます。営業利益は5,443万8,440円となっております。

なお、この営業収益より宿舎経営費を引きました償却前の営業利益につきましては、

1,369万2,218円となっております。

営業外収益でございますが、営業外収益につきましては他会計補助金として8,170万2,000円を繰り入れ、営業外収益では8,173万8,555円となっております。

営業外費用としては、主に記載の利息として2,684万895円が支出され、経常利益では45万9,220円となっております。

なお、欠損金の状況でございますが、当年度未処理欠損金として6,653万2,855円となっております。

続いて、7ページをごらんください。

剰余金計算書でございます。利益剰余金の部では、建設改良積立金が1,100万円でございます。欠損金の額は先ほどご説明しましたとおり、当年度未処理欠損金として6,653万2,855円でございます。

8ページをごらんください。

資本剰余金の部では、他会計補助金として、新たに3,619万476円が発生しております。この額につきましては資本的収入に繰り入れました3,800万円の補助金の税抜き後の額でございます。

続いて、9ページ、10ページをお開きください。

19年度の貸借対照表でございます。資産の部におきましては、固定資産合計が10億109万1,439円、流動資産合計が865万3,751円、資産合計では10億974万5,190円となっております。

10ページをごらんください。

負債の部では流動負債のみでございます。2,294万155円となっております。

資本の部では、資本金合計が8億4,022万2,938円、剰余金合計が1億4,658万2,097円、資本合計が9億8,680万5,035円となっております。

なお、負債資本合計につきましては、資産合計と同額でございます。

続いて、11ページをごらんください。

事業報告書でございます。11ページの一番下のところに利用状況の表がございますので、こちらをごらんくださいませ。

19年度の宿泊利用者につきましては1万8,370人、18年度の1万8,042人に対しましては、328人の増となっております。若干ではございますが、2年連続して前年を上回っております。

続いて、14ページをごらんください。

14ページ、(2)企業債の概況でございますが、こちらは期末未償還額として6億3,842万4,882円となっております。(4)の補助金の概要でございますが、補助金としましては、3条収入いわゆる収益的収入および支出の部分ですが、その3条収入としまして8,170万2,000円、4条収入として3,800万円、合わせまして1億1,970万2,000円を繰り入れさせていただいております。

15ページからにつきましては明細書、また18ページには固定資産明細書、企業債明細書が掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、国民宿舎事業会計について、ご報告申し上げます。

平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算書の審査に当たりましては、去る7月24日、富沢支配人出席のもと細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに、例月出納検査の結果も踏まえ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告を申し上げます。

なお、損益計算書については町費補助金の受け入れ等もあり、45万9,220円の単年度経常利益がありましたが、年度末処理欠損金は6,653万2,855円に及び、今後の解消に努力をいたしたい。

なお、一般利用者が減少している中、グラウンドゴルフ関係、その他の集客が伸びております。先ほど支配人が申し上げましたように、若干ということではありますが、それぞれ担当している皆さんのご努力がそんな形にあらわれていると私は信じております。

なお、決算年度末における企業債の未償還残高は6億3,842万4,882円で、前年度末より7,807万3,501円の減少となりましたことを申し添えたいと思います。

以上、報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

総務常任委員会においては、9月18日までに調査が終了するようお願いをいたします。

ここで休憩をとります。

再開を11時20分といたします。

（午前11時08分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前11時20分）

#### 資料の訂正について

議長（菅谷光重君） 初めに、榛名吾妻荘支配人から発言が求められておりますので、これを許可いたします。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 大変申しわけございませんが、資料の訂正箇所がございましたのでお願いいたします。

決算報告書の12ページをお開きください。

12ページ、こちら事業報告書の2枚目になりますが、中ほどから下のところに(2)議会議決事項でございます。この議決事項の提出年月日のところが、一番上のところでは19年9月18日となっておりますが、これは9月6日の誤りでございます。9月6日に、最初の9月18日を9月6日にご訂正くださいませ。

なお、一番下の19年度の補正予算につきましては、3月7日となっておりますが、こちら

も3月6日の間違いでございます。3カ所とも6という数字にご訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

提出年月日9月6日、2段目も9月6日、3段目は3月6日ということになります。よろしくをお願いいたします。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第1号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う改正で、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を議員報酬に改めるものでございます。

十分ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） この新条例の中で、これは語句の修正ということなんですか。ただ、条例案としてここに出されているものについて、旧も同じなんですが、当該報酬等の額について、副町長及び云々ですね。額に関する条例を議会に提出しようとするときはですから、そうすると報酬の額について触れるときはと、解釈してよろしいんでしょうか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今回は、地方自治法の改正に伴って今まで議員さんという中に、普通の方と同じような報酬というように解釈をしていたわけですが、今回、先ほど町

長が申しあげましたように、議員さんの報酬を明確にするために、議員報酬というような形にさせていただいたわけございまして、大図議員さんのご指摘の額に触れるときというようなことも含まれるのかというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうしますと、その前段としておいて、これは町長の提案でやる時にはということで、附属機関であるところのこの審議会条例を経るんだと。そうすると、議会提案でもこの問題に触れるときには、この審議会条例には縛られないと、明確に解釈していいのでしょうか、伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 従来と同じような解釈でよろしいかと思えます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それが確認できましたので。

それと、先ほど来、何回か町長提案で特例が提案されて、いずれも否決というコースをたどっているわけですが、この残任期間中の減額という、この減額はもうやっぱり町長及び副町長の給料の額に触れることになります。そういった提案のときにも、やっぱりこの報酬等審議会条例の審査を経た上で意見を聞くものとするといったものに含まれると解釈していいですね。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今、大図議員さんからのご質問の町長、副町長等の報酬関係については、条例で定める場合については審議会等に諮るのを原則としているわけですが、町長みずから期間中減額しますとか、そういう場合については審議会を経ないでもできるというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、最初の答弁と矛盾しますね。額に触れるときにはなんですから、減額もやっぱり額に触れるんですね。

それで、自治体の特別職について、どの程度の報酬が適正であるか、これはやっぱり住民監視の中で決められなくちゃいけない。そういった部分で、これがある種パフォーマンス的に私の給料下げますよ、そういったことがなし遂げた町長がいい町長、あるいは議会議員がいい議員というルールは決して望ましくない、私はそう思っております。だから、どこが適正なのか。適正なことについては近傍類似の町村と比べることも一つの案でしょう。それが

ら、当時の財政状況のあり方についてどういうことでしょうか。それからまた、民間給与の水準がどういうことでしょうか、もろもろのことを加味して問題が決められるべきなんだと、そういったことで附属機関であるところの審議会が設けられているのかと思います。そうすると、ここなんです。みずからの減額と言っても、やっぱり額に触れることになる。どこが適正なのか。今、緊急措置だからそれが必要なのか。そういったことについてもやっぱりこの審議会に触れるべきじゃないかと、この文面を読む限りにおいては、そのように解釈できるんです。そういった解釈はあり得ないんでしょう。伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 大図議員に申し上げます。

ぜひ関連に絞ってください。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） だから、このところに第2条がちゃんと改正案で出てきています。これは旧法もこの部分については旧条例も表記は同じなんです。今ここですね。議員の報酬と町長及び副町長いわゆる特別職の報酬のことについての論議なんです。私は関連すると思います。なぜかという、この特別職報酬審議会というのは、まさに表記の問題じゃなくて、報酬の額を決めるところのメカニズムの重要な位置にあるからです。その解釈について相違があるならば、やっぱりこれは、このところで助詞の「の」が入るかどうかの問題じゃないんだよ。まさにここが論議の対象なんだと思います。言っている意味がわかりますか。

議長（菅谷光重君） 一部改正に限り質疑願います。

ほかに、質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑は打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

#### 資料の訂正について

議長（菅谷光重君） ここで、総務課長より発言が求められておりますので、発言を許可いたします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） 資料の訂正のお願いなんですけれども、これから提案いたします議案第2号の関係でございます。

そのうちの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

このところの第1条の表題のところ、旧ですとアンダーラインを引いていただきたいと思います。

（報酬）とありますが、その下にアンダーラインを引いていただきたいと思います。

それから、新のほうについては、アンダーラインを引いていただいて、ただ報酬となっておりますが、議員報酬、議員という語句を加えていただきまして、議員報酬ということに訂正をさせていただきます。

大変申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） いいでしょうか。ちょっとまだ課長、周知徹底できてないようなので、再度お願いします。

総務課長（山野 進君） 申しわけございません。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例という次に、旧のほうですと改正ということ平成18年云々とあります。その下に、第1条の上に（報酬）とありますが、そこにアンダーラインを引いていただくということです、旧のほうについては。

新のほうについては、同じように第1条というすぐ上に（報酬）とありますが、議員という語句を挿入していただきまして、（議員報酬）と訂正をしていただきたいと思います。ただの報酬とありますが、それを議員報酬にご訂正いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議長（菅谷光重君） 議事を進行します。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第2号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第2号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う改正で、さきに提案いたしました議案第1号と同様な内容で、名称の報酬を議員報酬に改めるものでございます。

十分ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第3号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億6,775万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億938万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしては、県支出金で農業農村応援事業補助金の追加271万6,000円、草地林地一体的利用総合整備事業補助金の追加6,656万5,000円、県税徴収取扱費交付金の追加817万7,000円、繰入金で老人保健特別会計繰入金の追加2,596万3,000円、前年度繰越金の追加1億3,977万円、財政調整基金繰入金の減額7,700万円でございます。

歳出の主なものとしては、東吾妻町地域公共交通活性化協議会負担金の追加500万円、賦課徴収費の追加3,498万円、草地林地一体的利用総合整備事業の追加6,687万7,000円、林業振興費の間伐推進事業補助金507万8,000円の追加、道路維持費の工事請負費300万円の追加などでございます。

なお、集中豪雨による道路復旧費の工事請負費1,300万円も計上してございますが、これは8月中旬までの積算であります。その後も被害が続出しており、また台風シーズンをこれから迎えますので、今後の災害等の復旧費用につきましては、専決処分もやむを得ないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(山野 進君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお願いしたいと思います。事項別明細により説明させていただきます。

最初に歳入でございます。

12款の分担金及び負担金、1項2目の農林水産業費負担金でございますが、11万8,000円の追加のお願いでございます。この関係につきましては、農地災害の事業費、今回23万7,000円あるわけですけれども、その受益者が50%負担ということで11万8,000円でございます。

それから、14款の国庫支出金、1項3目の公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。

すが、25万1,000円の追加のお願いでございます。農業施設災害復旧費国庫負担金ということで25万1,000円でございますが、内訳といたしますと施設災害が13万3,000円、それから農地災害が11万8,000円というような形になっております。

次に、15款の県支出金、2項3目の農林水産業費補助金でございますけれども、7,012万6,000円の追加でございます。説明欄のところをごらんいただきたいと思います。施設園芸省エネルギー緊急対策事業補助金ということで、イチゴハウスの空気循環機を購入する農家8戸82台購入する84万5,000円でございます。その下が、農業農村応援事業補助金追加ということで、スプレー菊の花弁の重量選別機7台を購入する額として271万6,000円でございます。それから、草地林地一体的利用総合整備事業補助金追加ということで6,656万5,000円の追加でございます。この関係につきましては、西榛名の方が希望されているわけですが、材料費等の高騰による追加のお願いでございます。

次に、3項の1目総務費委託金でございますが、817万7,000円の追加でございます。この関係につきましては、県税の徴収取扱費交付金追加ということで817万7,000円です。

それから、18款の1項1目財政調整基金繰入金、減額の7,700万円でございますが、当初取り崩しを予定したわけですが、取り崩さなくても済むということで7,700万円減額でございます。

次の2項1目の老人保健特別会計繰入金2,596万3,000円でございますが、これは精算による額の確定に伴うものでございます。

それから、19款の繰越金、1項1目の繰越金でございますが、1億3,977万円につきましては、前年度繰越金ということでお願いしたいと思います。

それから、20款の諸収入、5項7目の雑入でございますが35万円、この関係につきましては、滞納処分を現在考えておりまして、その滞納処分にかかわる清算人を選任するに当たっての費用ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、売れた場合については、この金額については戻ってくるわけでございます。

歳出につきましては、それぞれ担当課のほうから説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（佐藤正己君） それでは、8ページの歳出でございますが、6目公平委員会費でございます。職員から措置要求が提出されたことから、これの調査に要する委員報酬及び費用弁償でございます。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、7目の財政調整基金費でございます。3,615万円の追加ということでございます。今回、補正でこれだけ積むということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（高橋義晴君） 9目の運輸対策費でございますけれども、500万円ほどの増額補正のお願いでございます。説明欄のほうをごらんになっていただきたいと思いますけれども、東吾妻町地域公共交通活性化協議会への負担金ということでお願いをいたします。

この協議会につきましては、本年5月29日の日に公共交通、路線バスですけれども、それらのあり方についてを検討するための協議会であります。根拠法令といたしましては、昨年度、国において地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されまして、この法律を根拠といたしまして協議会を立ち上げたものであります。

当初この協議会の予算につきましては、直接国からいただけるというような形で補助金の申請をしまいましたが、結果といたしましては、精算交付方式によっていただくという形になりました。交付決定額500万円ということで、決定されておりますので、その上限の500万円を今回とりあえず一般会計から協議会のほうへ負担金としてお願いをするものです。

また、詳細につきましては、後日、議員全員協議会のほうで説明をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 税務課長。

税務課長（小山枝利子君） 2款2項2目賦課徴収費につきましては、3,498万円の追加のお願いでございます。12節役務費35万円、説明欄では予納費と記載してあります。これは11月に公売を予定しておりますが、納税義務者が既に破産の清算が済み、管財人がいないため、裁判所に清算人の選任を依頼する経費でございます。公売が成立した場合は、同額を雑入として歳入いたします。

13節の委託料から19節負担金、補助及び交付金まで、合わせて946万7,000円になりますが、これにつきましては来年度から住民税の年金からの特別徴収が始まりますが、その経費と、地方税の電子申告に係る経費でございます。

23節の償還金、利子及び割引料2,516万3,000円の追加のお願いでございます。19年度決

算で申しあげましたとおり、今年度は例年になく税の還付が多くなっております。参考に税目別に申しあげます。個人住民税の所得変動に係る減額措置に伴う歳出還付分が、町県民税分合わせて1,720万9,000円。これは19年度に所得税と住民税の税源移譲が行われましたが、総額としては個人で納める税額は同額になるわけでした。平成19年度町県民税を課税され、所得税が課税されなかった方につきましては、住民税の増加の影響のみを受け、所得税の軽減を受けることができませんでした。その増額となってしまった住民税を還付するものでございます。町県民税は前年所得に基づいて課税されるため、このようなことが起こりました。なお、これは過誤納ではありませんので、還付加算金は発生いたしません。また、還付金のうち県民税分につきましては、県税徴収取扱費交付金として受け入れます。

次に、法人町民税等は795万4,000円の予算上は増額をお願いでございます。法人町民税につきましては、7月末で既に約1,500万円を還付いたしております。法人はご承知のとおり法人税20万円以上納めている場合、法人町民税の2分の1を予定納付することになっております。18年までは若干上向いていた法人が、昨今の経済事情のため19年決算で大幅な下方修正があり、予定納付していただいた税に還付が生じました。なお、還付には高額な還付加算金が発生するため、既に予備費を991万3,000円充当させていただいております。例年200万円以下で済む歳出還付が、今年度は3,600万円程度になる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（角田 豊君） 2款総務費、8項岩櫃ふれあいの郷費、1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、需用費といたしまして19万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、コンベンションホールの空調床暖関係のボイラー関係の修繕費ということでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2款総務費、9項温泉事業費でございます。これにつきましても、11節需用費といたしまして、厨房の部品の修繕、そして浴室のサウナ床の床板修理、そして温泉関係のボイラー関係の修繕ということで、合わせまして48万5,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございます。4目の老人福祉費でございます。今回お願いいたしますのは68万7,000円の減額のお願いで

ございます。これにつきましては、特別会計の繰出金の決定ということでございまして、68万7,000円の減額のお願いでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） 6目国民健康保険費、28節繰出金、減額のお願いでございます。これは、国民健康保険特別会計への繰出金76万円の減額であります。このことにつきましては、年齢構成差によります給付費の額の確定を受け、減額するものでございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 続きまして、2項の児童福祉費でございます。まず、2目の保育所費でございます。今回お願いいたしますのは、25万円の追加のお願いでございまして、これにつきましては、原町保育所の浄化槽の修繕費でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、3目の学童保育費でございます。30万4,000円の追加のお願いでございまして、これにつきましては、基準額の変更に伴うものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 続きまして、4款衛生費、1項の保健衛生費でございます。1目の保健衛生総務費でございます。今回お願いいたしますのは、115万円の減額のお願いでございます。これにつきましては、国民健康保険特別会計のほうへ繰り出すものの決定によりますところの減額でございまして、115万円の減額のお願いということでございますので、よろしくお願い致します。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 続きまして、6款1項1目の農業振興費でございますが、444万7,000円の追加のお願いでございます。備考欄をごらんください。内訳といたしましては、農業振興対策事業といたしまして、イチゴハウスに循環扇導入補助金が9戸で109万8,000円と、スプレー菊の花弁重量選別機補助金が7戸で334万9,000円の追加のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5目の畜産振興費でございますが、6,687万7,000円のお願いでございます。これは酪農家が、草地林地一体的利用総合整備事業により、国の補助事業の内定を受けまして、牛舎の新設等を行うため補正をお願いするものであります。

続きまして、6目の農地費でございますが、75万4,000円のお願いでございます。これは、新たに農地・水・環境保全向上活動事業を岡崎及び関谷地区で行うための補助金でございます。

続きまして、2項1目の林業振興費でございますが、507万8,000円のお願いでございます。これは、地球温暖化対策としての森林整備を促進するため、間伐推進対策事業補助金のかさ上げをお願いするものであります。なお、吾妻郡は昨年の実績で、目標に対して68%と県下で最低の実行率ということもあり、郡内町村が足並みをそろえて行うものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは続きまして、11ページをお開きください。

6款2項2目林業基盤整備事業費。今回お願いいたしますのが、21万円をお願いでございます。19節ですけれども、負担金、補助及び交付金でございますが、町単林道整備事業の事業運営補助金として、21万円お願いをするものでございます。

続きまして、8款土木費、1項道路橋りょう費、2目道路維持費につきましてご説明をさせていただきます。今回お願いいたします額につきましては、総額で300万円の追加のお願いでございます。今回の補正、15節の工事請負費300万円につきましては、過去におきまして改修しなければならない4路線でありましたけれども、7月末、8月の連続しての集中豪雨を受けた中で、危険度が増し対応しなければならない路線と判断し、今回お願いするものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（高橋啓一君） 8款2項6目下水道費、28節の繰出金でございますが、222万4,000円の減額のお願いであります。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 社会教育課長。

社会教育課長（丸橋 哲君） 公民館費について説明をさせていただきます。

右の説明欄をごらんいただきたいと思います。太田公民館修繕料20万円をお願いするものでございます。公民館の外階段とといの補修をしたいというものでございます。

続きまして、保健体育費の施設管理費につきまして、説明をさせていただきます。

右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。吾妻地区公園等管理事業費として、工事

請負費として100万円をお願いしたいとするものでございます。これにつきましては、岩井親水公園の一部を整備、整地したいというものでございますので、以上でございますけれども、よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、12ページをお願いしたいと思います。

まず、説明に入ります前に地図の訂正、お配りいたしましたこの地図をごらんいただきたいと思いますが、この地図の一番下側、下の方向になりますけれども、分去という部分のところに、町道大沢・長藤線という青の表示があるかと思いますが、大沢ではなく大谷沢の間違いですので、谷を入れていただくようお願いをしたいと思います。

萩生地区になりますけれども、青いほうですね。

それでは、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、2目道路復旧費につきまして説明をさせていただきます。今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で1,300万円の追加のお願いでございます。議員の皆様方に災害発生箇所として、今ご訂正をいただいた地図にまとめさせていただき、今回配付させていただきましたので、ごらんをいただきたいと思いますが、これは、ことし7月末から8月に発生した集中豪雨で発生しました箇所を表示したものでございます。まず、緑色で表示した11カ所、これにつきましては7月末に被害が発生し、8月4日に既に予算をお認めをいただいた被害箇所であります。主に、坂上地区が中心であるということがわかるかと思っています。

それから続いて、赤色で表示した29カ所、8月4日から6日にかけての被害箇所であります。国道145号線、西榛名地区、東地区が中心であるということで、吾妻川沿いに集中的に降った。それから西榛名ということがごらんいただけるかと思っています。

次に、青色で表示した12カ所につきましては、8月16、17日に発生した被害箇所であります。これは、坂上地区を中心とする地図上の中ほどから、原町、岩櫃山に向かって、中ほどが中心に降ったということがごらんいただけるかと思っています。

8月に入ってからの被害箇所、総数につきましては41カ所ということでございまして、赤色と青色で表示しましたのが、榛名山系を中心とした町内一円に広がった発生ということがわかるかと思っています。

また、8月29、30日の被害につきましても、川戸、金井、太田、東地区、そして西榛名地区と既に16カ所の被害路線があり、現在応急対応中であります。

そして、今回お願いいたしますのが、8月4日の集中豪雨による復旧費が、資料の中ほど

の坂上、萩生、西榛名、相原付近の町道2144号線ほか5路線。それから8月6日、同じく赤ですけども、6日、7日の集中豪雨での復旧費が、資料右側の東、箱島地区の町道8006号線ほか22路線。8月16、17の集中豪雨の復旧費が、資料中ほどの下、坂上地区大戸付近、上宿付近の町道3068号線ほか11路線で、合計41路線、1,300万円の追加のお願いでございます。

前回、今回と集中豪雨での地元通報調査における被害件数につきましては、調査箇所としては64路線、復旧箇所につきましては、7月末から8月17日までの、今回の補正までの合計で資料のとおり52件となりました。幸いにして比較的小規模で、さらに人的及び建物被害、孤立地区はありませんでしたが、住民のライフラインの確保を第一に考えた中で、できるだけ住民の生活に支障なきよう速やかに現在努力対応しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、今回の補正作成後、先ほど申し上げましたが、8月29、30日にも集中豪雨があり、東地区、太田地区、金井地区を中心に現時点で16カ所の被害が発生しております。既に応急対応しているところでありますが、今回の補正に入れることはできませんでした。

したがって、今後も台風シーズンを迎える中で、さらに被害も想定される中で、今回の補正予算につきましては、冒頭町長の提案理由でも申し上げましたが、今回の補正積算後の災害復旧費につきましては、今後町全体予算の中で一たん対応させて、考えさせていただくことも含めて、検討していくということをご理解をいただきたいと思っております。

以上ですが、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 続きまして、2項1目の農林水産施設災害復旧費でございますが、これにつきましては、5月19、20日の集中豪雨によります泉沢地区の農業排水路及び農地の災害復旧費57万円のお願いでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 以上、説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月18日までに調査が終了しますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を1時といたします。

（午後 零時04分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

議案第4号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に事業勘定ですが、今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ1,622万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,122万7,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、歳入では、繰入金76万円の減額、繰越金1,686万7,000円の増額、諸収入12万円の増額であります。

次に、歳出では、保険給付費163万4,000円の増額、保健事業費9万5,000円の増額、諸支出金1,449万8,000円の増額であります。

次に施設勘定に移ります。施設勘定については、歳入歳出それぞれ14万円を増額し、8,727万円にするものでございます。

まず、歳入ですが、繰入金115万円の減額、繰越金110万1,000円の増額、諸収入18万9,000円の増額であります。

歳出では、総務費9万円、医業費5万円の増額であります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） お世話さまです。

それでは、平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

最初に、事業勘定ですが、4ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、9款繰入金、財政安定支援事業として年齢構成差による給付費の増加分76万円の減額。

10款繰越金は、前年度繰越決算の確定により1,686万7,000円の増額。

11款諸収入については、70から74歳までの被保険者に係る一部負担金、月1万円の12月分、12万円の増額であります。

次に、歳出ですが、2款保険給付費の1項4目退職被保険者等療養費163万4,000円の増額をお願いします。これは、保険者負担額の増に伴うものでございます。

7款保健事業費、1項1目9万5,000円につきましては、特定健康診査受診券郵送料でございます。

10款諸支出金1,449万8,000円の増額であります。その主なものは、1項償還金及び還付加算金として退職者医療交付金及び療養給付費等負担金、それぞれの過年度分確定に伴う精算分1,437万8,000円であり、支払基金や国へ返すものであります。

以上が、事業勘定であります。

次に、施設勘定に移ります。

7ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

施設勘定については、歳入歳出それぞれ14万円を増額し、8,727万円にするものでございます。

まず、歳入ですが、4款繰入金115万円の減額。これは、19年度決算により5款繰越金の追加に伴い、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

5款繰越金110万1,000円の増額。

6款諸収入18万9,000円の増額であります。これは、特定健康診査増加分を見込んでおります。

次に、歳出ですが、1款総務費9万円の増額。これは、特定健診データ作成のための機器購入費。

2款医業費5万円の増額につきましては、医療用機械器具購入費、胃カメラ使用時の吸引器の購入費であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月18日までに調査が終了しますようお願いいたします。

#### 議案第5号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第5号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第5号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ2,609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,134万2,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、歳入では、過年度分医療費交付金の額の確定に伴い、支払基金交付金2,576万7,000円の増額、前年度分繰越金32万7,000円の増額であります。

次に、歳出ですが、諸支出金2,609万4,000円の増額であります。これは、歳入での支払基金交付金を受け、一般会計への繰出金等とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） 議案第5号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ2,609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,134万2,000円とするものでございます。

3 ページ以降、事項別明細書等により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、1 款支払基金交付金ですが、過年度分医療費交付金の額の確定に伴い、2,576万7,000円の増額をさせていただきます。

次に、5 款繰越金ですが、前年度決算により前年度分繰越金32万7,000円の増額であります。

次に、歳出ですが、3 款諸支出金2,609万4,000円の増額であります。1 項償還金につきましては、前年度分の事務費交付金の精算分13万1,000円を支払基金へ。

2 項繰出金2,596万3,000円は、歳入での支払基金交付金を受け一般会計への繰出金とするものでございます。

以上が、老人保健特別会計補正予算の説明でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月18日までに調査が終了しますようお願いいたします。

#### 議案第6号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたしますのは、歳入では、一般会計繰入金68万7,000円の減額、基金繰入金1,298万2,000円の減額、繰越金2,549万7,000円の追加でございます。

歳出では、諸支出金1,182万8,000円の追加のお願いでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明申し上げます。

4ページの事項別明細をお願い申し上げます。

まず、歳入でございます。8款の繰入金、1項4目の一般会計繰入金でございます。今回お願いいたしますのは、68万7,000円の減額のお願いでございます。

次に、2項の基金繰入金でございます。1目の介護給付費準備基金繰入金でございます、今回お願いいたしますのは、1,298万2,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、10款の繰越金でございます。これは19年度の決算の確定によりますところの追加のお願いでございます、2,549万7,000円の追加のお願いでございます。

次のページをお願いいたします。歳出になります。

6款の諸支出金でございます。2目の償還金でございます、今回お願いいたしますのは、1,182万8,000円の追加のお願いでございます。説明欄のところをごらんいただければわかると思いますけれども、それぞれの償還金が生じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月18日までに調査が終了しますようお願いいたします。

#### 議案第7号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第7号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第7号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ81万2,000円の減額でございます。

歳入では、県支出金160万円の減額、繰入金222万4,000円の減額、繰越金301万2,000円の

増額で、歳入合計で81万2,000円の減額となります。

歳出では、建設事業費81万2,000円の減額となります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（高橋啓一君） それでは、事項別明細書のほうでご説明をさせていただきます。

3ページでございますが、補正額が81万2,000円減額のトータルで6億1,708万3,000円になります。

歳出につきましては、同じく81万2,000円減額で、計につきましては歳入と同額となる次第でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

県の補助金でございますが、160万円の減額。また繰入金につきましては、一般会計繰入金につきまして222万4,000円の減額。繰越金につきましては、確定によりまして301万2,000円の増額でございます。

続きまして、5ページの歳出でございますが、補正額といたしましては81万2,000円でございます。

内訳といたしまして、説明欄にございますが、公共下水道事業費の54万円の増額でございますが、この部分につきましては、一応面積で62平米を購入して下水道の管を埋設したいというふうに考えております。

なお、農業集落排水の処理場の機能調査業務委託費の320万円の減額でございますが、これにつきましては、委託をしませんで、19節の負担金のほうで184万8,000円にするということで、本来委託をして機能調査をするつもりでございましたが、事業主体を土地改良団体連合会のほうに事業を実施して、それに伴う負担金に振りかえるというような形で、今回委託料から負担金のほうへの振りかえの補正でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月18日までに調査が終了しますようお願いいたします。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第8号 工事委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第8号 工事委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

町道松谷六合村線事業の実施につきましては、ハッ場ダム関連事業として調査設計及び工事管理については群馬県に委託し、用地取得につきましては町が行う分担方式で事業を進めているところでございます。

ハッ場ダム事業は、昨年末に平成27年度完成予定と5年間延長されましたが、国及び県においては国道145号線のつけかえを松谷雁ヶ沢ランプから現国道までの暫定開通を平成21年度末と予定する中で工事を進めております。

この工事と合わせて、群馬県も町道松谷六合村線を併設して進めなければならないことから提案するものでございます。

今回お願いする工事契約は、雁ヶ沢ランプ北側の本線110メートルと、雁ヶ沢橋梁南側115メートルののり面工事施工を群馬県に1億3,551万3,000円で委託するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、説明に入ります前にご訂正をお願いしたいと思うのですが、議案第8号の表紙、工事委託契約の締結についてという見出しで、次のとおり工事委託契約を締結したいので、議会の議決とあるんですが、そこに東吾妻町が落ちておりました。大変申しわけございません。議案の9号につきましても、同じでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、議案8号の工事契約の締結について説明をさせていただきます。

議案の一番最後についてありますA3判の資料をごらんいただきたいと思います。

これは、町道松谷六合村線のダム関連で水特法に基づく事業でありますけれども、平面図を見ていただきますと、図面左側のカーブになっているところが、発電所手前から川中温泉に入ります入り口のところの国道145号線と接続をいたします雁ヶ沢ランプと言われているところでございます。そしてその赤線で囲みました部分が、雁ヶ沢ランプと接続するため今回お願いをいたします松谷・六合村線の本線部分110メートルとのり面工事であります。

また、図面右側、116メートルの仮称雁ヶ沢橋梁がかかる予定ですが、その手前の赤線部分、(その2)とあるところですが、そののり面工事場所につきましては115メートルであります。

この2カ所を今回群馬県に1億3,551万3,000円で委託し、仮称雁ヶ沢橋梁の工事に際して、その前にですね、鋼材が入らないために、この雁ヶ沢ランプから橋の工事の鋼材を運んでいくということができるような形で、お願いをし委託をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第15、議案第9号 工事委託契約の締結についてを議題といたし

ます。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第9号 工事委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

この議案につきましても、先ほどと同じく町道松谷六合村線事業でございます。

今回お願いする工事契約は、橋長116メートルの仮称雁ヶ沢橋梁の本体工事であり、8月4日の第6回臨時会において債務負担行為をお認めいただき、本年度と21年度2カ年間で工事を進めるため、群馬県に2億5,970万7,000円で委託するものでございます。

前議案で申し上げましたとおり、基本的には平成21年度末までに、大型畜産団地の大型車両の通行ができるよう対応するとともに、地域住民の生活道路確保を目指していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長(市川 忠君) それでは、議案第9号 工事委託契約の締結につきまして説明をさせていただきます。

やはり、一番最後のページにA3判で資料をつけてありますので、ごらんいただきたいと思えます。

議案第9号につきましては、やはりダム関連事業、水特法に基づく事業でありまして、町道松谷六合村線この赤く塗った部分、(上部工)契約箇所とある、この赤く塗った部分でございます。

この委託契約につきましては、既に8月4日に臨時議会で債務負担行為をお認めいただき、工事を進めるものでございますが、この赤い部分の仮称雁ヶ沢橋梁、橋長が116メートルでございますが、この橋梁工事でけたの作成、けたの架設工事、床板工事、橋面工事を平成20年度、21年度と2カ年で一括発注工事を予定しているものでございます。

この橋梁工事を群馬県へ2億5,970万7,000円で委託契約を行いたいということでございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

#### 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第10号 字区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第10号 字区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

町営松谷盛土土地改良事業の施工に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要があるためでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

ダム対策課長。

ダム対策課長（轟 馨君） 今回提案いたします場所は、平成17年度より行っている町営松谷盛土土地改良事業の中の字夫婦石と字大割目の境界であります。

お手元にある縮尺1500分の1の図面が2つ並べてあるのをごらんいただきたいと思います。

す。

その左側の図面ですけれども、番地で654番の1と556番の1が以前は境界になっていましたが、区画整理をした結果、その右側の図面のように556番の1と567番の1の間に水路と道路ができました。その赤い線に沿った新しい水路の東側を字界にするものです。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

#### 選挙第1号の上程、採決

議長（菅谷光重君） 日程第17、選挙第1号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に角田美好議員、大図広海議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した角田美好議員、大図広海議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました角田美好議員、大図広海議員が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選しました角田美好議員、大図広海議員が議場におられます。

東吾妻町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

#### 散会の宣告

議長(菅谷光重君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は9月19日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 1時32分)

平成20年 9 月 19日 (金曜日)

(第 3 号)

## 平成20年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第3号)

平成20年9月19日(金)午前10時開議

- 第1 認定第1号 平成19年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第2 認定第2号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第3号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第4号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第6号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第7号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第8号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第10 認定第10号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第11 議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)案
- 第12 議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第13 議案第5号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第1号)案
- 第14 議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第15 議案第7号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第16 請願書の委員会審査報告
- 第17 閉会中の継続審査(調査)事件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冢広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	高橋義晴君
税務課長	小山枝利子君	保健福祉課長	蜂須賀正君
住民課長	猪野悦雄君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
ダム対策課長	轟馨君	上下水道課長	高橋啓一君
会計管理者	石村あさ子君	東支所長	唐沢憲一君
いわびつ荘 施設長	山田文子君	岩櫃ふれあい の郷施設長	角田豊君
桔梗館長	高橋和雄君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課長 兼教育長 職務代理	一場孝行君	社会教育課長 兼中央公民館 長	丸橋哲君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

### 開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### 議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

### 認定第1号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第1、認定第1号 平成19年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

認定第2号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第2、認定第2号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月9日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第2号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月12日開催の委員会において、猪野住民課長の出席のもと審査を行いました。

最初に事業勘定ですが、平成19年度の決算は歳入合計18億2,163万1,288円、歳出合計17億2,566万6,081円で、実質収支額9,596万5,207円となっております。年度末の基金残高は1億1,070万3,084円となりました。療養給付費は前年から見て、件数及び支払額とも上がっている状況であります。

平成19年度は税率の引き上げも基金の取り崩しもなく運営してきましたが、年々運営が厳しくなっている状況には変わりありません。このような現状下で、歳入財源の確保が必要となってきますが、町として不納欠損額の解消に努めるとともに、4,350万円に上る収入未済額の徴収事務に努力されるよう強く要望いたしました。また、町民の健康増進事業にも積極的に取り組んでいただき、療養給付費等の抑制に努めていただくようお願いいたしました。

以上が事業勘定です。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入額9,247万3,105円、歳出9,036万7,841円、歳入歳出差し引き残額210万5,264円であります。歳入では外来収入が6,817万4,000円で、全体の75%に当たり一般会計繰り入れ806

万7,000円、国庫交付金180万円、町債610万円が主なものです。歳出では施設管理費4,445万円、医療費4,309万8,000円が主なものです。

以上のような状況から、今後も経費の節減に努め、健全な運営ができるよう要請いたしました。

事業勘定、施設勘定とも、文教厚生常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上ご報告申し上げます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

#### 認定第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第3、認定第3号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月9日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成19年度東吾

妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月12日開催の委員会において、猪野住民課長の出席のもとに審査を行いました。

老人保健は、歳入20億6,950万円のうち、支払基金が50%、約10億円、ほかに国庫資金、県支出金、一般会計繰入金で10億円が主な歳入であります。

老人医療費の伸びは、12月から今年3月までの予定外の伸びがあったため、前年より5,500万円ほど多くなっていますが、20年度、過年度処理される予定であります。また、雑入で第三者納付金が3件ありますが、交通事故3件による損害賠償金の処理であります。歳出では、医療諸費が20億5,700万円で、全体の99.43%が主なものです。

老人保健制度としては、残務整理を20年度に残し、最後となりますが、文教厚生常任委員会としては全員一致で認定と決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上報告申し上げます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切り、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

認定第4号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第4、認定第4号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月9日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告を願います。

13番、文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇)

文教厚生常任委員長(橋爪英夫君) それでは、ご報告申し上げます。

去る9月9日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第4号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月12日開催の委員会において、山田施設長の出席のもとに審査を行いました。

平成19年度の決算は、歳入総額2億3,703万529円、歳出総額2億2,561万8,218円で、実質収支額は1,141万2,311円でした。一般会計からの繰入金は3,006万円で、前年度より1,436万9,000円減額となっており、職員の更迭や経費の削減に努めているとのことであります。

当委員会としては、一般会計の繰入金ということに対して問題は残りますが、さらなる努力を求め、そして入所者が安心して快適な生活が送れるような施設運営に努めていただくことを求め、全員一致で認定と決定いたしましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようご報告申し上げます。

よろしく願います。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑を打ち切り、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

認定第5号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、認定第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月10日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

13番、文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月10日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月12日開催の委員会において、蜂須賀保健福祉課長の出席のもとに審査を行いました。

高齢者は年々増加し、要介護、要支援認定者は若干の増加となっておりますが、平成19年度の決算は、歳入総額9億9,457万450円、歳出総額9億6,907万3,259円で、実質収支額は2,549万7,191円でした。

介護給付費準備基金積立金は1億6,070万7,645円となっております。不納欠損額、収入未済額についても、若干ではありますけれどもございますので、その不納欠損の解消、収入未済額については、徴収事務に努力されるよう要請いたしました。介護保険料の基準額は2,520円となっており、健全に運営されていると認めました。

当委員会は全員一致で認定と決定いたしましたので、本会議におきましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上ご報告申し上げます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 菅谷光重君 ) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

認定第 6 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長 ( 菅谷光重君 ) 日程第 6、認定第 6 号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る 9 月10日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

8 番、総務常任委員長。

( 総務常任委員長 一場明夫君 登壇 )

総務常任委員長 ( 一場明夫君 ) それでは、付託議案の審査結果を報告いたします。

去る 9 月10日、総務常任委員会に審査を付託されました認定第 6 号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9 月12日に第 4 委員会室において、唐沢支所長出席のもとその審査を行いました。

本会計は、公営住宅事業部門が一般会計に組み替えられたことから、平成19年度から、東地区における宅地造成事業と情報通信事業の 2 事業の会計を処理しています。歳入総額は、一般会計からの繰入金699万9,000円を含めて4,209万9,912円、歳出総額は3,976万666円となり、実質収支額は233万9,246円、年度末の地域開発基金残高は 1 億4,560万8,022円となりました。

宅地造成事業については、箱島団地は完売しましたが、岡崎団地については、依然 7 区画の未販売区画が残りました。情報通信事業の加入については一般世帯で692戸となり、全体の95.5%に達し、インターネットの利用者は326件となりました。今後は、宅地造成事業については未販売区画の早期完売に最善を尽くすこと、情報通信事業では、東地区限定の事業であり、サービス内容に対する利用料の適正化を検討し、基本的に一般会計から繰り入れがなくても運営できるように努めることなどの意見を付して、総務常任委員会としては全員一致で認定すべきものと決しました。つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

#### 認定第7号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第7、認定第7号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

11番、産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月10日、産業建設常任委員会に付託されました認定第7号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、9月12日午前10時から、第3委員会室において、全員出席のもと上下水道課長の出席を求め、慎重に審議してまいりました。

公共下水事業では、平成15年度末に駅北区域から供用開始、駅南の須郷沢地区から紺屋町までの一部に供用を開始されました。一般会計から8,189万円を繰り入れ、建設工事関係で2億円弱の工事を実施しております。農業集落排水では、一般会計から9,913万7,000円を

繰り入れ、箱島、岡崎地区の遠隔監視通報装置を7カ所設置したとのことです。浄化槽設置では、一般会計から2,547万3,000円を繰り入れ、新たに89基を設置し、年度末で合計889基の設置済みとのことでした。

平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、慎重審議の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしましたので、本会議におきましてもよろしくお願いたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

認定第8号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第8、認定第8号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

11番、産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

去る9月10日、産業建設常任委員会に付託されました認定第8号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、9月12日午前10時から第3委員会室において、全員出席のもと上下水道課長の出席を求め、慎重に審議してまいりました。

簡易水道では、岩島地区の松谷簡水並びに坂上地区の大谷簡水で量水器の設置工事が実施されまして、全部の簡易水道で量水器が設置されました。歳入総額8,740万5,774円、歳出総額8,575万7,059円で、歳入歳出差し引き額164万8,715円が翌年度に繰り越しされました。

平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算につきましては、慎重審議の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしましたので、本会議におきましてもよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

認定第9号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第9、認定第9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

11番、産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

産業建設常任委員長(中井一寿君) それでは、ご報告申し上げます。

去る9月10日、産業建設常任委員会に付託されました認定第9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定については、9月12日午前10時から第3委員会室において、全員出席のもと上下水道課長の出席を求め、慎重に審議してまいりました。

業務量では、総配水量17万トン、給水人口1万1,368人でありました。一般会計からの繰入金は1,000万円でした。建設改良工事関係では19件、金額で7,200万円弱を施工しております。経常収益では、当年度は純利益で74万1,407円となりました。企業債につきましては、今年度は借入れはありませんで、年度末起債残高は13億6,100万円余とのことであります。

認定第9号 平成19年度東吾妻町水道事業決算認定につきましては、慎重審議の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしましたので、本会議におきましてもよろしくお願いたします。

以上です。

議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

認定第10号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第10、認定第10号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月10日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

8番、総務常任委員長。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

総務常任委員長（一場明夫君） それでは、付託議案の審査結果を報告いたします。

去る9月10日、総務常任委員会に審査を付託されました認定第10号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定につきましては、9月12日に第4委員会室において、富沢支配人出席のもと、その審査を行いました。

営業収益2億1,318万2,622円に対し、営業費用が2億6,762万1,062円となっており、5,443万8,440円の営業損失が発生しました。さらに営業外費用として企業債の利息2,684万895円が支出され、営業損失と営業外費用の合計が8,127万9,335円となりました。この不足分を補てんするために一般会計からの補助金8,170万2,000円を受け入れた結果、純利益が45万9,220円、年度末の未処理欠損金は6,653万2,855円となりました。また、企業債の償還金に充てるために、資本的収入として一般会計から3,800万円の補助金を受けましたので、一般会計からの補助金額は合計で1億1,970万2,000円となりました。

グラウンドゴルフの利用者の増により、利用者は1.8%ほど伸びを見せましたが、営業を含めて町の正職員2名を配置した効果は思うように出ませんでした。営業面での努力は認められるものの、今回の決算では一般会計からの補助金が、起債の償還額を1,500万円ほど超えてしまっており、まさに非常事態と言わざるを得ません。委員からは、このまま直営方式を続けるのであれば、きちっとした目標を定めた上で、増加した業務委託料を初めとする経費の削減、冬場の集客確保や旅行業者との提携を初めとした営業方法の見直し等により収益性の向上に努めるなど、抜本的な経営改善を求める意見が集中しました。

総務常任委員会としては、この決算状況では認めがたい部分もありますが、直営方式以外に施設の売却や指定管理者制度移行なども含めて、運営形態をどうするかについて早急に決定し、それに基づいて対応してもらうことを前提条件に、全員一致で採択すべきものと決しました。つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

ここで、平成19年度決算認定については10件すべてが終了いたしました。

会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

会計管理者（石村あさ子君） 決算の認定につきまして、お礼のあいさつを申し上げます。

一般会計及び特別会計7会計の会計決算につきまして、普通会計収入済額合計143億8,069万4,025円、支出済額合計138億9,556万3,029円、差し引き残額4億8,513万996円、うち20年度への繰越明許繰越額3,005万1,025円、実質収支額4億5,507万9,971円の決算認定及び水道事業、国民宿舎事業決算のご認定をいただき、まことにありがとうございました。会計担当職員を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。

審査の過程におき、議員の皆様方からご指摘をいただきました事項につきましては十分留意いたしまして、適正な会計事務の執行を図っていく所存でございますので、今後とも特段のご指導をよろしくお願い申し上げます。ここに心から感謝を申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る9月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） この前、タイミングが悪くて通じなかったようですが、今回させていただきます。1億6,000万円ほどの補正なんですけど、関連しまして、きのうの上毛新聞に掲載されました、この町にとっては経済白書なのかもしれませんが、そこにおいてワースト2だか3だかその辺にありまして、結局その数字というのは問題ないと言うかもしれませんが、不安をあおるような状況にあるんだというふうに思います。将来の負担率含めて、何%までは大丈夫だ、300何%まで大丈夫だと言っていますが、181か3ぐらいまで行っていたと思う。そういったことを見ると、将来この町がこのまま公債費や、あるいはまた借入金等で将来負担率が高くなって、なかなか事業が伸展するのに難しいというようなことが起きてくれば困りますので、その流れとして、数年後まで計算をしてあると思いますから、ぜひここでお聞かせいただきたい。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 実質公債費比率等含めて健全化4指標が、きのう上毛新聞等で発表されたわけですけれども、ご存じのように、将来負担比率につきましては181.幾つということで、ワーストワンになってしまいました。この関係につきましても、将来負担比率という歳出部分がまだ未確定な部分を含んでいるというようなことで、特に今の職員238名が全員退職したのを想定しての算出方法等になっている関係で、そのような負担になっております。いずれにしても、当町につきましては起債が非常に多いということで、あのような数字になっております。今後も、引き続き起債抑制のほうに努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 計算方法はこの町単独のものですか、県下、全国統一ものですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 総務省の試算表に、算出方法に基づいて算出しておりますので、全国一律でございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） そうしますと、最終的には全部の200何名の職員が退職するということの想定だということになると、職員が多いんですか、それだから悪いんですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 職員は確かに、一般会計上の職員につきましても多少多くなっておりますけれども、合併した経緯等もございまして、そのような形になっているのかと思います。

ただ、退職組合については群馬県の退職手当組合に加盟しておりまして、群馬県の退職手当組合では基金が140何億円あったかと思うんですけれども、当町の場合については掛け金と支給額が、支給額のほうが多い関係で、利益となっている140何億円については配当にならないように今年度の場合はなっておりますので、利益分については納付額に応じた配分をしていただくと、多少その辺は変わってくるのかと思いますけれども、今回の場合については、給付額が多い団体についてはその利益分を配分しないというような方針のもとに処理された関係で、そのような数字になっております。そのような関係で、181という数字になっているかと思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 前村議員に申し上げます。

質問は本件に関係することで、ぜひお願いいたします。

14番（前村 清君） 私は関係すると思っています。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） そうしますと、そこで今出ている数字は人件費にかかわることがあって数字が悪くなっているということではないんでしょうか、それだけで結構です。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） それの一部が引き上げる要因の一つにはなっているということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） 教育費のことにつきましてちょっとご質問させていただきますが、11ページの、ここですと施設管理費というところで、吾妻地区公園管理事業費ということで、先日説明がございました。

議長（菅谷光重君） 文教関係ね。

2番（竹淵博行君） そうです。

では、お断りします。

所管でございますけれども、説明が、先日の全協において補足があったとおり、調査した段階でちょっと明快な答えが得られていないものですから、あえてここで説明をさせていただくわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

先日の説明の中で、岩井・植栗にまたがる親水公園の整備の一環として、緊急用のヘリポートという説明がございました。私としては歓迎するものでございますけれども、2点ほどご確認だけさせていただきたいと思いますが、今後地域に対して、要するに緊急のヘリが離着陸するというところでございますので、説明を順次行っていくのかということが1点。

そして、当然ながら急患を運ぶわけですから、それに対するの搬入路の整備、これを並行してとでも言いませんけれども、進めていくというようなお考えがあるのかどうか、これを確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 何課にまたがっておりますので、総務課長のほうから答弁させていただきますが、竹淵議員さんからの質疑の1点目の地元説明の関係につきましては、今後機会をとらえまして、地元説明会のほうに入っていきたいというふうに思っております。

2点目の搬入路の関係につきましても、ご存じのように未舗装という部分でございますので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） ありがとうございます。

ぜひそういうことを行っていただいて、地元にも問題がないようにしていただくということも、当然ながら急患でございますので、本当に道路の整備ということも考えていただけるということでございますので、安心しておるところでございますので、ありがとうございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 1点だけ伺います。

9 ページ、学童保育事業委託料追加とあります。委託料というからには、本来これが町の自主事業として保育所がなされているという解釈でよろしいでしょうか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 9 ページの3 款 2 項 3 目の学童保育費30万4,000円の追加のお願いのことだと思いますけれども、これにつきましては、町には2 つの学童保育がございます。一つは旧東地区にあります学童保育、もう一つにつきましては、岩井にありますN P O がやっておりますジャンケンポンのほうでございます。こちらに対する補助基準額が、国のほうの補助金が変わったものですから、それにまつわるところの今回の追加のお願いでございます。

10 番（大図広海君） 質問に答えていない。

議長（菅谷光重君） 課長、再度答弁してもらえますか。

保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） この学童保育につきましては、直営ではなく、町のほうから半民半官という形のもので、委託している部分がございます。

議長（菅谷光重君） 大図議員、すみません、もう一度質問、再度。

10 番（大図広海君） 再度、質問します。質問の趣旨をよくとらえて答えてもらうように。少なくともここは議場なんですから。いいですか。

学童保育委託料追加なんです。委託料で出ているから、本来ならばこれを自主事業として、役場の、この東吾妻町の学童保育所、そのこの運営を委託してやってもらっている、そのための委託料なんだろうと文章からは私は感じるんです。そういう形で間違いはないですかと聞いているんです。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 大図議員のおっしゃるとおりだと思っております。

議長（菅谷光重君） 10 番、大図議員。

10 番（大図広海君） そうすると、こういったものについては、恐らくは公の施設という分類にされるんだと思います。そういう中からの住民利用が発生する。そういう考えでよろしいでしょうか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 申しわけございません、これにつきましてはまだ勉強不足で、ちょっとお答えできませんので、申しわけございません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） これは問題発言です。いいですか。議場なんですよ。自治法の根幹をなす問題なんです。そのことについて不勉強ですと言うんだったら、この議場に出席すべきじゃない。議会を愚弄するにもほどがあるということですよ。こういった形で、広くは水道事業まで含めて、これが公の施設という概念の中に入ると言われているんです。住民の福祉のために、皆さん、どうぞ、所得増大のためにこういうところを利用して下さいよということで、広く門戸が開かれている。これは、とりもなおさず公の施設になるんだと思いますよ。

ただし、公の施設の場合には条例によりということになっています。いいですか、その条例は設置及び管理に関する条例、多くの事例がこういう文書で成り立っています。その中には当然に料金設定もあります。これが利用料という形で住民から徴収するのですから、どこが基準で、幾らで決まるか。これが広く皆さんに誤解を招かないように、あるいはまたその料金設定のあり方が、ここなんです、住民自治の原則に基づいて、住民総意で決まっていべきなんだ、そのために、議会が議決した条例によりこれを行うんだという考え方です。自治法はそうなっていると私は解釈しています。この解釈、間違いがありますでしょうか。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（蜂須賀 正君） 料金等につきましては当然、議会を含めた中で協議を進めていかなければならないというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 協議をするのと条例を可決するのは、随分方向性が違うかと思いますが、いいですか、そうなってくると、この学童保育所についての設置及び管理に関する条例という形になるかと思いますが、私はそういうのを見た覚えがないんですけれども、私のこれがまだ勉強不足なんですか、そのところを1点伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長から答弁させます。

町長。

町長（茂木伸一君） これは3月の議会でも議論になったところでございまして、この辺につきましては、公の施設という形をもう一回検討を始めようと思います。

なお、前々から申し上げますように、県の補助金を受け皿としての町という、そういったことからのこういった形態だったと。あくまでも民間という形が一番ありがたいなというふうに私は思っておりますが、そしてなおかつ、これから空き教室であるとかそういった

ところを学童保育にという予定ができなくなるという、そういったこともありますので、今までためらっておりました。でも何度もその辺のところ、条例主義ということを経験から指摘されておりますので、公の施設という形でやるべきかということで、これから検討に入ります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 3月の定例会でも同じような話をした記憶が、私のほうは確かにあります。それ以前からも同じ話をしています。でも仮に原点が3月だとしても、もう既に半年たっているんです。これからということはないと思いますよ。既にもうこれは答えが出ているべき。

仮に一つの実例を挙げれば、この間から太田で始まっている学童保育所が本当に民間なんだとしたら、それはそれで結構なんでしょう。望むところなんでしょう。だとすれば、ここなんです、あれは園庭というんですか、旧ですね、だから土地と建物、今使用しているものは賃貸で出していると思う。だとすれば、この賃貸料は有料でなくてはならない。いろいろなそういった考え方があるんです。どちらでもいいんです。首尾一貫すればということなんです。でもこの文章からいうと、どうも役場の公の施設、その施設管理者として、ある団体がそれを運営しているみたいな形でとれるんです。それは補助金はそのほうが増大するからという、こそくな手段。でも幾ら何でも自治体がそういったこそくな手段を使っては、なかなかよろしくないとは思いますが。やはり法は最低線の道徳なんです。このことを肝に銘じて物事を行っていく。私の考え方に間違いがありますでしょうか、伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 以前からの議論の中でも、ほかの前橋市であるとか、正確にはわかりませんが、いろいろな市部においても設管条例を置かず学童保育を似た形でやっているという、そういった例で答弁をしたことがあります。ですから、その辺のところを何とか。それと設管条例が必要かどうかというのも、たしかその当時議論をして、私どもも確認をいろいろなところに行った、そういったところでもやはり分かれるところではあります。いずれにしても、これから検討いたしますので、そのようによろしくお願ひしたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、担当課長の考え方と町長の考え方が、確度にしたら15度以上30度未満ぐらい違うのかなと思うところではありますが、その旨よく、特に管理職をき

ちっと指揮・監督する、この立場を忘れないように、その所感だけを伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） たび重なる条例主義という形で、先ほども議員のほうからご指摘をいただきましたので、先ほど検討するというふうにしたわけございまして、担当課長との協議というものはまだ行っておりませんので、私なりの私見という形で、これから検討するという事を申し上げたということです。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を11時20分といたします。

（午前11時04分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前11時20分）

議長（菅谷光重君） 続いて質疑を行います。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） この補正の9ページの関係で、保育所関係でございますけれども、25万円の補正がなされているんですが、実は各保育所等が浄化槽だとかそういったもので、修繕費で当然かかるのは必要なものと思いますが、実は大戸保育所等について、原町保育所もそうなんですけれども、非常に家屋が傷んで、屋根などが大分傷んできております。そんな中で、今回の補正は無理としても、今度新年度あたりに向けての予算編成に当たって、町長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 保育所再編であるとか、そういったこともすべて視野に入れないといけないという問題もございまして。基本は幼稚園・保育所の一元化ということで、それぞれの地域にそういった子育て支援の施設というものを考えていくべきだと思っております。そういった総合的な中で、それぞれの修理、修繕、そういったものを考えていきたいと思ってお

ります。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 先ほどの学童保育の関係も踏まえて、非常に今、子供の人口等が減ってきてはおるわけなんです、どうしてもやはり子供を多くこの町村も持っていたかないと、将来にわたってどういうふうになっていくかわかりませんが、ぜひそういう預かる場所としての建物、そういったものは危険校舎とか危険園舎というんですか、そういうものにならないような方法で、ぜひ検討していただければありがたいと思います。これは回答は結構でございますが、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る9月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

#### 議案第5号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第5号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る9月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

#### 議案第6号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第6号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る9月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） それでは、質問させていただきますが、ちょっと内容等が逸脱するかもわかりませんが、まず、12、13、議案第4号、第5号、第6号のいずれかに該当すると思うんですが、後期高齢者の関係で、先般、テレビで「朝ズバ」というのがあります。そんな中で話が出てきたことなんですが、保険料の緩和措置というのか、手法が言われました。なぜかと申しますと、所得割、均等割、それから世帯割ですか、いろいろなものがあるんですが、実は総ひっくるめて言いますと、これは住民課長さんにひとつお尋ねしたいと思うんですが、「朝ズバ」で話をしたような、夫婦で世帯分離というか、ともに世帯主になれば、もし扶養されているような奥さん、家族であっても、そういったものが所得がないわけですから、当然軽減されてくるんだというようなお話がありました。当町についてももしそのような状況が発生するようなことがあった場合の対応策として、いかようにでも世帯分離、夫婦でもともに世帯主となるというようなことができるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） お尋ねの件ですけれども、その「朝ズバ」というものを自分は見えていませんので、ちょっとそのことについては答えられませんけれども、ご存じのとおり、後期高齢者が始まりまして、均等割の7割を受けた方が8.5割の軽減、それから所得金額の33万円を引いた額が58万円以下の方、基礎控除ですね、それ以下の方については所得割額を一律5割軽減という形で、これはそれぞれ各家庭のほうに最近、お示ししております。

私も8月に入って、この担当課になって、後期高齢者という言葉聞き、それから担当からいろいろ聞きながら、それぞれの町としての対応ですか、それについても担当から一応聞いているわけですけれども、今、9月までのお支払いいただいた金額が10月以降変わってきて、その軽減措置によってそれぞれの金額が変わったということで、裁定通知がそれぞれの方に届いております。それぞれの方によって多少金額が違うわけでありまして、5,700円を納めていただいた方については、もう今後は要らないと、今年度については要らないというような話。それからそれぞれの年金収入によって若干金額が違いますので、すべての方についての話はできませんけれども、よろしければこれを見ていただいて、検討いただければというふうに思っております。

いずれにしても、今、被保険者の方々から、いわゆるクレームというんでしょうか、ちょっと方法がわからないということで来ているんですが、あくまでも国・県の指導のもとに事

務としても進めておりますので、それについてはご理解を願って、今後進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。本件に関して、どうぞ。

12番（上田 智君） 制度のそのものはある程度、私も理解はしているんですけども、今聞いたのは、住民課として住民票だとかそういうものを扱っているんで、その夫婦が要するに世帯分離をして、ともに世帯主になれるのかどうかということなんです。介護保険または後期高齢者医療の関係で、例えていえば、夫婦と合算の所得ですと、収入がない奥さんについても、同額ぐらいの形で保険料を支払わなくてはならない。ところが分離した場合には、所得がないんだから、所得がゼロになるわけですね、その場合は減るから、5万円もしもらっているとすれば、4万円も減額されるというような、そういうような話が出たんです。ですから、私は住民課長として、住民票を取り扱う担当課として、それが分離が可能なのかどうか、当町では。それをお伺ひしたいということなんです。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（猪野悦雄君） まず、基本的に世帯分離が可能かどうかということなんですけれども、それはこの制度だからこの制度を使って、こういう形にしたいという形ではできないと思ひます。

それともう一つ、今年度につきましては、これが仮に家庭の事情で世帯分離になったとしても、保険料については今年度は変わりませんので、来年度以降の形になりますので、私としてはそういうことで、担当にも伺っております。

以上であります。

議長（菅谷光重君） 町長から答弁させていただきます。

町長。

町長（茂木伸一君） 一応統一した見解というのは、一つの家に住んで、一緒に食事をして、それは同一世帯だと。ですから基本的にはそういった形で申し出があっても、そういった形態でしたら、世帯分離はこの町では基本的にはしていただかないようにしているというか、実態に合わせた形で考えているという、そういった緩やかなところで考えていただけますでしょうか。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） わかりました。社会通念上、要するに同居の者、同一で衣食住をともにしているということであれば、当町はそれはしないんだというのが原則ですね。わかり

ました。ありがとうございます。

議長（菅谷光重君） ほかに、補正に関して、どうぞ。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

#### 議案第7号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第7号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る9月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

### 請願書の委員会審査報告

議長（菅谷光重君） 日程第16、請願書の委員会審査報告を行います。

請願第1号 後期高齢者医療保険制度の撤廃を求める請願を議題といたします。

本件については、去る6月10日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

13番、文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） ご報告いたします。

平成20年第2回6月定例会で付託されました請願第1号 後期高齢者医療保険制度の撤廃を求める請願については、継続審査となっておりますが、12日、第1委員会室で当委員会を開催し、猪野住民課長出席のもと、再度審査を行いました。

後期高齢者医療保険制度はスタートして間もなく、いろいろと問題点もありますが、これにかわる医療保険制度がないのも現状であります。制度の撤廃を求める請願については、当委員会委員の多数の意見により、趣旨採択といたしました。

以上報告いたします。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

閉会中の継続審査（調査）事件について

議長（菅谷光重君） 日程第17、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいたします。

初めに、総務常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 文教厚生常任委員会。

13番、文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） 閉会中の継続審査についてご報告申し上げます。

文教厚生常任委員会では、平成20年7月16日午前10時より、教育委員会的一场学校教育課長、渡辺課長補佐に出席をいただき、議会サイドとして幼・保の一元化について、学童保育について、延長保育について審議いたしました。

この経過は過日、明和町を視察した状況、その後、身近な場所ということで、高崎市の倉淵認定こども園、六合村のこども園等視察、研修した経緯があります。その結果を踏まえて、議会サイドとしての審議をいろいろしたわけであります。結論的にどうこうというものは特に出しませんでしたが、その内容についていろいろ学校教育課長、渡辺課長補佐にもその議員のご意見を伝えた次第であります。そのような状況でありますので、以上報告を申し上げて、終わりにしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 産業建設常任委員会。

11番、産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告をさせていただきます。

会期中ではありますが、産業建設常任委員会災害現地調査について報告いたします。

平成20年9月11日午前10時より、産業建設常任委員会を開会し、集中豪雨による災害現地調査を実施しました。調査には、議員6名と建設課長並びに産業課長に同行していただきました。調査箇所は、7月末から8月17日までの集中豪雨52カ所のうち、次の5カ所について調査しました。岩下忠霊塔付近、のり面崩壊箇所、松谷旧大平線路肩崩壊箇所、大戸・長藤地区路面洗掘箇所、西榛名・相原地区路肩崩壊箇所、これは国の災害査定予定箇所であります。及び西榛名・弥栄地区路面洗掘箇所の5カ所であります。

なお、国の災害査定の対象は2カ所であり、小規模なものや路面洗掘による表層の流出などは、広範囲にわたっても対象とならず、単独費で復旧せざるを得ない箇所もありました。また、長藤・相原・弥栄地区は産業課長に同行いただいた中で、農地の耕作状況を調査しましたが、雨水や耕作土の道路への流出が多く見受けられ、耕作者を含め、今後の改善すべき課題として認識いたしました。

委員会としては、今後の対応として、8月末の被害箇所16カ所と、台風シーズンを迎えるに当たり、生活道路における災害は緊急に通行を確保しなければならないという観点から、専決で復旧工事を実施することもやむを得ないという方向となりました。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。

議会運営委員会、ありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。

9番、ハッ場ダム対策特別委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、ハッ場ダム対策特別委員会より報告させていただきます。

平成20年9月16日午後2時から午後4時20分まで、第1から第3委員会室において、ハッ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員6名と菅谷議長の7名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について国交省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策課に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の20年度中盤の進捗状況について説明を受けました。

調査事項に入り、まず、轟ダム対策課長より、平成20年6月13日から9月15日までのハッ場ダム対策事業の会議調整の経過報告があり、6月16日、議員全員協議会での健康増進施設詳細設計の説明後、岩島地区各ダム対関係地域に詳細設計の説明会を実施したこと、7月23日には雁ヶ沢トンネルの貫通式が行われたなど、関係地域、関係住民にさらなるご理解をいただけるような調整を行うとともに、国・県と一体となって、確実な前進が行えるよう努力していきたいとの報告を受けました。

引き続き、国土交通省の説明に入り、鈴木事業対策官ほか各担当課長より、町管内全体的な説明があり、家屋移転については24戸の移転が済み、今後14戸が予定されていること、

用地買収では、岩島地区が88.5%、須賀尾地区96.2、大柏木45.7%の進捗状況との報告がございました。岡原盛土の擁壁工事については、設計精査のためおくれを見ているという報告がございました。大柏木トンネルについては、9月16日に掘削を再開し、年内には貫通の見込みであること、その他JR工事の進捗状況と予定、広石簡易水道の水源の切りかえ、岡原盛土造成の進捗状況と予定、久々戸橋の進捗状況などの説明を受けました。

次に、群馬県の説明に入り、大島次長ほか各担当者より説明があり、用地買収状況、雁ヶ沢ランプ3号橋の架設を今後予定していること、県道林岩下線については5284号線に接続部分まで、今後県が担当することになったこと、猛禽類の営巣のためおくれていた鎌田沢砂防工事が7月下旬に再開されたこと、その他町道松谷・六合村線等の工事進捗状況、土地改良の進捗状況、県道川原畑・大戸線の進捗状況の説明がありました。

そして、最後に町より、基金事業の健康増進施設の天狗の湯でありますけれども、その建築確認申請を8月29日に提出したこと、溪谷パーキング工事、溪谷遊歩道補修整備、ふれあい公園整備計画についての現状と今後の予定の説明を受け、その後、ハッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、閉会といたしました。

以上報告を申し上げます。

議長（菅谷光重君） 地域活性化対策特別委員会。

14番、地域活性化対策特別委員長。

（地域活性化対策特別委員長 前村 清君 登壇）

地域活性化対策特別委員長（前村 清君） 地域活性化対策特別委員会が開催されたのは20年9月17日10時から、委員会室で行われました。ほとんど変わりがないと思っておりましたら、少し変わりがありましたので、ここで報告しておきます。

ふくしふれあいロードというのが渡辺歯科のところ、駅の前にあるんですけども、そこは年度内に土地交渉して、完成させたいということでもあります。それから街路事業であります、なかなか交渉がうまくいかないんで、6年延伸しているということになります。3年ずつですから、2回延伸している。25年度末には完成したいということです。それから都市計画の変更が一部ありましたが、これは歩道の一部変更であります。

それから、今から重要なことを申し上げます。駅北土地の整理組合事業において、ご説明がありました。これは2号街区公園、3号街区公園の整備を年度末までにしたい。これは今まで長期間にわたって、するのかわからないかわかりませんが、放置しておいたやつが、急激にここへ来てやるという話になったものですから、幾ら話をされても、すぐそこに来ていて

話をされたんじゃ困るという意見が出まして、こんなはずじゃ困るという厳しい意見がやたら出ました。

それで、今後はそういうことがないようにすることと、いま1点は、一番大きな2号街区公園のところにトイレがない。そこはいわびつ荘という特養老人ホームがありますが、そこから散歩に来ると一番いい場所だということなんです。そうだけれどもトイレがないということはどういうことかという話で、いろいろ議論があったんですが、どうもトイレをつけたほうがいいんじゃないかなという話になりまして、では、検討するということまでになりましたんで、おおむねの方が、つけてくれるんならいいなという話になりました。

非常に駆け込み工事ということで、説明はありましたんですが、駅北を中心とする地域に公園を2つ整備して、合計3つになるんですけども、非常に立派に完成させるんだと思いますけれども、中を芝生等にして、緑化公園にする。ただし木があつたりしないと、日当たりがよ過ぎて困るんで、植えたらどうかというような意見もありまして、そのところだけは大変貴重な意見がお互いに出たし、議論もできましたので、報告をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 行財政改革推進特別委員会。

7番、行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をいたします。

去る9月16日午前10時より、第1回の委員会を開催いたしました。ご承知のように、さきの臨時会による議会再編により誕生した委員会の初めての会議ということで、今後の委員会の方針について協議を行いました。なお、議事日程に入る前に、茂木町長よりごあいさつをいただきました。また、会議には山野総務課長、高橋企画課長に同席をいただきました。

委員会では3点について付託されておりますので、まず、集中改革プランについてですが、高橋企画課長に今までの執行状況、経過について説明をいただいた後に、協議を行いました。遅々として進まぬ組織、機構改革を中心に、財政、定員管理などが議題となりましたが、委員会としては特にポイントを絞らず、集中改革プラン全体について調査・検討していくことといたしました。

次に、町営施設運営についてですが、一般会計の繰入額の多いあづま桔梗館、ふれあいの

郷、榛名吾妻荘、特別養護老人ホームいわびつ荘が中心議題となろうと思われませんが、それを指定管理にするのか、また委託管理の部分をふやすのか、はたまた町から切り離すのか、現状のまま続けるのか、町にとって最良の方法を選択しなければなりません。合併時の未調整の町有施設もあるとの指摘などから、町有施設全般にわたり調査・検討をすることとなりました。

次に、議員定数、議員報酬についてですが、ちょっと時間がなかったものですから、県内市町村の現状の資料の配付のみで、次回検討することといたしました。

また、今後、閉会中も委員会を月に数度開催する予定であります。

以上、報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件をここに決定いたしました。

#### 散会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は9月22日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午前11時58分）

平成20年 9 月22日 (月曜日)

(第 4 号)

## 平成20年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第4号)

平成20年9月22日(月)午前10時開議

第1 議案第11号 再生計画決定に伴う退会選択について

第2 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冢広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	高橋義晴君
税務課長	小山枝利子君	保健福祉課長	蜂須賀正君
住民課長	猪野悦雄君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	角田輝明君	建設課長	市川忠君

ダム対策課長	轟 馨 君	上下水道課長	高橋 啓一 君
会計管理者	石村 あさ子 君	東支所長	唐沢 憲一 君
いわびつ荘長	山田 文子 君	岩櫃ふれあいの 嶺郷施設長 の 名 吾 妻 荘 様 支 配 人	角田 豊 君
桔梗館長	高橋 和雄 君	社会教育課 兼中央公民館	富沢 美昭 君
学校教育課 長・教育 職務代理	一場 孝行 君		丸橋 哲 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤 正己	議会事務局 係 局長	田中 康夫
議会事務局 主任	角田 光代		

### 開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### 議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なさるようお願いをいたします。

### 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第11号 再生計画決定に伴う退会選択についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 改めまして、おはようございます。

議案第11号 再生計画決定に伴う退会選択について、提案理由の説明を申し上げます。

伊香保ゴルフ倶楽部の民事再生法に基づく一連の流れにつきましては、執行部側の不手際により説明責任を十分果たすことができず、議員各位に不快感を与える事態となり、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

今回、再生計画認可決定確定のお礼及び移行、退会選択の案内通知が9月11日に送付されてまいりました。この中で、新会社伊香保リゾート株式会社への移行選択、または退会選択

の手續を10月末日までに済ませる必要がある旨の明記がございました。これまでの経過や町への経済的効果などを踏まえ、熟慮に熟慮を重ねた結果、新会社への移行を機に退会を選択したいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

急な上程となってしまいました。ぜひとも実情をお酌み取りくださいまして、ご議決をくださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、町内にございます伊香保ゴルフ倶楽部、岡崎城コースと清瀧城コースの再生までの経過についてご説明申し上げます。

平成19年11月13日に、東京地方裁判所より民事再生手續の開始の決定がなされたということがございました。再生計画案では、フューチャーインベストメントが新会社100%出資の子会社を設立するというものでございます。22億円で事業譲渡を行うというものでございます。

再生案の賛否による影響でございますけれども、例えば、再生計画が否決されますと配当がゼロということになりまして、現在町では4口2,000万円を出資しているわけですが、預託金ですね、ゼロになるというものでございます。賛成された場合については、再建の確定額のそれ相応の弁済がなされるということでございますが、当町で預託しております4口で2,000万円でございますけれども、弁済額は6万円ということになります。1口1万5,000円でございます。

続きまして、平成20年4月28日に債権者集会の開催通知が届きまして、6月18日に債権者集会が東京地方裁判所で開かれております。投票の結果、賛成が3,260票ということで、96.7%の方が賛成したということでございます。認可決定が11時14分に決定されております。

これらを受けまして、両ゴルフ場とも経営は引き続き行われているわけでございます。

7月15日付で東京地方裁判所から再生計画の認可決定が下ったわけでございます。新会社であります伊香保リゾート株式会社が経営に当たるというものでございます。この時点で、町が出資しております2,000万円が額面6万円の会員権になったということでございます。

先ほど、町長の提案理由にございましたように、9月11日になりまして、株式会社伊香保ゴルフ倶楽部とリゾート株式会社の連名によりまして、移行あるいは脱会の選択の案内が届

いたわけでございます。10月末日までに提出するよというございませ。届きましたその日に総務常任委員会のほうに報告をさせていただきます。9月12日に株式会社伊香保ゴルフ倶楽部の竹山支配人から状況を聞いたわけでございますけれども、いつ新会社に移行されるか現時点ではまだわからないというございませ。それから、新証券の内容につきましてもまだわからないというようなお話でございませ。

7月15日から12月14日までの間に、退会者には株式会社伊香保ゴルフ倶楽部が支払うというございませ、移行した場合には新会社の伊香保リゾート株式会社が行うというものでございませ。

現在法人になっているわけですが、法人会員になった場合は、従来と違いまして1口2名までの明記というございませ、4口ですから、8名までの方を今度もし継続する場合は記名するよう形になるわけですが、そのときの法人の名義変更については約30万円ほどかかるわけですが、名前の登録変更については1名につき5万円かかるというようなお話がございませ。

それと、今までは優待券が出ていたわけですが、今後考えられないというよう支配人からのお話がございませ。

それらを受けまして、9月17日に議会全員協議会でご説明したとおりでございませ。

経過につきましては以上でございませ、よろしくお願いたします。

すみませ、議案書の訂正をお願したいと思いま。

一番上段の「確定を受けとことにより」という、「と」になっておるが、「受けたことにより」という「と」を「た」にご訂正をお願したいと思いま。申しわけございませが、訂正をよろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大岡議員。

10番（大岡広海君） この議案についてはかくあるべきかと私は思っているところなんです、本議会が始まってしばらくたった後においても、おつき合いだから新会員に移行したいんだというよう意見もたらされておるが、この議案を見ると、その発言と大分態度が変わった。なぜそういう変わったのか、そこのところを1点伺っておきませ。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ただいま総務課長からご説明を申し上げたように、9月12日、この日

に詳しい内容を、現状の岡崎城のゴルフ倶楽部の竹山支配人から状況を聞いたわけでございます。そういったところで、詳しい状況がはっきりとしたのでこのような気持ちになったと。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） でも、12日に説明を受ける以前に、たまたまそういう話があったかに聞いておりますが、まあいいです。ただその説明というのは、当初再生計画案として送られてきた、あれは何て言ったらいいでしょうか、債権者集会。その議案書の中にしっかりと明記してありました。それを読む限りにおいて、この議案第11号のような帰結が正しいんだらうなと私は思っておりましたが、なぜ当初からその議案書を綿密に精査して、そういった態度に出なかったか、こここのところに1点疑問が残るんですが、わかる範囲内でお答えください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、この伊香保ゴルフ倶楽部、こちらが誘致した企業という形でございます。その中で、今まで東村時代にはいろいろな形で村民に対する優待扱いであるとか、そういった形で会員権として非常によく機能しておった時代があると、そういったおつき合いという表現から、また今度は東吾妻町に変わってそのこのところで、町民にもそういった形で有利な形で働けないものであろうかというふうに考えたわけでございます。2,000万円という金額、これは預託金ですので、金額が変わることについては、これは時代が変わったという中でいたし方ないということもあろうかと思えます。ただ町民にとって、これからも優待利用であるとか、そういったことで生涯スポーツとしてのゴルフというものであるとか、いろいろな考え方ができるかと思えます。ただ、2,000万円が、はい6万円になりましたという形になるよりは、町民の健康であるとか、そういったものに資するということができればありがたいということに考えていたという、そんなところでしょうか。そんな中で、改めて今後の状況を支配人から詳しく聞いた中で、そういった町民が優待利用できるであるとか、そういったメリットとしてはほとんどない。そしてちょうど、ちょうどのおつき合いということですか、いい機会とまではわざわざ申し上げられないんですが、一般的なおつき合いをさせていただければと。このゴルフ場、岡崎城、清瀧城からの我が町に対するメリットというのは、税収だけでも6,000万円近く。そして私どもが貸している地代も800万円になります。土地を貸している地代が800万円にもなると、そういった中で、お互いにいい関係を築きたいと考えていた。その試行錯誤という、そういったような状況だとお考えいただければ

ありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） では、それはそれと理解したということにしておきます。

それでもって、今町長の議案説明の中にも、「不手際」という言葉を発しております。私も、その不手際が何たるやはほぼ把握しているつもりなんです、これが不手際が確定した段階で、その始末をどうやって、要するに後始末をどうやってやるか、ここが一番重要だと思うんですが、その意思があるや否か伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 改めて皆さんにおわびをいたします。この6月の議会のために、民事再生法に対する賛成をする、反対をする、そういった時点におきまして、我々の中でも右往左往したという経過がございます。そんな中で、議会の方々によく説明を果たせないまま、民事再生ということをお我々として選んだわけでございますが、このあたりにつきましても、いろいろな解釈もございます。ただ解釈がいろいろあるということは、やはりフェイルセーフという形で、当然ながら皆様方にご相談をしたのが一番よかったというのが、今現在の結論として持っております。その中での一つの出来事ということでございましょうが、それにつきましても、今回この退会ということを選んでご議決をいただいた暁に、そういった一連の事件にけりがつきますので、その時点で考えさせていただくように今現在考えております。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

## 町政一般質問

議長（菅谷光重君） 日程第2、町政一般質問を行います。

お手元に順番がありますが、都合により急遽変更して行います。

## 大 関 広 海 君

議長（菅谷光重君） 初めに、10番議員、大関広海議員。

（10番 大関広海君 登壇）

10番（大関広海君） ちょっとよんどころなき事情がありまして、順番を変更してもらいましたわがままをお許してください。そういった許可をいただきましたので、早速質問に移ります。

この課題については、前回臨時会の議案審議の際にも触れたことは記憶に新しいところがあります。ここに当時を回顧すると、質問者の意図が正確に伝わっていなかったかなと感じられる局面が多々ありましたが、以来相当の時間が経過しておりますので、今回は白熱した論戦になるかと期待しております。いつものことなのですが、住民自治の視点に軸足を置いて質問をいたしますので、パフォーマンスとのやゆがないことを期待しております。

東吾妻町以前、合併以前よりというよりは、ほぼ事実が確認できないほど以前より、補助機関に職階制が適用になっていきます。私も、それを当然なことと受けとめ、何らの疑問も持っていませんでした。実情を調べてみると、補職辞令が発せられている現状がありますので、独自の職務分類制度とされた行政実例の取り扱いがされていると思います。しかし地方公務員法は、職階制において定められた職級と給料表との整合性を求めています。当町におきましても、職員の給与に関する条例第4条に、給料表を職務の級に分類すると明文化されております。これは職階制を前提とした記述となっておりますので、この点について調査をしてまいりました。なるほど、地方公務員法第23条は、人事委員を置かない地方公共団体に職階制を義務づけていませんが、その制度化を否定しているとも考えられません。前述の行政実例は昭和27年5月、ちなみに地方公務員法が25年12月に施行です。自治法が22年4月に施行です。そういった戦後処理というような形で時代に発せられた、恐らくはこれは省令

みたいな形であったと思いますが、その後の地方団体の役割、あるいは規模、また高度化等々を考えると、現在ではその取り扱いについて再考が必要ではないかと考えられるところであります。

課の設置は条例事項ですが、職の設置や、とりわけ管理職員等の範囲を規則にゆだねているこの現実、将来に禍根を残すことになりかねません。現実的に職級と給料表とが比例関係にあるのですから、給与条例主義を全うするためには、現行制度では不十分としか言いようがないのです。

さらに、課に設置される管理職員の数が明記されておりません。したがって課内課長が誕生する、あるいは、同年齢だから一律課長補佐になるといったような不都合が将来的に起きる可能性が十分にあります。

それで問題は、地方公務員法25条第6項が何を規定して、何を求めていたか、もう一度考える時期に来ているのかと思います。過度の職務職階制は非効率に陥りやすいということは事実なんですが、本制度の求めるところは公正かつ効率的な行政であるわけですから、担当課に配置される管理職員の数、あるいはそれが無理ならば、全職員に対するところの管理職員の数、あわせてその職員に適用される給料等級、これが条例の中に明文化される。それで初めて給与条例主義が全うできる、私はそのように考えております。

以上の点について、町長のお考えを伺います。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） ただいまのご質問でございますが、通告内容と大分違うように私は思っておりますので、通告書に従った形で答弁を読み上げをさせていただきます。

給与条例と呼応した職階制を条例で定める必要があると考えられるが、所懐を伺いたい質問につきましては、地方公務員法第23条において、職階制の根本基準としての規定が定められており、これには議員の質問要旨にあるように、人事委員会を置く地方公共団体は職階制を採用するものとされております。人事委員会ではなく公平委員会を設置している市町村においては、職階制を強いてはおりません。地方公務員法第24条第1項において、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬとされております。これは、職務の複雑、困難、責任の度合い等により給与を決定するということであり、ほとんどの自治体において、給与の決定に当たっては、この職務給という原則により行っております。実際には、給与の決定に当たっては、給与条例第4条第1項の規定により、職員の職務は、その職務の

複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の内容は、規則で定めるということで、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条に規定されている級別職務分類表に定められている基準に基づき、給料表における級と職務の名称により給料決定がされております。よって、地方公務員法第25条第5項における明確な給料額の幅は定まっております。これらにより当町では、補助機関に職務職階制を導入はしていないが、地方公務員法第24条ないし同法第25条との整合性に問題はないと考えております。

また、給与条例主義とは、議員の質問要旨にございますように、地方自治法及び地方公務員法で、給与は条例で定めなければならないとされておりますけれども、労働基本権が制限されている職員の給与を条例で保障するという意味も持っているものでございます。

職階制についてはさきに述べたように、公平委員会を置く地方公共団体については職階制自体について条例で定めなければならないという法的な規定はございませんが、実際は国家公務員に準じて給与条例及び関連する規則により職務について規定をされておりますので、改めて条例で職階制を定める必要はないと考えております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） では伺います。

職員に対して、当然に任用辞令が出ていると思いますが、補職辞令が出ていると聞き及んでおります。その事実を確認します。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） その補職辞令という具体的なものにつきまして、ちょっとお教えいただけたらありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） すみませんね。私も、きのう辞書で調べました。

補うの補です。この意味は、漢和辞典によりますと、官吏を職に任命することという補という意味が補という字の中にそれがあるそうです。あわせて補職という言葉がありました。ある辞令ですと、課長に任命する、ある辞令ですと課長に補するという辞令が出ているそうです。現物は確認していませんという意味で補職辞令と言いました。この存在を確認しておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） はい、それは出しております。補するというのは、教育委員会では補するという表現を使っているように思っておりますが、そういうことであります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） その事実が確認できました。そうすると、町長が公務上行ったこの処分、公務員に対する処分、これがきちっと公文書で発行されている。そこに職階制が既にある。課長という職がある、課長補佐という職がある。この事実です。当然に、職の設置の規則の中にもそのような記述があります。

ところで、問題なのが、何人の課長職を任命するかというこの制限がない、ここに一つの問題点があるかと思えます。今そういった実例があるということは調査の結果判明していませんが、かつてはそういうことがあった。また、今回機構改革という話になって、原因があそこにどうしても出てくる場合にどういった処分をするかということになると、この前の提案では、次長みたいな形で設置するみたいな。そうすると、これが規則でできるから、それは町長の裁量でそういうふうになるだろうけれども、ただこれが条例事項にどうしてもしておかないと、将来的にやはり強大な権限が与えられている首長の裁量自体で任命行為が自由になる。当然にそれに伴うところの給与表の適用、これが自由になる。そうすると、先ほど町長が言いましたが、条例で給与を決める、これは大きな失言であり、給与の額とその支給方法は条例で定めるという、この額というのは計算式等々で判明すればいいことになっていますので、給与の額が確定する、ここが重要なポイントなんです。町長の裁量でどうにでもなる、そういう決め方は法が条例に委任した範囲を超えるので無効であるという考え方が既に定着しております。

そこで伺います。

こういったその職階制について、なるほど義務づけはしてありませんが、事実上その職階制がある。職員に対して230名ほどの職員がいる。その職員をきちつきちっと説明責任を果たす、職員に対して、あるいは住民に対して。そのためには基準を設け、それが明文化され、そういったものについて住民自治の原則から、議会の議決を経たものである、このことが住民自治につながるかとは思いますが、その辺の所感を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かにそういう形である種の規定、そういったものが当然あるべきだと思っております。ただ先ほど、課長、次長とかというような形の機構改革に伴うというのがございましたり、課長の人数が規定されていないであるとか、そういったことにつきまして

は、当然、社会通念上という、普通に課の設置によって課長職の数は決まるものであると思いますし、いろいろな中である一定の基準、当然必要だと思います。そうでないと、二百何十人かの職員の処遇というようなものがばらばらになる、そういったことだと思いますので、その一定の基準までは今現在も持ってはおると思います。ただ、何年か前から人事評価制度の導入についての試行が始まっておりますし、給与法そのものが昭和25年に施行されたもので、その基準、終身雇用制、年功序列制という中で始まっておりますので、そういったものも今の時代にはそぐわない面が出ているというのは私も感じております。そしてなおかつ我々東吾妻町におきましては、合併により職員の人数にもバランスのよくない面も見受けられると。そういった中でも、この給料表につきましても、本来ならば人事委員会があって、それで決定をしていただけるというのが望ましいとは思いますが、そこまでの力は我々の市町村では持ち得ないということもまた承知しております。

いずれにいたしましても、全く今の状況でいいという考えは持っておりません。前向きな形でこういったものについては考えていくべきだと思っております。ただ、条例という中で縛られた形というよりは、緩やかな中でさせていただくものも必要だという、そのちょっと甘えもあるかもしれませんね。そういったものも当然必要なんだろうと思います。機械が丸々人事管理をできるとは思ってはおりませんので、その辺のところはお酌み取りをいただければありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それで、また本題に戻るところなんですが、町長も選挙で選ばれて、いわゆる大統領になりましたので、それが定める規則、この有効性については対職員に関しては有効であるという解釈は当然成り立つわけですが、事この身分と給与のことになると、これが全くの町長裁量でゆだねられていいか。ここはちょっと危なくなる。それはこの歴代の町長が何をやってきたか。今、茂木町長がやっているという意味ではないんですね、そこを誤解しないでください。茂木町長なき後、そういった適正な状態がいつまでも続くような条例が今必要ではないかという提案をしているわけです。また、この昭和27年に発せられた行政実例、百二十何号でした。そういったものが今も生きていられるらしい、どうも。ただ、もう60年も前の話なので、やはり民意も上がります。学力もみんな上がります。もう少し考え方を変えて、住民自治とは何ぞやと、皆さん私のところに寄せられる意見は、職員の人件費が高どまりしているという。ただ実態が把握されていないので、概念的な物の言い方なんです。そういったデータが全部提供されて、適正だったかどうか真摯に論議していきたいと思

います。

もう1点、そのためには、そうするとそういった号給表とともに、ここですね、どの職員がどの級をもらってということが閲覧物件になっていかないと、本当の論議には踏み込めない。また、この情報公開については次回に譲る計画でいるんですが、その方向性だけ伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 職員の号給表であるとか給料を公開してはいかがかということで、今回質問の通告がございましたので、答弁は用意してあります。それを読み上げさせていただきます。

各職員に適用されている級・号について公開対象となる必然性があると思うが、その方向性を示されたいについてでございますが、各職員に適用されている級・号を情報公開できないかということで、職員個々の給与に関する情報は、公開することにより個人所得等が明らかになるなど、個人が識別され得る情報となり、職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあること、また人事管理上においても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、情報公開条例第7条の非公開とできる情報に当たるものと考えます。よって、個人に関する情報は今後も非公開とする方針でございます。

なお、職員全体の級別職員数や平均給与額等の給与情報については、今までも公表しているとおりであり、今後も公表していく方針でございます。

それについてはそうなんですが、先ほどの条例であるとか給与であるとか、手当の基準、そういったようなものについては前向きに検討を進めていくと先ほども申し上げております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） ちょっと時間が。では、そこまで来たら少し詳細に触れます。

昇給辞令が出ています。そうすると、そのところには何等級何号俸に処するというような書き方があると思うんですが、ここですね。これは公務員たる町長が公務員たる職員に処分を下した公文書なんです。公務員が公務のために下したその文書は原則公開なんです。このところに少し考え方の差がある。職員が書いた文書ではだめなんです。町長が自分で考えた文章で物を言ってください。

1点いきます。詳細はいいです。

情報公開の原則、これはいつも言っていますように、その情報が公開されて不利益をこうむるであろう個人、この個人のその不利益の大きさと、その情報が公開されて得られる公の

利益、今回の場合で言えば、適正な給与水準が確保されるであろうという公の利益を比べて、さあどうするかというのが町長の判断だと思います。これは、物の本にそんなふうに書いてありました。かつて読んだのを今でも忘れません。いいですか、公の利益を守るためにどうにするのかということです。一転個人の不利益はそこにあるか、それのみで公の利益は犠牲にならない。それが住民自治を標榜しているところの町長たるとるべき態度かと思いますが、所感を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） どう表現していいんでしょうか、民主主義、全体主義という、そういった中で考えた場合に、1人の不利益もあってはならないという考え方もやはりあるかと思えます。それはケース・バイ・ケースだというふうに考えておりますので、これは例えばこれから入ってくるこの役場の職員は、情報、もう給料は全部公開なんですよという約束のもとに入ってきているとすれば、それはそれで当然のことだというふうに受けとめられるのではないのでしょうか。ですから国全体が、大図議員がおっしゃるように自分のネームプレートのところに自分の給料は幾らだ、ちゃんとこれだけの給料分の働きはしていると、誇らしげに自分の給料を公開するという制度にでもなれば、これはまた公務員に対する考え方も違ってきますし、それはそれでよろしいんじゃないかと思いますが、やはりみんなでその辺のところは国も県も町もという形で、みんなで渡っていければというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） その個人の情報ということですが、私は個人の所得を公開せよという論議は全然してないですね。公金の支払い先を透明にせよという話なんです。個人所得というのはかねても言っているように、給与所得のほかに、場合によると不動産所得、場合によれば農業所得、当然に今、分離課税ですから、申告の必要はないんですが、利子所得、配当所得。場合によると相続も発生したりします。そういった中で個人所得はなかなか把握できない。またする必要もない。ただ公金の支払い先については、きちっとこれが透明なものを確保できる。特にこの人事評価ということで2階級特進がある、そういった制度が既に採用されている。そうすると、町長が下したその2階級特進の処分、あるいはある特定の人間を昇進させなかったという処分、この処分が適正であったかどうかということは、町民が判断しなくてはいけない。そのためには、そういった情報が公開されないと判断の材料がない。給与条例決定主義、なぜか。住民自治の原則に基づき、住民の総意が必要である。総意にかわるものとして、住民から選ばれた議会が定めた条例によりというこの考え方、前提として

そういった情報が住民の中に広く行き渡る、そういったことが肝要かと思いますが、方向性だけ伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 公開によって個人所得が特定はされないというふうにおっしゃいますが、やはりほとんどされる。そんな状況が生まれると思います。ですので、その辺はちょっと、例えば不動産譲渡所得であるとか、株の所得であるとか、農業所得であるとか、それを、基本的には、兼職は禁止という形になっておりますので、ほとんどほかの所得はないものと考えたのでよろしい状態ですので、ほとんど個人所得が限定されるような形になります。

なお、使った公金の支払い先という中でいきますと、なかなか難しいところではありますけれども、そういった形で個人所得が特定されるということにはなりませんので、個人所得が特定されるという考えですので、これについては今現在は公表というわけにはいかないと考えています。

議長（菅谷光重君） 以上で大図広海議員の質問を終わります。

前 村 清 君

議長（菅谷光重君） 続いて、14番議員、前村清議員の質問をお願いします。

14番、前村議員。

（ 1 4 番 前村 清君 登壇 ）

14番（前村 清君） 通告に従いまして、時間をちょうだいしましたので、2点について町長にお尋ねをいたします。

その1点は、地域医療、特に産科、小児科の充実について、行政がまたどのようにかわっていくのかをお尋ねしたいと思います。

いま1点は、地域行政防災無線のあり方について、活用の仕方についてお尋ねをいたします。

地域において、多くの住民から充実した医療体制を望む声が高いものであります。中でも、小児医療と産科の充実は大きな課題であり、脳疾患や心臓病など循環器系の多くは、早期発見、早期治療が必須条件であると聞きます。また、夜間や緊急外来も必要不可欠な地域の医療体制整備によるものであり、脳神経外科などの充実を望む声も高い。だが、私どもには手

の届かない医療制度のはざまにある、思うに任せない医療の現場があるというふうに聞きます。特に、公的資金が投入されております原町日赤病院には、地域の期待が一心に集められています。なかなか住民の望む医療体制ではありません。そのことから、人々が望む医療体制を確立することが課題であり、地域の強い願望であります。

ちなみに、群馬県の人口動態による調査数値では、平成18年10月から1年間ありますが、東吾妻町では99名が生まれ、吾妻郡では415人生まれています。ただその多くが吾妻郡外の病院の利用となっているとも聞きます。県下で医師の数について調査をしたところが、18年度の調査では、総数が2,591名でありました。吾妻は87名、うち常勤医師は64名、非常勤の医師は23名で、吾妻郡は県下でも最も医師の少ない地域となり、医師不足は深刻な問題として地域にのしかかっています。若い医師の魅力ある病院づくりや若者が定住しやすい環境づくりによる医療体制づくりは大きな課題です。働く職場がなく遠距離通勤を強いられ、勤務先に近いところに移り住み、子育てをする。まさに地方は出産育児、介護にと、若者の定住に不安を隠し切れない状況であります。そのために、急速な高齢化と過疎化が拡大し、医療体制整備は喫緊の課題としてその必要性を謙虚に受けとめ、町行政としては、その医療体制整備にどのようにかかわっていくのか、町長の考え方をお聞かせ願いたいと存じます。

さて、いま1点は、行政防災無線の活用であります。防災無線の活用については、利用の見直しができないものかという声が非常に高い。それは本年のように局地的に襲うゲリラ豪雨の警戒警報や雷情報、台風情報など、家庭内にいけばテロップで流れて多少わかるんですが、農作業をしていると、いろいろありますときにはなかなかわかりにくいということもありますので、町民の生活に直結した運動会や学校の遠足や修学旅行などの帰宅時間を父兄に知らせるなど、情報のお知らせがちょっと少ないという不満が多い。できる限り情報を収集し、町民の生活に密着した情報の提供を願いたい、町長の考えを教えてください。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 医療体制整備についてのご質問と防災行政無線の活用についてのご質問2点を承りました。

まず、医療体制整備についてのご質問でございます。

平成16年4月から必修化された医師の新臨床研修制度により、全国的に医師不足が深刻化

してまいりました。原町赤十字病院においても、平成17年度に産婦人科医、平成18年度に脳外科医が引き揚げられ、また18年度から小児科の入院が休止、平成19年度には、小児科医が非常勤医師のみの配置となり、また泌尿器科の医師が減員になるなど、大変深刻な影響が出ております。

原町赤十字病院に対しましては、平成19年度には施設用地費の補助金、公的病院建設資金利子補給等を町として実施をしてまいりました。原町赤十字病院では、平成14年2月の新病院竣工後、診療報酬の引き下げや診療科目の減などの影響で、ここ数年大変厳しい決算状況が続いており、医療機器類の更新に支障が生じつつあり、吾妻郡東部の3町村に対して、医療機器整備のための補助金の要望がされております。吾妻郡内の地域医療の中核病院として大変大きな役割を果たしている原町赤十字病院に対しては、基本的には今後の経営努力が求められると思いますが、一定程度の援助も必要であると考えており、中之条町、高山村とも相談しながら、今後の対応を検討しておるところでございます。それと、医師不足につきましても、郡の町村会としても、国・県ともに陳情を出して、いつも協議をしておるところではございます。

続いて、防災行政無線の活用につきましてお答えさせていただきます。

地球温暖化の影響と思われる異常気象により局地的に集中する大雨、ゲリラ豪雨と呼ばれておりますが、本町においても、7月末から8月末にかけて数回ございました。ご質問にございますように、防災行政無線による素早い情報伝達をということでございますが、基本的に望ましい姿であると考えております。町には、19年度に整備され、本年4月から運用開始となりました群馬県衛星系防災行政無線によりまして、気象情報が発令と同時に伝達されますので、直後に知ることが可能となりました。他方、気象情報につきましては、注意報・警報発令時には瞬時にテレビ画面に表示されますので、町民の方も、集中豪雨、台風時にその情報を知ることが可能となってきております。

本年の大雨の状況を見ますと、局地的な大雨というのが特徴でございまして、町内で見ましても、東地区では豪雨であっても、坂上地区ではほとんど降っていないなど、警報が発令されていても、町内でありながら、地域により降雨の状況に大きな違いが見られております。このような降雨状況等を考えますと、すぐに防災行政無線によりお知らせするという点については十分に検討する必要があるのではないかと考えております。

当然のことと考えますが、町内を警戒巡視する中で、危険度が高まり、避難を要することが必要と判断した場合につきましては、防災行政無線を一つの伝達方法として活用し、住民

に避難を促すこととしておりますが、今のところ事例はございませんでした。現在でも、活用することとなっております。現在の町の防災体制は、警報・土砂災害警戒情報発令時には、防災担当課を中心に待機し、休日・夜間においては、宿日直か担当課に連絡が入り、職員が登庁し、待機する態勢となっております。本年8月30日早朝の集中豪雨では、水路に流木が詰まり、床上浸水の危険度が高まり、住民からの要請で東部消防署が出動し、土のうを積み、浸水を防いだという事例もございました。町としても、緊急時の体制強化を図りながら、あわせて放送や広報活動も進めていく必要があると考えております。

次に、学校・地域行事についての放送でございますが、関係する町民の方にとりましては非常に直接的なことでございますが、住民意識の多様化と少子高齢化に伴い、地域・学校行事が一律に住民生活に関係することとならないということも多くなってきているのが現状と思われま。現在でも関係する町民の方たちは必要かと思われまますが、他方で、関係されない方からは、定時の行政放送でさえも、「必要がない」「うるさい」など苦情も寄せられることが多くございます。

防災に関する放送は、住民の生命・財産・身体に関することでございますので、行政の責任として行わなければならないと考えておりますが、地域・学校行事などにつきましては、住民ニーズの多様化等も考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続き前向きに検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前11時10分）

議長（菅谷光重君） 続いてお願いします。

14番、前村議員。

14番（前村 清君） 先ほどは、答弁大変ありがとうございました。

ただ、私が考えたものと若干違いまして、満足いくものではありません。特に防災行政無線なんかについては、長くご回答いただいたんですが、どうもの外れ、到底ああいうことで町民に納得できるかなというふうに思っております。

今私が申しあげました、町長さんにお尋ねしました産科などの設置については、「娘がふるさとに来てお産したくもできない」、こんな声があるということからお話をしています。また、私が地区内でいろんな方にお話を聞くときに、「そんな病院のことなんか言たって何にもならない。政府の方針により医師不足が起きているので、行政だって動かないだろうし、物すごく不満もあるが、どうしようもない」という答えが返ってくるんですね。それならこのまま不便でよろしいのかという話を聞くと、「それは困る。なるべく行政がかかわって、改善してほしい」とは言うんですけども、あなたはそれでいいのですかと問いに対しては、欲しい、しかしそんなことを言たってどうにもならないというあきらめがやはりある。しかしそこで、この地域が少子高齢化で過疎化も進みという中では、当然ながら必要な医師だろうと思います。

病気にもよりますが、いま1点は、夜間や突発的な病に冒されたとき、近くで安心な医療の現場を求めているのは当然であります。医師不足から夜間の医療体制が脆弱で、特に小児科や循環器系、脳神経外科などのさらなる体制が必要と聞きます。また、郡内の一番大きな病院でも体制が整っていないために不安が残ります。町だけどうこう言うのではありませんけれども、広域において取り組んでいただき、地域の住民が安心できる医療体制について、ぜひとも前進させるようお願いもしたいというふうに思っております。

それから、先ほど申しあげました防災の関係であります、気象庁といいますか、そことの連携が町がどこまでできるかというのが一つの課題でありますから、かなりリアルに詳細に連携とれるようになっていくようでございます。全く先ほどのではやりたくないということしか見えません。非常に残念な回答だったというふうに私は思っていますから、少なくとも町長さんのところに、命令を出して携わっている職員の方々は町民のほうへ視線を向けてぜひやってもらいたいと思うんですが、2回の質問をして申しわけないと思うんですが、町長、わかる範囲でお答えいただけたらと思いますけれども。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

町長（茂木伸一君） 病院の件でございます。前村議員が感じていることそのものを、私自

身も全く同じに感じている。原町日赤は、本当に地域の中核病院としてこのままでいいのか、いいわけがないという考えを持っております。ただそこでは、厚生労働省の臨床医制度、その大きな壁が立ちはだかってくる。実は原町日赤の方に、例えば、町が補助金であるか何でもいいから5,000万円を用意したと仮定をします。それで、医師を雇っていただくということで医師が1人でも2人でもふえることが、そしてそれが産科の復活につながるということが出来るかどうかということも実際に聞いたことがございます。これは公式な話ではありませんので、気持ちという形で聞いていただけたらと思うんですが、現実には医師不足のはざまの中でそういったことはほとんど不可能であろうと、お金の問題ではないんだと。新しく大学を卒業された方々が臨床研修ということでは大都市の大病院に行ってしまう、どうしてもそういう傾向が強くて、群馬大学の医局の力ではどうにもならないという、そういったことがあるようでございます。ですので、お金でもだめ、そのほか何とか奨学金を出して、必ず日赤に何年間かは勤めていただくとか、そういったことも日赤としても考えたり、町としてもそういった方策がないかという考えもしてみました。ところがどうしてもこの医師不足だけは、もう私としたら、はっきり申し上げて厚生労働省の失策だと思っております。これは私ども郡の町村会としても強く思っていることございまして、西吾妻福祉病院のほうでも医師不足には悩んでおりまして、それもそのために経営が苦しいということも実際に生まれておりますので、本当に行政の力でもどうにもならないという、そんな状態も生まれているということ。我々としても、一生懸命日赤と協議をし、群馬県の医師会とも協議をし、何とか産科、そして小児科、そして脳神経、そういったことをぜひとも復活できるように努力は今後も続けていきます。

ただそこで、群馬県ではドクターヘリという形で、例えば脳神経であるとか、そういった緊急の患者さんにつきましては、連絡から20分もすればこの町までドクターヘリが飛来するという形になりますので、そのこのところに今現在一縷の希望を持っておるわけでございます。先日9月1日には、我が町でその消防署からの依頼で、ドクターヘリの飛来予定地としてコニファーいわびつのラグビー場を、協議の結果指定をさせていただきました。そのこのところへ、9月1日にもう既に今現在の防災ヘリが飛んできて、1人の患者さんが行って事なきを得たということが実例として一度ございます。今後も、そういった緊急の患者さんにつきましては、ドクターヘリの活用も一つ前よりもちょっとだけは進歩したなというふうなことが思われる次第でございます。

そして、上信自動車道という、まだ現実には八ッ場関連でしかつち音が聞こえておりませ

んけれども、これが箱島・祖母島間で調査が本格的になって、かなりの予算が県でもついて、今現在調査をしておる状況でございます。当初計画ではそろそろ住民説明会というわけだったんですが、ちょっと状況が変わってきて、少しおくれておるようです。やはり上信自動車道という、信号がほとんどなくして都市部まで行ける交通網ができれば多少なりとも違うのかなと。日赤に産科が戻るのと自動車道ができるのはどっちが先かと言えば、当然産科が先だと考えますけれども、そんなことも考えておる次第でございます。

そして今、社会福祉協議会が中心になって策定をしておる地域福祉活動計画、これの地域の懇談会を5地区に分けて行っておりますが、今まで3地区行っております。そこで異口同音に発せられるのが、日赤病院の産科、小児科、そして脳神経外科、これは異口同音のようにやはり要望として、地域福祉、地域医療ということで要望されることだとなっております。そしてなおかつ、その日赤病院であるとか、医療機関に行くための足ですね、地域公共交通というものを、やはり買い物であるとか、医療関係であるとか、そういったところを重点的にやってほしいという、そういう希望がございます。今現在、先日の全員協議会でもおつながを申し上げましたが、今回の補正予算の中で500万円の予算をお認めいただいておりますが、地域公共交通に対する協議も本格的になっておりますので、その中で、医療機関に対する足というのももう一度考え直して、皆様の本当によかったと思われる交通網を構築したいと考えております。

なお、次の防災行政無線、やりたくないという気持ちは全くございませんで、もう一步前向きな形でやるような形をとりたいと思います。今現在、群馬県との間での、先ほど申し上げたデジタルの無線がございます。そういったこと、それとこの町内5カ所以上に雨量計は設置しております、それが気象庁のものであったり、土木事務所とのリンクしたものであったりするんですが、土木事務所のホームページをあければ、10分ごとの降雨量の情報であるとか、そういったものも瞬時にわかるようになっております。かなりリアルタイムでそれぞれの雨量計についてアクセスができますので、それも参考にさせていただけたらと思います。本当にゲリラ豪雨では、この町、余りにも広いものですから、そして形がこういう、それぞれの谷筋になっている、そういった地形の関係から、特に降雨量については全くゼロ、さもなくば1時間雨量90ミリ、そういった状態が現実にも生まれておりますので、それをどのように警報であるとか、注意報に我々が変換していくのか。それがちょっと問題はあろうかと考えておるようなことで、ちゅうちょした答弁書にはなってしまうけれども、皆さんの便利と思われる防災行政無線にしていきたいと考えております。どうぞよろしくご指導をお

願いできたらと思います。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 丁寧にご回答いただきましたが、まだこの医療体制整備の中では、ちょっと触れてほしいのは、やはり人間が生きていく上での最低守られなければならない行政サービスの一つとして、生命維持があります。人々が等しく公共サービスの受療が受けられるような体制も配慮するとすれば、行政が何ゆえかわるかということがわかってくるんだと思います。しかし病院経営も順調にいて、競争原理だけが働くようなことになっては、特に病院の寡占化が起きてきて、高額な医療費となってお金がないために適切な医療を受けられない、つらい思いをされることがある。そういうことがないために行政がかかわったりします。いま1点医療の、何ていいますか、脆弱な体制の中での医師不足の解消をするにも、国によく働きかけて、ぜひとも早い時期に解消いただいて、公平な医療サービス、公平な行政サービスが受療できるように、いま一つ前進をさせていただきたい。それから、安心できる医療体制の現場の構築に努力していただきたいと申し上げて、私の質問を終わりにします。

ご回答があるようでございましたら、少しつけ足してもらいたいと思います。よろしくどうぞ。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 何としても日赤はここに残っててもらわなければいけない、その思いが非常に強くあります。といたしますのは、日赤病院という、東京には日赤の本社、あります。ところが、本社からの支援であるとか、助成についてはほとんど考えをしないということとでございます。それぞれの地域のそれぞれの病院がそれぞれで経営しなさいということらしいんです。ですので、非常にこの病院もつらい思いをしている。もう既に日赤病院は、日本全国の中でも幾つもの病院が廃止をしています。閉じてしまっているということがあります。ですから、そういった中で行政がどういう支援をしていったらいいのか。毎年3億円もの赤字が出ているというところに対して、そしてこの地域の医療を担ってってくれるもの、病院として、どういう支援をしていったらいいのかというのを、本当にそろそろ正念場なのか、日赤の経営にとっても正念場なのかという考えはございます。その辺でまた議会の方々ともご相談を申し上げながら、皆さんに便利な、安心ができるような病院になってもらうように考えていきたいと思います。まず行政としてできるところから一つ一つ進めていきたいと思っております。広域におきまして、西吾妻福祉病院とのすみ分けであるとか、そういったところがどのようにいくのか、なかなか難しい問題を吾妻郡としても抱えておりますけれども、

町村会でみんなで頭を寄せて一生懸命考えてやっていきたいと思いますので、よろしく願いします。どうもありがとうございます。

14番（前村 清君） ありがとうございます。

議長（菅谷光重君） 以上で前村清議員の質問を終わります。

青 柳 はるみ 君

議長（菅谷光重君） 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） それでは、私の一般質問を行います。

ダム直下の町となる当町の活性化への取り組みについて質問いたします。

昭和27年より親子三代にわたって悩み苦しんだダムが完成に近づきつつあります。おとこの土曜日、少年の主張大会県大会がありました。その中で、県優勝した長野原東中2年生の発表で心動かされたものがあります。それは、もうすぐ代替地に移転するお宅のおばあちゃんと孫の会話です。女の子がカニをとったり、ワサビができる沢がコンクリになったり、春になると必ず咲く大きな桜は切られ、もう戻ることはない。移転して遠くの町に引っ越していった友達とは離れ、小さいころ遊んだ自然が大きな機械の音とともに変わっていき寂しい。ある日、畑にいるおばあちゃんが畑に向かって、「世話になったな」と言っていたというのです。そして、「物には後戻りできないこともあるんだ。だから前に進むしかない。ふるさとを大切に思うことを忘れなければ、移転しても大丈夫」。おばあちゃんの話聞いて女の子は、ダム建設と消えるふるさとという現実を見ることにした。水が入り、沈むまでよくふるさとを見ておいて、ここに暮らした人がいたということをお子たちに伝える、そういう仕事をしていきたい。そのために子供とかかわる仕事をしたい。こういう決意の中、東京から来て、「ダムは必要ない」と言われると、こんな悲しいことはない。私も同様、住民の代表である者がと怒りを覚えました。

下流都県においては、無駄な公共事業ということで、疑問視、反対する動きもあります。1時間に100ミリ以上が局地的に降るゲリラ豪雨が多くなったことは、7月27日のふるさとまつりの夕方の強い雨でも感じるものであります。こうした雨の降り方は、20年前よりも20倍にふえております。また、昭和22年9月のカスリーン台風のようなものは、地球の環

境で確実に200年に1度は来ると研究者は言っております。温暖化の影響で極端な渇水も反対に起こるということです。下流都県への治水、安定した水の供給は、ダムの必要のほか、ダムの必要性を確認し、ダム直下、渓谷から始まり、2つのパーキング、健康増進施設を中心に、町全体の観光活性に今こそ取り組むべきと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） ハッ場ダムについての少年の主張、長野原の中学生だったのでしょうか、ダム建設と消えるふるさと、優秀賞に輝いたということで、本当に心に響くものがございます。

まず、前段のご質問部分であるハッ場ダムの必要性についてでございますが、近ごろの報道等に目を向けてみますと、無駄な公共事業への費用負担について懸念する声がにわかに大きくなってきているように感じております。とりわけ莫大な事業費が必要となるダム建設事業に関しては、以前から全国各地でその必要性の有無が取りざたされておりますが、最近では、熊本県の川辺川ダム建設について熊本県知事が反対表明をし、国も計画の再検討を始めたというようなニュースも飛び込んでまいりました。ハッ場ダム建設の影響を受ける当町の地域住民の方々も、一抹の不安を抱いているのではないかと危惧しておるところでございます。

ハッ場ダムと川辺川ダムを比較したときに決定的に異なる点といたしまして、川辺川ダムにおいては、ダム建設に対し地元の反対の姿勢が強かったことが上げられます。また川辺川ダムの主流である球磨川は、ハッ場ダムのように受益者となる下流都県を持たず、熊本県のみで完結することも、知事の発言が影響力を持つ理由の一つでもあります。一方、ハッ場ダムは、受益者となる1都5県から成る下流都県の存在があり、治水・利水の面での必要性についても各知事が支持しているところであり、東京都の石原知事、千葉県の上田知事、埼玉県の上田知事におかれましては、「ハッ場ダムは必要である」と明言していることから、ハッ場ダムの必要性については十分に認識をされているところでございます。

また、群馬県においては、大沢知事が推進の中軸であることはもちろんのこと、茂原副知事をトップとしたハッ場ダム地域生活再建推進連絡会と称するダム建設事業に伴う水没関係地域の発展を目的とした連絡会も立ち上がっております。

また、関連する事案として、1件ご報告をさせていただきますが、先月の8月18日、鳩山幹事長を筆頭とする民主党議員団16名の方々がハッ場ダム視察に来られた際に、ハッ場ダムの一刻も早い完成と早期生活再建を求める要望書を鳩山幹事長に直接手渡し、強く要望してまいりました。視察終了後、やんば館で行われた記者会見において、次期衆院選マニフェストにハッ場ダム建設中止・凍結を盛り込むことに言及されたことに関しては、地元住民の心情を反映していないものであると言わざるを得ません。仮にダム本体の建設が中止されることがあるものなら、受益者である下流都県からの費用負担は見込めなくなるため、国の費用負担は逆に増大することは明らかであります。

また先日、ハッ場ダム建設に伴う平成21年度予算の概算要求額が発表されましたが、要求額225億円の中には、本体基礎部分の掘削やコンクリート製造設備の工場製作費など、ダム本体一連の工事予算も含まれていると聞いております。したがって、今後も引き続き、平成27年度のダム完成に向けて着々と事業推進が図られていくものと認識をしております。

さて次に、ダム直下となる当町における地域活性化への取り組みについてでございます。町といたしましては、まず第1に、ダム建設により影響を受ける地域住民の早期生活再建を最重要視する中で、ハッ場ダムができてこそ総合的な地域活性化が図られるものであるという認識のもと、現在計画されている各種水特・基金事業の整備を推進してまいりたいと考えております。

具体的には、当町の財産である名勝吾妻峡を生かした観光振興と地域活性化を目指す中で、吾妻渓谷を中心とした周辺地域を一つの観光拠点とすべく、整備をしてまいりたいと考えております。整備内容としては、渓谷パーキングと十二沢パーキングから成る2つの駐車場整備、そしてふれあい公園と健康増進施設天狗の湯建設、このほか渓谷遊歩道補修整備や、最終的な段階として猿橋を整備していく計画でございます。これらの施設を整備していく中で、東吾妻町を訪れる観光客の足を引きとめることができ、活気ある地域づくりにつなげることができるよう、さまざまな方面から活性化方策を検討してまいりたいと考えております。

なお、これら計画されている施設を維持していくためには、当然維持管理費用が必要となってまいりますが、将来的な面を考えたときに、これを支える税的措置を獲得することが重要な課題であると考えており、先月8月7日には、発電所建設に伴う恒久的施策に関する再要望書を、群馬県知事、群馬県企業管理者、県土整備部長に対し提出してまいりました。群馬県としても、発電所建設はダム建設と並行して進めていかななくてはならないものであることから、遠からず方向性が出てくるものとの回答内容でございました。この件に関しまし

ては、ダム下となる地域の活性化のためにも欠くことのできないものであることから、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

このような現状の中で、来年3月に完成する予定の溪谷パーキングを初め、健康増進施設等の町事業が整備されていく中、地域農産物の販売等による地域活性化等についても可能となるよう調整をしてまいりたいと考えておりますので、引き続きお知恵をおかしいただければありがたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） 丁寧なお答えありがとうございました。

ダムの必要性、地域住民の生活再建第一、施設の維持のための税的措置についてお答えいただきました。

今、「観光客の足を引きとめる」と町長はおっしゃいましたけれども、第1次総合計画では、必ず立ち寄りたい観光地とあります。広い年齢層、家族連れに来てもらいたいと思いますが、どんな人に立ち寄ってもらいたいターゲットを絞ることも一つだと思います。また、商業・農業などの関連団体と連携を図るとありますが、パン屋さん、和洋菓子店、飲食店と農家の連携で、農産物そのものの値段でなく、加工品として高い値段の品物にして売り出せば、生ものの短い期間だけでなく長く利用されると思います。こうした関連機関との連携はどうなっているのでしょうか。

次に、人から人へのおもてなしとありますが、町を案内できるガイドの育成とあります。溪谷を散策、ハイキングするときに、案内人がいれば安心・安全で、歴史や文化を知って、安全面でも心強いと思います。急には人材もつくれませんので、立ち上げ時期、勉強会を開いていく方針を今から公表していったほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

天狗の湯健康増進施設は、後々の手入れまで考えられていただいている施設で、住民も楽しみにしているという声を多く聞きます。特にカラフルな子供の遊び場があるわけでもなく、ごく自然な中で体にもいい湯で温まり、四季それぞれの美しさを楽しみ、健康を満喫しつつ散策でき、きれいな空気が味わえるところだと思います。ダム課においては、研究をよくされ、試行錯誤しご苦労され、今日の形になっております。

その中で、ドッグランという構想も考えの一つになっているようですが、関越自動車道の上里サービスエリア、ここから群馬に入るか、長野県に行くかというところですが、夏、とまっている車の中を見ると、思いのほか犬が多いのにびっくりします。半分は犬が乗っていると言っても過言ではありません。家族の一員としての役割が多くなっているのだと

思います。ドッグランは、時代の要請でもある施設なのか、この間、犬愛護団体からドッグランを多くつくってもらいたいという署名を頼まれました。愛犬家は、犬も喜ぶところを観光地に、旅行地に選ぶと思います。町には、犬とともに泊まれる施設もあります。愛犬のためにも立ち寄りたいたいところになるのではないのでしょうか。

群馬県では、昨年の夏からことしの夏まで1年間、どこの県からの客が多いか調べたところ、埼玉県だったそうです。そこで県観光局では、さいたま市新聞に温泉やイベントの情報を載せた群馬観光特集を組むのだそうです。ほかに県で契約しているものに、FM世田谷、FM群馬、群馬テレビがあります。県観光局と連携して、費用のかからないこうした広報を利用していったらよいのではないのでしょうか。埼玉県で一番読まれている新聞というのは、サンケイリビング新聞です。私が調査した結果、住んでいる私たちが当たり前になっている自然の中に魅力がある町で知らないから来ないということもあるように思いました。渓谷から箱島の名水ほたるまでの観光資源を知名度アップして、意識づくりまでちょっとした目先の変わったイベントを掲載しつつ、広報し続けていくことだと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

議長（菅谷光重君） 願います。

町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。

たまたまふれあい公園には、ドッグランの計画をずっと以前からしてありまして、そんなにも犬を飼っている方が多いという認識は私は持っていませんでしたが、ドッグランの構想はずっと前からあった。これは先見の明がこの町の職員の中にあっただのかなというふうにうれしく思う次第ではございます。

ボランティアガイドの願いをどのような形でいつまでにする、あとは加工食品であるとか、そういったことをどのようなスケジュールで考えていくか、もうそろそろ急がないといけないかなというところを気づきさせていただきました。あと1年半しますと、吾妻渓谷の国道145号線がまず廃道になる。そして2年半でJRがつけかえになるという、そんな中で、すぐにそのところを散策にというわけにはいかないかなというふうには感じております。工事用道路という形での使い方はあるのかなと思いますけれども、そういったところには、2年半先においてはある程度のボランティアガイドという形でお願いができるようにしておいたほうがよろしいのかというふうに思う次第であります。県の観光局、銀座にぐんまちゃん家という総合的なセンターを設けましたので、そこでも発信をしていただくであるとか、

F Mの関係、こういったところで無料で我が町の紹介をしていただいたり、そういったことができれば、もっと観光ということにつながっていくのかなと思います。

いずれにいたしましても、せっかく残った名勝吾妻峡、吾妻渓谷がもう東吾妻町のものになるんだという、長野原には吾妻峡は結果、なくなってしまうということになるんでしょうか。ちょっとその辺はよくわかりませんが、いずれにいたしましても、我が町の資産である名水百選になっている箱島の湧水、そういったものから点から線に行けるように、吾妻渓谷を中心にこの町全体の活性化というものが図られるように一生懸命考えていきたいと思えます。いろいろなお知恵をこれからもおかしいただければありがたいと思えますが、よろしく願います。

議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

愛犬家の言葉ですが、「ドッグランをつくっていただいて、人間の足湯があるのなら犬の足湯もつくっていただきたい」という愛犬家の話でしたけれども。

ダムと、それに伴う高い技術の人工物と水と浅間の爆発や年月を経てできた自然の動植物の美しさが味わえる渓谷を中心に、各方面のお力を出し合って活性化に結びつけていく千載一遇のチャンスと思えます。ダム課だけでなく、各課の知恵と経験を出し合って、町全体として取り組むべき事業ではないでしょうか。熱意を持ってリーダーシップをとってくださることを望みます。

これで質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） いや、犬の足湯には恐れ入りました。これこそ日本で初めてのことになるんでしょうか。さて、何ていいますか、本当に必要か、需要動向等々を見定めた中で考えて、みんなで前向きに考えるのも、せっかくドッグランができるんだったら、犬の足湯も楽しいかもしれません。その辺も考えてみたいと思えます。

いずれにしても、こういった楽しい前向きな考え方で、この町もいろいろな観光政策、住民に対するサービスの施策につきましても考えていきたいと思えます。きょうはどうもありがとうございます。

議長（菅谷光重君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

須崎幸一君

議長（菅谷光重君） 続いて、5番議員、須崎幸一議員、お願いします。

（5番 須崎幸一君 登壇）

5番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして、質問をいたします。

昨今のマスコミ報道によります食の安全化が問題視されている中、この町の農業政策について、町長の考え方をお聞きいたしたいと思います。

農業政策につきましては、国において1961年に農業基本法が制定されて以降、米の生産調整、外国からの農産物輸入自由化問題、高度経済成長期によるところの農村から都市部への人口流出、それによります農業後継者不足などの問題を抱える中で、農業政策の転換を余儀なくされ、1999年には、食料・農業・農村基本法の法律が制定されるに至っております。現在その法律を中心に、国では農業政策を総合的かつ計画的に行っておるところだと思っております。また県においては、農業の持つ役割である食料の安定供給、自然環境の保全等を踏まえ、産業としての発展を目指して、群馬県農業振興プラン2010を策定して、さまざまな施策を展開しているようであります。

国や県の施策と連動しながら、当町もいろいろな施策を実施していることと思います。そこで、農業を取り巻くこのようなさまざまな問題を踏まえ、これから申し上げる点について、町の基本的な農業政策の考え方、そして実施効果の確認方法と、さらにその後の見直しについてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

最初に、肥料・飼料・原油の高騰に対する農業対策について。

次に、農業に係る就業人口の減少対策について。また遊休農地の活性化について。

農産物に係る食の安全対策。例えばトレーサビリティ等の確立でございます。

そして地元農産物のブランド化。

さらに地産地消の推進策。

また、農産物の安定した価格維持対策。

さらに、農業振興の推進策、これにつきましては、平成18年6月の定例議会の一般質問の中で町長は、農業振興の推進策として町や農協、有識者等によります検討チームは必要であるので、早速検討すると答弁されていますが、その後どうなったのでしょうか。

次に、鳥獣による農業被害防止対策についてでございます。ことしの2月に施行されまし

た鳥獣被害防止特措法に基づく町としての被害防止計画の策定予定はあるのでしょうか。

最後になりますけれども、都市交流の中での農業の活性化対策、例えば、杉並区との交流の中で、子供たちの農業合宿体験、農業と消費者との栽培契約、さらに農産物の宅配等の農業活性化対策が考えられますが、町長のお考えをお聞きいたします。

以上質問といたします。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 町の農業政策についてでございます。

まず、肥料・飼料・原油高騰に対する町の農業対策でございますが、本定例会に補正予算をお願いいたしましたイチゴハウスの循環扇導入や、菊重量選別機導入も省エネ対策の一部と考えております。今後も、事業の実施に当たっては、農家、指導機関、町が一体となって、農家のためになる必要な施策を積極的に実施し、品質向上、省力化、省エネ事業を実施し、農家経営の安定、所得向上を図りたいと考えております。

また、肥料高騰対策の中心となる有機農業の推進ですが、既に町内には大規模畜産企業等が進出し、そこからの堆肥の有効活用を積極的に進めるべく、コンニャクやトマト栽培に活用するための試験が既に実施され、今年度より一部農家で実用化もなされております。

今後も、ほかの作物への活用試験も予定されており、高騰する化学肥料にかえ、優良堆肥を中心とした有機農業を推進し、耕畜連携をより一層図っていききたいと考えております。

農業の担い手育成・支援対策ですが、町では、東吾妻町地域担い手総合支援協議会の設立総会を本年3月14日に開催し、県知事の承認も得たところであります。現在、認定農業者の拡大に向けた対策を実施すべく、県関係指導機関との調整を進めておりますが、認定農業者になることによるメリットを拡大する必要があると考えております。町独自の認定農業者拡大施策として、認定農業者に対しては、補助事業を実施する際に町費補助率の引き上げ等を検討したいと考えております。

遊休農地・耕作放棄地対策でございますが、現在、耕作放棄地全体調査を農業委員の協力を得て、現地調査を実施しているところであります。当町、とりわけ旧吾妻町には、農業振興農用地に指定されている山林も多くあり、この調査結果により現在見直し作業を行っております東吾妻農業振興地域整備計画に反映をさせたいと考えております。

町内での積極的な取り組みとしては、あがつま農業協同組合が中心となった農作業受託者

協議会が設立され、水田の耕起からもみすりまでの作業を受託するシステム化が定着しつつあり、水田の遊休農地の発生を防いでおりますし、畑地においては、農業生産法人による大豆や長ネギ栽培が3年目となり、遊休農地解消に寄与をしております。しかし、国が目標としている5年以内の耕作放棄地解消は、農業人口の減少、有害鳥獣被害地域の拡大、農作物価格の安値、原油高騰や開発途上国の農業進出による肥料、農業資材の高騰などの要因を受け、困難な状況にあります。

このような状況ではございますが、町は土地改良事業による土地基盤整備の推進、認定農業者等担い手農家への農用地集積の推進、農業施設・機械等の近代化を推進するとともに、農作物輪作体系を確立することにより、もうかる農業、農家経営の安定、所得向上により、優良農地の維持確保を行いたいと考えております。また、耕作放棄地で非農地に認定された農地については、林地としての適正な管理をしていただくため、国庫補助事業の美しい森林づくり基盤整備交付金事業により造林していただけるよう、町、農業委員が一体となって推進したいと考えております。

農作物に係る食の安全対策でございますが、平成18年5月29日より農作物に残留する農薬に対してポジティブリスト制が導入をされ、原則としてすべての農薬に作物ごとの使用基準または適用のない作物では、0.01ppmという厳しいものとなっております。この対策として県では、群馬県農薬飛散防止協議会が設置され、下部組織として吾妻郡では、吾妻地域農薬飛散防止対策指導班が組織されました。活動内容は、農薬の適正使用はもとより、飛散対策として、講習会、実演会、実証圃の設置、巡回指導、先進地事例研修が開催されていますし、販売するすべての農家がすべての農作物を対象とした農作物栽培管理記録簿の記帳、農協への提出に取り組んでおります。

このような取り組みを進めていますが、平成20年1月までに国産農作物の残留基準値を超える農薬違反が59事例、うち県内で4事例発生をしております。今後も、農薬適正使用の啓発に係る説明会や、飛散防止のためのドリフト軽減ノズルの導入促進や圃場周辺の防止ネット、障壁作物の栽培等を奨励し、農薬散布前には必ずラベルを確認して、誤った散布をしない、周辺作物へ農薬を飛散させない取り組みを徹底していきたいと考えております。

また、万が一農作物から残留農薬基準値を超えるものが検出された場合には、食品衛生法に基づく販売の禁止や回収命令等の処分が行われ、出荷自粛となることから、あがつま農協では、出荷する花を除く農産物に対し、ポジティブリスト保険を対象とし、全農群馬、あがつま農協、生産者が負担しております。生産者負担は、農産物出荷量10キログラム当たり1

円となっております。この生産者負担軽減策を町としても検討したいと考えております。

特産品づくりの推進、地域ブランドの推進でございますが、中山間地域の特徴でもある標高差、昼夜の温度差等を活用した特産品づくりを積極的に進めたいと考えております。現在、販売価格や収量が安定しているスプレー菊、ナス、トマト、コンニャク、イチゴ、ミョウガ等は、市場でも高い評価を得ております。また直売として、リンゴ、ブドウ、ブルーベリーなど果樹も安定しております。また、少面積な栽培ではありますが、群馬県が育種したフキノトウ専用種の春いぶきや初秋に収穫するズッキーニも、価格や労力的に見て有望だと思われれます。

今後、特産品としての作物を関係機関と協力しながら導入したいと考えております。

地産地消の推進でございますが、現在、学校給食の食材としての活用が進行しつつあり、より一層の拡大に向け、関係機関との調整を進めたいと考えております。また、一般家庭では、スーパーや農産物直売所での購入が主だとも思われます。農産物直売所では、豊富な品ぞろえが地産地消の拡大にもつながるため、関係機関の指導や生産者の努力・研究により多作物、多品種の供給と、安全・安心な農作物をアピールする栽培履歴の公開が不可欠となっております。このため、関係指導機関の協力を得て、地産地消を推進したいと考えております。

農作物の安定した価格維持対策についてでございますが、町では、県で実施する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業により、夏秋トマト、夏秋ナス、フキ、枝豆、ミョウガの5品目が対象となっております。この補給事業は、対象野菜ごとに対象市場群別、対象出荷期ごとに保証基準額、最低基準価格が設定されており、この保証基準額から最低基準価格の間に出荷された平均販売額の8割に対象出荷数量を乗じた金額が国・県、市町村、全農群馬、農協、生産者が負担した資金により交付されるものでございます。近年、市場での農産物価格は、品質にはもちろん影響しますが、主要野菜では、5%生産・出荷量がふえると価格は半値と言われております。市場、契約・直売の販売形態がありますが、市場出荷の場合は共販組織である農協への共販率を高めるとともに、栽培計画の徹底が求められております。

農業振興の推進策における検討チームについてでございますが、町内5地区中4地区で各地域農業振興協議会がありますし、残る東地区についても、設立のための準備会が開催されたと聞いております。この農業振興協議会は近年、先進地事例研修などが中心となっておりますが、過去には、土地改良事業の推進や新規作物の導入試験圃の設置がなされたと聞いております。この協議会は、地域別に議員、農協理事、農業委員、農研連役員、畜産協議会役

員など、広範な委員さんにより構成をされております。地域ごとに抱える問題や栽培する作物も異なっておりますし、耕作条件も異なっています。

今後、地域の問題だけでなく、町の抱える農業に関する問題や新規作物の検討、農地の流動化、耕作放棄地の解消施策、耕畜連携による堆肥の有効利用など広範な課題を町から投げかけ、願ひする中で議論し、方向性や解決策を見出していきたいと考えております。

鳥獣による農業被害防止策でございますが、本年2月に施行された鳥獣被害防止特別措置法に基づく町の被害防止計画について検討しておりますが、特措法の問題点は、1つとして、特別交付税のかさ上げについては、具体的な交付額として特別措置法分が数値化できない。2つ目、本県は、既に鳥獣の捕獲権限が町に移譲済みとなっているということでございます。3番目として、特措法で実施する鳥獣被害対策実施隊は、全国的に高齢化・過疎化により有害鳥獣捕獲隊を編成できない市町村において実施隊編成を想定したものであって、当町においては現在、猟友会より選出された捕獲隊員が献身的な協力により捕獲に従事をしていただいている。

以上のような理由から、被害防止計画を策定したことによる恩恵は少ないと思われまふ。町では、既に野生動物による農産物被害対策事業を実施し、電気さくやイノシシネット、ナマコトタン等を設置した場合には、事業費の3分の1を補助しております。対象となる農業者が1人の場合には、独立した圃場や緊急措置的に実施する場合で、集落全体で設置する場合には、県の補助事業により事業費の75%を補助しておりますし、捕獲隊員による捕獲により農作物被害の軽減を図っているところでございます。近年では、農家の方がわな免許を取得し、耕作地へわなを設置する捕獲対策も実施されております。

今後においても、所有耕作地は所有者が守れるよう、町としてもわな免許の取得を推進したいと考えております。

さて、都市と農村の体験型交流の推進でございますが、リンゴやブドウなどの観光果樹園の開設とリンゴのオーナー制が定着しつつあります。また、今年度から試験的にスタートした学校教育における農林漁業等体験活動を視野に、教育委員会や農協、農業団体と協議を行い、早期に体制の整備を整えて、地域活性化を模索したいと考えております。

いずれにせよ、農家の所得向上、経営安定なくして農業後継者問題や耕作放棄地・遊休農地対策は解決できないと思われまふ。現時点で話題性のある作物もありますが、本町の農業は、大面積を耕作することが可能なコンニャクを中心とした複合経営に頼らざるを得ない状況です。しかし、9月12日の上毛新聞の1面に掲載された新多角的貿易交渉が妥結し、コン

ニャクが関税削減率の高い一般品目となった場合には、コンニャクを販売目的で栽培している町内の農家207戸のうち、機械化の進んだ比較的大規模な農家や加工販売まで行っている数件の農家だけになってしまうことが心配されるとの記事がございました。

農業に関する動向を注視しながら対策をとってまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導とアドバイスをお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を1時10分といたします。

（午後 零時10分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 1時10分）

議長（菅谷光重君） 続いてお願いします。

5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 10項目にわたる質問に対して、町長も細かく説明をしていただき、ありがとうございました。

今後の町の第1次総合計画における農業政策については、実施計画書に基づいた形で今後やられると思いますので、常にその実施効果というものを検証していただいて、効果の上がる事業をぜひ町の農業振興に実施していただいて、努めていただきたいというふうに思っております。

また、町の特色を生かしました東吾妻町の農業振興プランを策定して、住民に対し説明責任が果たせる形で情報公開を積極的に行って、住民の理解と協力のもとに農業政策のさまざまな施策をぜひ実行していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） これからの進捗状況であるとか、そういったもの、それから農業振興

プラン、それにつきましては、今後検証を進めていきたいと思いを。

なお、県は、先ほど質問の中でおっしゃっておられた群馬県農業振興プラン2010により、平成22年度までの農業振興策が決まっております。東吾妻町には現在、合併前の吾妻・東農業振興地域整備計画書と吾妻農業振興地域整備計画書が2つに分かれてございます。町村合併により既に東吾妻農業振興地域につきましては、平成18年6月6日に県報で告示とされており、合併をした新しい地域を対象とした東吾妻農業振興地域整備計画書を現在作成しているところでございます。この計画の中には、農用地の利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、農業近代化施設の計画など、東吾妻町が今後5年間に進める方策を記載する予定になっております。

なお、この計画は変化する農業情勢や、農業近代化施設計画の修正を行うため、5年後に見直しを行うこととなっておりますが、5年後と言わずに随時計画を見直していく、進捗状況を確認する、そういった形に努めたいと考えておりますので、今後の推移を見守っていただければありがたいと思いを。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

金 澤 敏 君

議長（菅谷光重君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

3番（金澤 敏君） では、通告に従って、私の一般質問をさせていただきます。

この通告文を出した後、そう、つい先日から、厚生労働大臣が後期高齢者医療制度を廃止し、新たな医療制度の創設を検討すると明らかにしました。きょう決まると思われる総裁候補も、国民に理解されないなら大幅な見直しは当然と発言したと報道されています。一説では、国民をだますための総選挙目当ての発言と言われていますが、しかし国民の怒りの広がりの中では、国民が支持しない制度は大胆に見直すべきと言わざるを得ない、まさに敗北宣言ともとれる表明につながったものと考えられています。

当町にも何度かこの制度の問題点を指摘し、大幅な見直しや中止・撤廃と請願が出されましたが、そして私もその都度紹介議員になり、何とか採択し、この議会が町民の怒りにこた

えていていただきたいと思っていました。今議会前までは不採択で推移していましたが、今議会に関しては趣旨採択として、一定の議会の意思表示ができたと思います。しかし、今でも私は採択し、意見書の提出をしていただきたかったと考えております。

さて、この後期高齢者医療制度を含む医療構造改革は、平成18年6月に小泉自民・公明政権がごり押しで強行採決しました。この医療構造改革により、じわじわと低所得者層の生活や健康に負担を強いられてきています。ここに日本医療政策機構のアンケートがありますが、そのアンケート結果で、過去1年間にぐあいが悪くなくても医療機関に行かなかったという人の割合は、高額所得者、年間世帯収入が800万円以上ある方は16%に対して、低所得者、年間300万円未満は40%を超えています。命の格差が確実に拡大しているというのです。この医療構造改革は、数多くの問題点を有していますので、これから幾つかの点に関して町長の考えを伺ってまいります。

まず第1に、65歳から74歳の障害者の方々は、後期高齢者医療制度に加入するかしらないのか、自身の選択となっております。しかし、10道県では事実上強制加入とされています。それ以外の県でも、加入しなければ医療費助成を制限する県や、今後検討するとしている県も少なくありません。この群馬県ではいかがでしょうか。もし制度からの排除や検討などをなされていたら、医療費継続を町としても要求してもらいたいのはもとより、障害者の医療、福祉を守る役割から、もしも助成から外れていたら、障害者の不利益を町が独自の助成で救済する考えがあるのか、町長の考えを伺いたいと思います。

2つ目は、医療病床を35万床から15万床へ6割近く削減する問題についてであります。政府と与党の医療費給付を減らすためには、入院用ベッド自体なくしてしまえという極めて乱暴な計画で、策定時の担当者も今では、このままでは医療・介護難民が大量に発生すると、国の支出削減ありきの無責任な計画だったことを認めています。共同通信が行った全国市町村アンケートでも、この計画に反対の首長は半数を超えています。各地の医師会、病院会、療養病床協会なども反対の声を上げています。当町も、国の施策だからと傍観を決め込むことなく、地域の医療・介護体制を守る観点から、反対の声を上げるべきだと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

3つ目は、特定健診の問題です。一般的にメタボ健診と言われている健診です。

肥満の人を非国民扱いし、同じ保険に加入する全員に連帯責任を負わせる制度です。特定健診の実施率、特定保健指導の実施率、メタボの該当者及び予備軍の減少率の目標を示し、達成を要求して、達成率が低ければ、後期高齢者医療制度に対する負担金の上積み、これは

保険料の値上げというペナルティーとして返ってきます。私も、健診の徹底や病気予防の推進は当然と考えていますが、しかし健診の目的はあくまでも受診者の健康であり、それが肥満の人などを健康づくりを怠ったと決めつけてペナルティーを課すなど、本末転倒ではありませんか。

このままでは、公的医療保険制度の変質を招くと思われま。既に企業の中には再雇用の条件として、「肥満ではない」との項目を入れたり、メタボ体型の人の採用を見送る方針を検討中という事態が進行中です。健診の目的を受診者の健康ではなく、国民同士を対立させ、医療費のかかる人を排除する制度です。まさに問題だらけのこの健診制度の撤回を含む何らかのアクションを起こすことは考えられないでしょうか。国や県の下請となるのではなく、町民の安全や生活を守るためにも、この町独自でできる施策はないかと真剣に考えてもらいたいと思っています。全体的に、国の悪政に対して町民を守る方向にしっかりと取り組んでもらいたいと思います。このことに関しても、町長の考えを伺いたいと思います。

これらの問題以外にも、この医療構造改革はまだまだ問題がありますが、今回の質問は、この3点について答えを求めたいと思います。

議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 医療構造改革により命の格差が拡大している現状を打開する施策についてとの質問要旨でございます。

まず、第1点目、障害のある方の福祉医療費補助金についてでございますが、平成20年4月1日、健康保険法の一部改正により高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、後期高齢者医療制度が創設されました。同時に群馬県では、65歳以上75歳未満の障害者の方が後期高齢者医療制度に入っても入らなくても福祉医療の対象とすることとし、群馬県福祉医療費補助金交付要綱も改正をされております。この背景には、群馬県は全国に先駆けて昭和43年に福祉群馬を宣言したことがあるのではないかと考えております。また、昭和46年10月から老人医療費助成制度に対して県費補助を行い、その後、福祉医療費補助金制度が拡充されてきております。現行制度で助成をなくすことはないと考えておりますが、今後も県に対して、さらなる福祉医療費補助金制度の充実を求めていく考えでございます。

次に、療養病床の件でございますが、国及び都道府県は、それぞれ医療費適正化計画を策定し、平成20年度から24年度の計画で療養病床の再編成等を進めていくことになっており

ます。東吾妻町における該当医療機関は原町赤十字病院となりますが、療養病床数は6月1日現在39床で、すべて医療保険適用であり、介護保険適用はありません。郡内においては、中之条町に介護保険適用病床医療機関が2機関あり、今後の再編成を踏まえ、介護の必要性の高い方に対し、一定の医療サービスが提供できる介護療養型老人保健施設等への転換が必要となってまいります。この介護療養型老人保健施設への転換が全国的に整備されていないのが実情でございます、問題視をされているようでございます。新聞等による情報も錯綜しており、削減する療養病床数の緩和措置がとられるようでもあります。ちなみに、医療制度改革関連法案が決まった平成18年には、当時38万床あった病床のうち介護型療養病床13万床を全廃し、医療型療養病床25万床を4割減らして15万床にする方針でございました。ですので、38万床が15万床という方針でありました。ところがことしの初めには、この15万床に5万床上乗せした20万床程度を存続させる方針を固めたという朝日新聞の記事もあり、医療療養病床の削減はかなり流動的になっているものと考えておりました。そして5月24日の毎日新聞には、「療養病床削減を断念」と、「25万床維持が必要 厚労省」、こんな見出しの記事がございました。医療型療養病床25万床を現状維持する方針に転換したとのことであります。また7月26日の読売新聞では、厚生労働省は7月25日、約35万床を2012年度末に約18万床まで削減する計画を緩和し、約22万床にとどめる方針を決めたとあります。この数字のいずれが正しいのか、今現在判断はしかねております。

今後、厚生労働省の動向に注意し、療養病床の再編計画の見直しについて、郡町村会や県と協議をしたいと考えております。

さて、3つ目の特定健診制度に関するご質問でございますが、この特定健康診査は、単に肥満の人を限定するものではなく、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重病化を予防する目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この対策の柱として、2006年の健康保険法の改正によって市町村などに採用が義務づけられ、本年4月より40歳から74歳の保険加入者を対象として導入され、スタートした制度であります。今までの現行の診断では、医療機関ごとに検査方法、検査機器等の違いにより、基準値や健診判定値の違いがあり、異なる健診機関のデータを比較することができませんでした。しかし、この特定健康診査では、実施した健診機関を問わず、保険者はデータを一元管理し、リスクの高い者から優先的に保健指導を行うことが求められており、検査測定値の標準化を行うことができるようになっております。これにより、診断基準に沿い、複数のリスクを持つ受診者に対し医師、保健師等による保健指導が行われ、単に病気の人を拾い上げるのではなく、病気にな

りそんな数値的予備軍の方々を減少させるための早期指導を行うことが目的でございます。決して肥満の人を非国民扱いしたり、排除する制度ではないと考えております。とり方ではございますが、ペナルティーについては、気分のよいものではありませんが、これにより健診率を向上させることが町民全体の病気の予防になり、当町の方々がみんな健康な生活を送れることになればと考えております。町民の健康管理と、あわせて医療費の抑制に努めることが町の使命と前向きに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

また、町民の皆さんにご協力をいただき、健診と受診に関するアンケートを実施し、結果を8月号から3回にわたり広報等に掲載をしております。そして、群馬県国民健康保険団体連合会、群馬大学医学部保健学科の協力のもと、平成20年度、21年度のモデル事業として、東吾妻町健康づくり推進協議会生活習慣病予防対策部会を立ち上げ、各地区27人の方々により9月10日に初会議を開催し、群馬大学医学部佐藤教授に基調講演をいただきました。今後、健康づくりの具体的な話し合いを進めていく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきますが、町民の健康管理につきましては、みんなで一緒に考えていきたいと思っておりますので、これからどうぞよろしく願いしたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 群馬県につきましては、障害者の医療費助成をこのまま行っていくという答弁をもらって、障害者にかわって一安心というところでございます。

そして、2つ目の質問で出しました病床を減らすという問題に関しても、医師会、病院会、療養病床協会、そして全国の市町村長等の反対の意見が出たことによって厚生労働省が考え方を改めていったということが見てとれると思っておりますので、やはり本当に国や県の下請になることなく、自治体の住民の安心・安全のために、県や国へも意見をどんどん言っていってほしいと思っております。そうすれば、このように国が決めた制度ですら見直しをして、国民や住民のためになる施策に変えられていくと思っております。特に今、本当に後期高齢者医療制度に関しても流動的な状況です。ですから、このことについて、今私がいろいろ言ってもまた何カ月後には変わってしまうと思っておりますので、このことについては何も言うことはないんですけれども、最後の質問のメタボリックシンドロームに関するこのペナルティーの問題に関して、やはりもっともっと、確かに今町長が気分のいいものではないと言ったように、ここは何のために住民の方々に健診をしてもらうのかと、そこをつかめば、ペナルティーを課すような制度はやはりおかしい。それが結局保険料の値上げにつながっていくというところにつき、ごくこの制度の問題点があると思っておりますので、このことに関してもう一回町長の答弁を伺

いたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 2点目の療養病床の件についてもちょっと触れさせていただきますが、特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、いろいろなさまざまなものがこの吾妻郡にもございます。そんな中でも、介護型病床群という形でお世話になっている方もかなり多く見受けられます。それによって随分私どもの町としても、地域の福祉計画という中ではありがたいと思っておる次第でございます。

今後、どうしても大都市中心にこういったものが多くなっていくという傾向にありますけれども、私どもも必要最低限の数だけはどうしても確保しなければいけない、そんな考えでおりますので、今後とも発信を続けていくつもりでございます。

さて、メタボリックシンドロームという形で、特に特定健診の問題が取り上げられておりますが、確かにペナルティーというのは気分のいいものではございません。しかし私どもも、保健センターで一生懸命健診を受けてくださいという活動をしております。健診を受けなかった方には、毎度毎度はがきを出すなりご通知を申し上げて、何度も何度も健診を受けていただくよう督促をしているようなところもございます。ところが、なかなか健診率も上がらないのが実情です。そういった中で、業を煮やしたという表現をしたら、これは国のほうにも失礼なんでしょうか、そういったような面もあるかと。そしてやはり健診を受けないと始まらないというのがまずあると思いますね。ですからそういった中で、いずれ、とりあえずはこれを県の下請、国の下請として甘んじて受けても、特定健診の受診率がアップすることになれば、この町の方々がもうちょっとより健康に留意をされるという自発的な意識にもなりますでしょうし、それによって発見される病気の予防につながるということで進めていきたいとは考えております。

ただ、これもまだ始まったばかりでございます。先ほども申し上げたように、県のモデル事業として生活習慣病の予防対策部会を立ち上げたのが、本当につい最近の9月10日でございます。これによって皆さん、町内の委員の方々のご意見をお伺いする中で、また新しい考えも出てこようと思います。それに基づいて、国・県に申し上げるべきことがあれば小さな町村としても一生懸命発信をしていこうと考えておりますので、今後の動向を見守っていただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 本当に流動的な、私がこの通告用紙を出した後も大分動きがあったも

のですから、私としてもこの推移を見守っていきたいと思います。そしてまたある程度のところでもた一般質問等をさせていただいて、またその時点で町長のお考えを伺いたいと思います。

今、町長の発言の中に、国や県に対しても意見を発信していくんだということがありました。ぜひ町民の利益を守る、町民の安全を守ると、そういうしっかりした視点で発信してもらいたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 町長、答弁は。答弁が欲しいね。

金澤議員、どう。

3番（金澤 敏君） あれば。

議長（菅谷光重君） あれば。

町長。

町長（茂木伸一君） 町民の生活を守るということは、当然我々として一番先に考えなければいけないということでもありますので、国の政策が私にとっても机の上だけで議論されているのではなからうかと思うようなことが時折ございます。そういったものについては強く抗議の声も上げようと考えております。その一つが、年度途中で徴収の方法を変えるであるとか、そういったようなことも、町にとっても非常に迷惑なことです。ただそれは年度途中ということで、住民の方にとってはいいのかもしれませんが。その辺のところもでございます。その辺のところを折衷案で、いずれにしても町民の目線ということで町の役場はそれを考えるべきだというふうにも思っております。後期高齢者医療制度についてもちょっとそんなことがございましたが、地域福祉のために一生懸命やりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

議長(菅谷光重君) お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

#### 町長あいさつ

議長(菅谷光重君) これをもって本日の会議を閉じます。

閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 平成20年第3回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る9日に開会されました今期定例会におきましては、当初お願いをいたしました人事案件3件、報告事項5件、東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部改正など条例関係2件、平成19年度一般会計歳入歳出決算認定についてなど決算関係10件、平成20年度一般会計補正予算についてなど予算関係5件、その他工事請負契約の締結についてなど3件のほか、追加案件として伊香保ゴルフ倶楽部からの脱退提案をさせていただきましたが、すべてを原案どおりにご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しましても感謝を申し上げます。どうもありがとう

ございました。

さて、今月総務省は、敬老の日にちなみ、高齢者等の統計調査を発表いたしました。65歳以上の方は2,819万人となり、総人口に占める割合は22.1%と過去最高を更新いたしました。特に100歳以上の高齢者は、調査が始まった1963年には153人でしたが、今回では3万6,276人となり、45年間で文字どおり日本が世界一の長寿大国になったことを示しているものと思います。当町でも100歳以上の方が9人いらっしゃいます。皆さんとともにその長寿に対し、祝意を贈りたいと思っております。

今後の当面する行事といたしましては、30日に戦没者追悼式をコンベンションホールで挙行の予定でございますので、ご参列を賜りたいと思っております。また、これから吾妻郡郡民体育祭、町民運動会等のスポーツ行事や、秋の収穫に感謝するイベントなどの各種行事が予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思っておりますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げて、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

#### 議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 閉会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年第3回定例会は、9月9日から本日まで14日間にわたり開催され、人事案件3件、平成19年度一般会計外9件の決算、平成20年度補正予算5件、条例改正等6件の執行部提案に加え、報告6件、委員会提出の規則改正1件、選挙1件、請願の審査等終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。14日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、そして、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からのお礼を申し上げます。

朝夕めっきりしのぎやすくなり、迎える秋はスポーツ行事や秋祭り、穫入れ等多忙な時期となります。さらに9月28日には郡民体育祭も予定されております。健康には十分ご留意の上、諸般の活動、そしてご活躍をご期待申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

閉会の宣告

議長（菅谷光重君） これをもちまして、平成20年第3回定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午後 1時49分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 大 岡 広 海 (署名拒否)

署 名 議 員 中 井 一 寿

署 名 議 員 上 田 智